

平成 30 年度  
茨城県包括外部監査報告書

「水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

平成 31 年 2 月 27 日

茨城県包括外部監査人

蛭田 清人

# 目次

第1章 外部監査の概要.....	1
I 外部監査の種類 .....	1
II 選定した特定の事件.....	1
III 特定の事件を選定した理由.....	1
IV 包括外部監査の方法.....	2
1. 監査の対象とした機関及び対象事業.....	2
2. 監査の視点 .....	2
3. 実施した主な監査手続.....	3
4. 監査の対象期間.....	3
V 包括外部監査の実施時期.....	3
VI 包括外部監査の実施者.....	3
VII 利害関係 .....	3
第2章 包括外部監査の対象事業等.....	4
I 包括外部監査の対象機関と対象事業の概要.....	4
1. 知事部局 .....	4
2. 企業局 .....	14
3. 公益財団法人茨城県企業公社.....	20
II 監査対象とした事業一覧.....	22
1. 知事部局 .....	22
2. 企業局 .....	23
3. 公益財団法人茨城県企業公社.....	23
III. 参考資料 .....	24
1. 茨城県の水道普及率.....	24
第3章 包括外部監査の指摘又は意見.....	26
I 知事部局 .....	26
1. 政策企画部 水・土地計画課.....	26
2. 保健福祉部 生活衛生課.....	28
II 企業局 .....	34
1. 本局 .....	34
2. 県南水道事務所.....	46
3. 鹿行水道事務所.....	59
4. 県西水道事務所.....	70
5. 県中央水道事務所.....	79
6. 水質管理センター.....	88

Ⅲ 公益財団法人茨城県企業公社.....	92
第4章 過去の包括外部監査報告書の指摘に対する措置状況.....	104
Ⅰ 平成15年度包括外部監査報告書.....	104
第5章 監査の指摘又は意見項目別一覧.....	115
Ⅰ 知事部局 .....	115
Ⅱ 企業局 .....	115
Ⅲ 公益財団法人茨城県企業公社.....	117

## 第1章 外部監査の概要

### I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

### II 選定した特定の事件

水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

### III 特定の事件を選定した理由

茨城県は、地下水が豊富であることや、集落が散在している等の地理的な特徴により、水道の普及が遅れていたため、昭和53年度に「茨城県水道整備基本構想」を策定し、県営水道用水供給事業を中心とする広域的な水道整備の推進に努めてきた。平成3年度には、確保水源の広域的な活用と効率的な施設整備を図るため、県営水道用水供給事業の一元化を基本方針とし、「新茨城県水道整備基本構想」を策定した。平成14年には水需給計画を見直し、水道を取り巻く環境の変化に応じた水道整備の指針となる「茨城県水道整備基本構想21」を新たに策定した。この構想では、県全体の水需給の均衡、水道水質の安全確保、水道の未普及地域の解消など、広域的な水道の整備計画の方向性を明らかにしている。県はこの構想に基づき広域的な水道整備の促進を図っている。

茨城県企業局の水道用水供給事業は、県南広域水道用水供給事業、鹿行広域水道用水供給事業、県西広域水道用水供給事業、県中央広域水道用水供給事業の4広域事業を行い、県内の37市町村に対して水道用水を供給している。工業用水道事業は、那珂川工業用水道事業、鹿島工業用水道事業、県南西広域工業用水道事業、県中央広域工業用水道事業の4事業を実施し、約250の事業所に工業用水を供給している。

このように、県は、広域水道の推進等を、茨城県企業局は、水道用水供給事業、工業用水道事業を実施し、県民、地元企業に重要な社会基盤を提供している。近年、水道事業は人口減少社会の到来に伴う収入の減少、管路等の老朽化の進行、水道施設の多額の更新費用などさまざまな課題が想定され、そのような中で、県は、水道事業者の広域連携の推進役として、企業局は、水道用水供給事業等の事業者として、その役割は重要性を増している。

よって、県内の水道事業の現状や課題、企業局の経営管理等の状況を聴取した上で、その財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査することは有意義と考え、特定の事件（テーマ）を選定した。

#### IV 包括外部監査の方法

##### 1. 監査の対象とした機関及び対象事業

###### (1) 知事部局

対象機関	対象事業
政策企画部 水・土地計画課	・水資源の確保対策 ・工業用水道事業の促進
県民生活環境部 環境対策課	・水質保全対策
保健福祉部 生活衛生課	・広域水道の推進 ・水道施設の整備・普及促進 ・水質の安全確保

###### (2) 企業局

対象機関	対象事業
本局	・水道用水供給事業 ・工業用水道事業
県南水道事務所	同上
鹿行水道事務所	同上
県西水道事務所	同上
県中央水道事務所	同上
水質管理センター	同上

###### (3) 出資団体

対象機関	対象事業
公益財団法人茨城県企業公社	・浄水場運転管理 ・水道工事監督補助 ・水道普及促進・啓発

##### 2. 監査の視点

監査対象事業の財務事務の執行について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 地方自治法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 地方自治法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意して、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

また、企業局及び公益財団法人茨城県企業公社については、経営に係る事業の管理についても監査を実施した。

### 3. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

### 4. 監査の対象期間

原則として平成 29 年度とし、必要に応じ平成 28 年度以前も対象とした。

## V 包括外部監査の実施時期

平成 30 年 8 月 8 日から平成 31 年 2 月 1 日まで

## VI 包括外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	蛭田 清人
包括外部監査人補助者	公認会計士	大坪 秀憲
〃	公認会計士	櫻井 友也
〃	公認会計士	田中 俊彦
〃	公認会計士	小沼 俊哉
〃	公認会計士	小林 元
〃	公認会計士	広部 岳彦

## VII 利害関係

選定した特定の事件については、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 包括外部監査の対象事業等

### I 包括外部監査の対象機関と対象事業の概要

#### 1. 知事部局

##### (1) 政策企画部水・土地計画課

#### ① 水・土地計画課分掌事務

水・土地計画課では、以下の分掌事務を担っている。

- 1) 土地利用に関すること。
- 2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関すること。
- 3) 長期水需給計画に関すること。
- 4) 水資源の確保及び利用に係る調整に関すること。
- 5) 地下水の採取の適正化に関すること。
- 6) 工業用水に関すること。

#### ② 平成29年度水資源対策等施策の概要

(「平成29年度 企画部の概要」より対象とした水道関連事業を抜粋)

水資源開発事業を促進するとともに、地下水の保全と適正利用に努め、安定した水資源の確保を図る。また、工業用水の水源確保に努めるなど、工業用水道事業を促進する。

##### 1 水資源の確保対策

霞ヶ浦導水事業などの水資源開発事業の促進や、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づく、地下水の保全と適正利用により、安定した水資源の確保を図るとともに、渇水時においても、所要の対策の調整等により、合理的な水利用に努める。

##### 2 工業用水道事業の促進

工業用水の水源確保や、企業局への貸付けの実施等により、低廉かつ安定的な工業用水が供給できるよう、工業用水道事業の促進を図る。

1) 水資源の確保対策	<p>ア 水資源開発事業の促進</p> <p>国等が実施する水資源開発事業について、関係機関との所要の協議調整や、国等への要望活動等を実施し、安定した水資源の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 霞ヶ浦導水事業（事業主体：国土交通省，工期：昭和51年度～平成35年度予定）</li><li>・ ハッ場ダム建設事業（事業主体：国土交通省，工期：昭和42年度～平成31年度予定）</li><li>・ 思川開発事業（事業主体：水資源機構，工期：昭和44年度～平成36年度予定）</li></ul>
-------------	---

	<p>イ 地下水の保全・利用対策</p> <p>広域的な地盤沈下を防止するとともに、地下水が将来にわたって有効適切に安定した利用ができるよう、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、鹿行・県南・県西地域の30市町村において、一定の基準を超える地下水採取を許可制とし、地下水の保全と適正利用を図る。</p> <p>ウ 渇水対策の調整</p> <p>渇水時において、できるだけ円滑な取水ができるよう、関係機関と渇水対策に係る連絡調整等を行い、合理的な水利用を推進する。</p> <p>エ 水資源啓発活動の実施</p> <p>水資源の有限性と大切さを積極的にPRするため、「水の日」(8月1日)、「水の週間」(8月1～7日)等において啓発活動を行うとともに、水源地域への理解を促進するため、水源地域との交流事業を実施する。</p>
2) 工業用水道事業の促進	<p>産業の振興と地下水障害の未然防止を目的として、工業用水の水源を安定的に確保するとともに、関係機関と所要の協議調整を行い、工業用水道事業の計画的な促進を図る。</p> <p>また、企業局に対し、必要に応じて貸付けを行い、工業用水道事業の経営負担を軽減し、低廉かつ安定的な工業用水の供給を図る。</p>

③ 予算及び決算(平成29年度)

(単位：千円)

事業名	当初予算額	最終予算額	決算額
水需給動態調査費	286	239	199
地盤沈下防止等対策要綱推進調査費	1,077	724	707
地下水適正利用推進費	11,798	11,123	11,053
水資源政策調整費	1,339	1,024	665
水資源開発促進費	3,197	2,848	2,578
水の科学館県関係展示物管理運営事業費	7,300	5,465	5,465
水資源啓発推進費	144	113	98
霞ヶ浦開発事業管理費負担金	48,967	44,874	44,851
工業用水道事業推進費	134	49	24
鹿島工業用水道事業貸付金	30,197	30,197	30,197



(2) 県民生活環境部環境対策課

① 環境対策課分掌事務

環境対策課では、以下の分掌事務を担っている。

- 1) 環境保全施設融資に関すること。
- 2) 地盤沈下防止対策に関すること。
- 3) 公害防止組織の整備に関すること。
- 4) 化学物質管理対策に関すること。
- 5) 工事・事業場のばい煙、粉じん、石綿等の対策に関すること。
- 6) 微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの対策に関すること。
- 7) 大気汚染の常時監視に関すること。
- 8) フロン排出抑制法に関すること。
- 9) 騒音・振動防止対策に関すること。
- 10) 公共用水域・地下水の常時監視に関すること。
- 11) 浄化槽に関すること。
- 12) 霞ヶ浦、涸沼、牛久沼の水質保全に関すること。
- 13) 森林湖沼環境税に関すること。
- 14) 調査・試験研究に関すること。
- 15) アオコ対策に関すること。
- 16) 世界湖沼会議に関すること。

② 平成 29 年度水質保全対策等の執行方針

(「平成 29 年度 生活環境部の概要」より対象とした水道関連事業を抜粋)

2 水質保全対策の推進

河川・湖沼などの公共用水域及び地下水の汚濁の状況を常時監視するとともに、浄化槽の設置や、単独処理浄化槽の撤去に補助を行うことにより生活排水の適正処理を推進するなど、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

1) 水質汚濁の監視観測	ア 公共用水域等の監視観測		
	(ア) 公共用水域		
	公共用水域における水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握するため、水質の監視を行う。		
	調査地点	193 地点 (河川 138, 湖沼 25, 海域 30)	
	調査項目	生活環境項目 BOD 等	13 項目
	健康項目カドミウム等	27 項目	
	特殊項目 銅等	5 項目	
	その他 TOC 等	11 項目	

	<table border="1" data-bbox="528 264 1331 362"> <tr> <td>調査機関</td> <td>国土交通省，県，水戸市，古河市，笠間市，つくば市，ひたちなか市，筑西市</td> </tr> </table> <p>(イ) 地下水</p> <p>有害物質に係る地下水質の汚染状況を把握するため，地下水の監視を行うとともに，有害物質が検出された場合は汚染源特定等のため，汚染井戸周辺地区調査や汚染地区の継続的な監視を行う。</p> <table border="1" data-bbox="528 555 1331 752"> <tr> <td>調査地区</td> <td>37 市町村 87 地区</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td>カドミウム等 28 項目</td> </tr> <tr> <td>調査機関</td> <td>県，水戸市，古河市，笠間市，つくば市，ひたちなか市，筑西市</td> </tr> </table> <p>(ウ) 水浴場水質観測調査</p> <p>安全で快適な水環境の保全と利用に寄与するため，水浴場の水質調査を行う。</p> <table border="1" data-bbox="528 896 1331 1043"> <tr> <td>調査地点</td> <td>18 海水浴場</td> </tr> <tr> <td>測定項目</td> <td>ふん便性大腸菌群数等 6 項目</td> </tr> <tr> <td>調査時期</td> <td>開設前 5 月，開設中 7 月</td> </tr> </table> <p>イ 水環境化学物質調査事業</p> <p>水環境への汚染が懸念されている化学物質について県内の河川・湖沼における実態を調査する。</p> <table border="1" data-bbox="528 1187 1331 1285"> <tr> <td>調査地点</td> <td>16 地点</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td>要監視項目 クロロホルム等 32 項目</td> </tr> </table>	調査機関	国土交通省，県，水戸市，古河市，笠間市，つくば市，ひたちなか市，筑西市	調査地区	37 市町村 87 地区	調査項目	カドミウム等 28 項目	調査機関	県，水戸市，古河市，笠間市，つくば市，ひたちなか市，筑西市	調査地点	18 海水浴場	測定項目	ふん便性大腸菌群数等 6 項目	調査時期	開設前 5 月，開設中 7 月	調査地点	16 地点	調査項目	要監視項目 クロロホルム等 32 項目
調査機関	国土交通省，県，水戸市，古河市，笠間市，つくば市，ひたちなか市，筑西市																		
調査地区	37 市町村 87 地区																		
調査項目	カドミウム等 28 項目																		
調査機関	県，水戸市，古河市，笠間市，つくば市，ひたちなか市，筑西市																		
調査地点	18 海水浴場																		
測定項目	ふん便性大腸菌群数等 6 項目																		
調査時期	開設前 5 月，開設中 7 月																		
調査地点	16 地点																		
調査項目	要監視項目 クロロホルム等 32 項目																		
2) 水質保全 総合対策	<p>ゴルフ場周辺環境調査</p> <p>指導要綱等に基づき農薬による公共用水域の水質汚濁を防止するため，ゴルフ場に対し立入調査等を実施し，農薬の適正使用について指導を行う。</p>																		
3) 浄化槽対策	<p>ア 浄化槽の設置助成</p> <p>(ア) 浄化槽設置補助</p> <p>下水道・農業集落排水施設整備等区域以外において，設置費用の一部を助成。</p> <p>高度処理型浄化槽（N型及びNP型）については，森林湖沼環境税を活用し，個人負担が通常型より少なくなるよう上乗せ補助。</p> <p><b>【補助対象浄化槽】</b></p> <p>&lt;霞ヶ浦流域&gt;</p> <table border="1" data-bbox="432 1912 1275 1960"> <tr> <td>種類</td> <td>補助対象地域</td> </tr> </table>	種類	補助対象地域																
種類	補助対象地域																		

N型又はNP型	北浦沿岸以外の地域								
NP型	北浦沿岸の地域								
<p>&lt;その他流域&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>補助対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N型又はNP型</td> <td>涸沼・牛久沼流域の地域</td> </tr> <tr> <td>通常型又はN型, NP型</td> <td>千波湖流域の地域</td> </tr> <tr> <td>通常型</td> <td>その他の地域</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【補助先】</b></p> <p>○個人設置型：市町村を通して浄化槽設置者に補助</p> <p>○市町村設置型：NP型浄化槽を整備する市町村に補助</p> <p>（イ）単独処理浄化槽撤去補助</p> <p>単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽に転換（単独転換）する場合に、撤去費用の一部を助成（県内全域）</p> <p>（ウ）配管工事費補助</p> <p>単独転換する場合に、配管工事費の一部を助成（市町村設置型（NP型）導入市町村のみ）。</p> <p>イ 浄化槽啓発指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽管理者への啓発用リーフレットの作成配布</li> <li>・ 不適正浄化槽管理者への改善通知書の発送業務</li> </ul>		種類	補助対象地域	N型又はNP型	涸沼・牛久沼流域の地域	通常型又はN型, NP型	千波湖流域の地域	通常型	その他の地域
種類	補助対象地域								
N型又はNP型	涸沼・牛久沼流域の地域								
通常型又はN型, NP型	千波湖流域の地域								
通常型	その他の地域								

③ 予算及び決算(平成29年度)

(単位：千円)

事業名	当初予算額	最終予算額	決算額
公共用水域・地下水監視観測費	44,254	32,870	31,349
水質保全総合対策費	1,837	1,473	1,054
浄化槽啓発指導事業費	1,604	1,564	1,564
浄化槽設置助成事業費	287,771	239,862	230,560
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業費	485,345	398,711	385,806

### (3) 保健福祉部生活衛生課

#### ① 生活衛生課分掌事務

生活衛生課では、以下の分掌事務を担っている。

- 1) 旅館，興行場，公衆浴場（料金の統制に関するを含む。）その他多衆集合する場所の環境衛生に関する事。
- 2) 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号），美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）及びクリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）の施行に関する事。
- 3) ねずみ，衛生害虫等の駆除に関する事。
- 4) 墓地埋火葬等に関する事。
- 5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
- 6) 狂犬病に関する事。
- 7) 動物の愛護及び管理に関する事。
- 8) 化製場等に関する事。
- 9) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の施行に関する事。
- 10) 水道施設整備の指導に関する事。
- 11) 一般飲料水の衛生指導に関する事。
- 12) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号）の施行に関する事。
- 13) 動物指導センターに関する事。  
（食の安全対策室）
  - 1) 食の安全・安心対策の総合調整に関する事。
  - 2) 食品衛生に関する事。
  - 3) 調理師及び製菓衛生師に関する事。
  - 4) と畜場及び食鳥処理場に関する事。
  - 5) 食肉衛生検査所に関する事。
  - 6) 健康増進法の施行に関する事（特別用途表示等に係るものに限る。）。)
  - 7) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）の施行に関する事。
  - 8) カネミ油症患者に関する施行の総合的な推進に関する法律（平成 24 年法律第 82 号）の施行に関する事。
  - 9) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に関する事。

#### ② 平成 29 年度広域水道の推進等の執行方針

（「平成 29 年度 保健福祉部の概要」より対象とした水道関連事業を抜粋）

##### [2] 安全でおいしい水の供給

広域水道の推進や水道施設の整備を通じて水道の普及促進に努めるほか，水質管理体

制の強化や水道水源の水質監視により水道水の水質の安全確保に努める。

### 1 広域水道の推進

広域水道の水道整備を推進するため「茨城県水道整備基本構想 21」に掲げた①安定した水道水の供給, ②安全で安心できる良質な水道水の供給, ③給水サービス向上のための経営基盤の強化の3つの基本方針に基づき, 市町村と連携を図りながら, 県南, 県西, 県中央及び鹿行広域水道用水供給事業を促進する。

また, 水源の有効活用, 施設の効率的整備等を図るため, 県南, 県西広域水道用水供給事業の統合を促進する。

### 2 水道施設の整備・普及促進

市町村の水道整備を促進するため, 国庫補助金の活用を図り, 水道未整備地域の解消に努める。

また, 水道の普及促進を図るため, 水道の役割・必要性・井戸水の現状についてPR活動を行う。特に, 水道整備地区内の未加入者の加入を促進し, 水道普及率の向上に努める。

### 3 水質の安全確保

「水道法」及び「茨城県安全な飲料水の確保に関する条例」に基づき, 水道施設が適正に維持管理されるよう水質管理体制の強化を図る。

また, 県内の地下水の水質汚染が問題になり, 安全な飲料水の確保が課題となっていることから, 「飲用井戸等衛生対策要領」及び「飲用井戸等の安全確保のための指針」などに基づき, 井戸等の設置者に対する衛生対策の充実を図る。

さらに, 「茨城県水道水質管理計画」に基づき, 水道水源の水質監視を行うとともに, 関係水質検査機関において精度管理を実施し, 水道水の安全の確保に努める。

1 広域水道の推進	(1) 水道施設整備指導監督事業				
	国庫補助の対象となった簡易水道等施設整備事業等について, 関係市町村等に対し, 事業計画, 補助申請, 施設工事等の指導監督を行う。				
	① 補助率 1/2 ② 指導監督対象市町等 (13 市町, 1 企業団及び県企業局 30 事業 (見込み))				
(2) 生活基盤施設耐震化等交付金					
水道施設の耐震化等を推進するため, 交付金を交付する。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象事業体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道広域化施設整備費</td> <td>神栖市, つくば市, 茨城町, つくばみらい市</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	対象事業体	水道広域化施設整備費	神栖市, つくば市, 茨城町, つくばみらい市
対象事業	対象事業体				
水道広域化施設整備費	神栖市, つくば市, 茨城町, つくばみらい市				

緊急時給水拠点確保等事業	県企業局（県西広域，鹿行地域），水戸市，行方市，鹿嶋市，神栖市，結城市，つくばみらい市，坂東市，県南（企），ひたちなか市
水道管路耐震化等推進事業	県企業局（県西広域，鹿行広域），水戸市，日立市，古河市
簡易水道再編推進事業	大子町，鹿嶋市

(対象事業体は，要望時点の見込み)

(3) 広域水道事業の指導

① 「茨城県水道整備基本構想 21」に基づき，広域圏ごとに諸問題の解決を図るとともに，広域的な水道整備の促進を図る。

② 県南，県西，県中央及び鹿行地域においては，各広域的水道整備計画に基づき，各広域水道用水供給事業及び各市町村水道事業の促進を図る。

(4) 広域水道用水供給事業の促進

① 水道事業補助金

広域水道用水供給事業の健全化を図るため，企業局の水道事業会計への補助を行う。

ア 事業内容

企業債の元利償還金と水資源機構に対する割賦負担金について補助する。

イ 補助率 7/30，1/3

② 水道事業出資金

広域水道用水供給事業の経営基盤の強化及び資本費の負担軽減を図るため，経費の一部に対して出資する。

ア 事業内容

1) 建設時の出資

水道水源施設及び水道広域化に対する建設改良費に出資する。

2) 企業債元利償還金に対する出資

企業債の元利償還金に出資する。

イ 出資率 7/30，1/3

③ 水道事業貸付金

広域水道用水供給事業の経営の健全化を図るため，水源負担金等に貸付を行う。

	<p>ア 貸付対象 企業債端数，企業債元利償還金，ダム基金</p> <p>イ 貸付利率 0.1%（平成 29 年度）</p> <p>ウ 貸付期間 20 年（10 年据置，元金均等年賦払い）</p>
2 水道施設の整備・普及促進	<p>水道普及整備の促進</p> <p>（1）水道施設整備の許認可・指導</p> <p>「水道法」及び「茨城県安全な飲料水の確保に関する条例」に基づき，事業認可，工事設計の確認，巡回指導，立入検査などを行い，計画的な施設整備と維持管理の適正化を図る。</p> <p>また，保健所を中心として，水質管理の適正化の指導を行う。</p> <p>（2）水道の普及促進</p> <p>水道に対する県民の理解を深めるため，ホームページによる情報の提供，リーフレットの作成・配布，普及啓発パネルのリレー展示，イベントなどによる啓発活動を行う。</p>
3 水質の安全確保	<p>（1）水道水の安全確保対策</p> <p>① 安全な飲料水を確保するため，水道水と井戸水について行政的な見地から水質検査を実施し，水質管理の指導及び一般飲料水の衛生指導を行う。</p> <p>② 水道事業における病原性微生物の実態を把握するとともに，水質管理の強化を図る。</p> <p>③ 水道水源の水質監視，水質検査体制整備に向けての関係機関との協議，検査に係る精度管理の実施等，水質管理計画の推進を図る。</p>

③ 予算及び決算(平成 29 年度)

(単位：千円)

事業	当初予算額	最終予算額	決算額
水道施設整備指導監督費	1,390	658	641
水道普及整備促進費	5,903	7,038	6,612
広域水道事業対策費	1,638	660	464
簡易専用水道等事務処理特例交付金	253	253	253
水道水安全確保対策費	5,107	1,960	1,521
生活基盤施設耐震化等交付金	1,508,642	942,303	823,755
水道事業補助金	468,812	467,812	467,808
水道事業出資金	546,000	535,000	528,000

水道事業貸付金	224,499	213,082	213,082
---------	---------	---------	---------



## 2. 企業局

### (1) 経営の基本

地方公営企業法に定める「経済性の発揮」と「公共の福祉増進」の2つの経営の基本原則のもと、

1. 安全で安心な水を安定的に供給すること
2. 県民ニーズに応えた事業を実施すること
3. 公営企業として常に健全経営をめざすこと

の3つを経営の基本とし、水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域振興事業を通じて、県勢発展の一翼を担う。

### (2) 平成 29 年度事業執行方針

(「平成 29 年度 企業局の概要」より対象とした水道関連事業を抜粋)

① 計画的かつ効率的な事業展開により、経営基盤の強化を図る。

- 1) 企業局経営戦略の推進
- 2) 水道技術の継承に配慮した公益財団法人茨城県企業公社との連携及び民間活力の導入による安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確保
- 3) 水道普及率の向上及び普及啓発活動の充実
- 4) 市町村自己水源（表流水・地下水）の県水道用水への転換促進
- 5) 安定供給に向けた他の水道事業体との連携強化，調査支援
- 6) 新しい浄水処理技術の導入推進
- 7) 統合した県南西広域工業用水道事業の連絡管整備

② 老朽化施設の計画的な改築・更新，耐震化対策を推進する。

- 1) 老朽化施設の計画的な改築，設備更新の推進

改築	霞ヶ浦浄水場（H31 年度Ⅱ期完了予定）
設備更新	水戸浄水場（H30 年度完了予定）
	那珂川浄水場（H30 年度完了予定）
	関城浄水場（H30 年度完了予定）

- 2) 安定給水のための水道施設及び管路の耐震化の推進

③ 災害の発生に備えた危機管理対策の強化を図る。

- 1) 広域水道事業間のバックアップ体制の強化（緊急連絡管の整備）
- 2) 浸水対策の検討
- 3) 緊急時の給水体制の整備
- 4) 放射性物質の検査

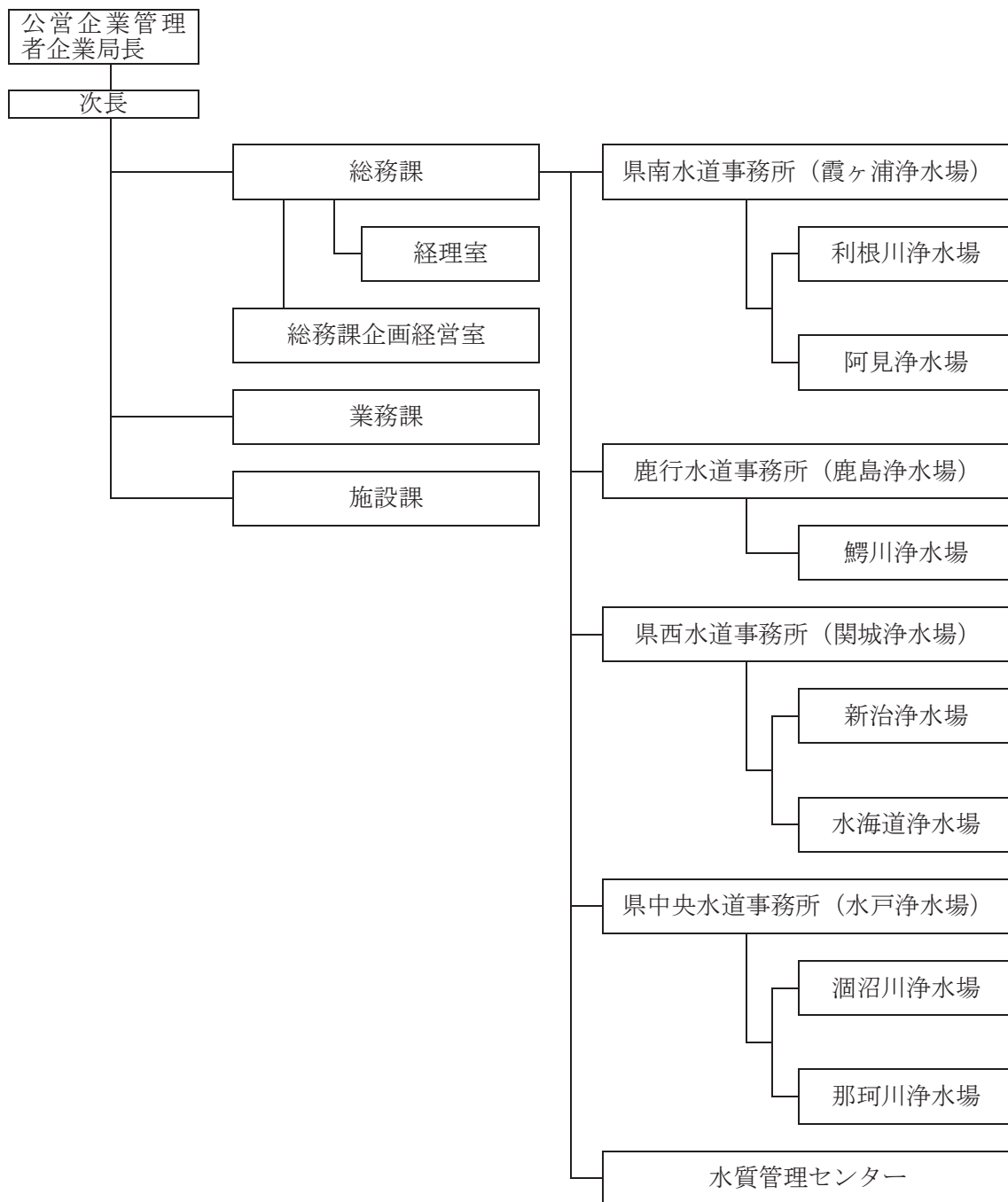
5) 水道施設の防犯, 防護体制の強化 (機械警備・カメラ等)

④ 環境保全への取組をさらに進め, 環境に配慮した事業運営を図る。

1) 電力のピークカット・シフトによる省エネルギー運転の推進

2) 省エネルギー機器の利用推進 (浄水場外灯, 中央監視室照明をLEDへ更新)

(3) 企業局組織図

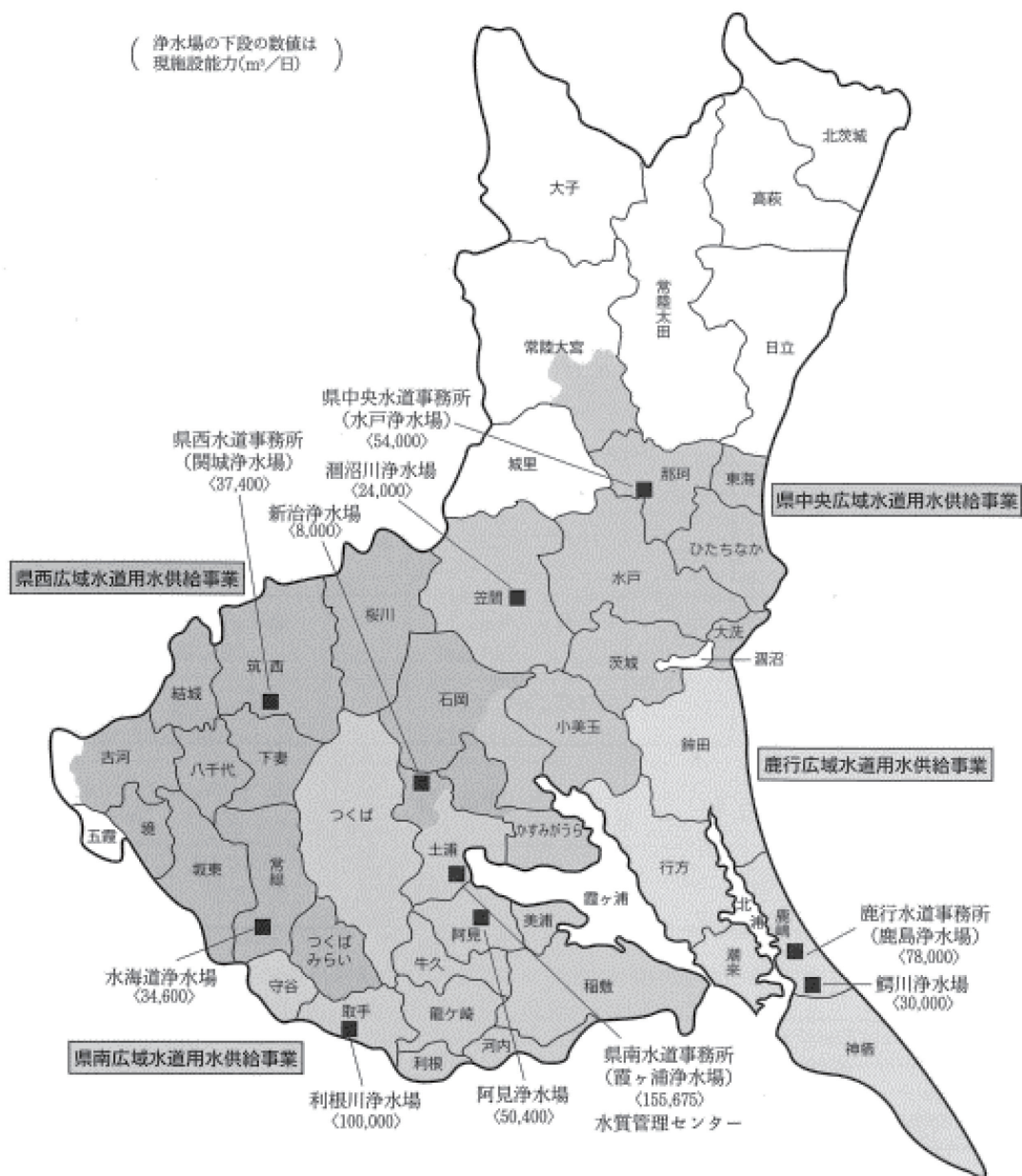


課所	主な業務内容
総務課	人事，給与，庶務，予算の編成及び執行等
経理室	出納，管財及び決算等
総務課企画経営室	県議会，企画調整，経営戦略，地域振興事業等

業務課	水道，工業用水道の経営，水需給計画に係る調整
施設課	水道施設，工業用水道施設の建設，施設の維持管理の指導監督等
各水道事務所 及び浄水場	水道，工業用水道の建設等 水道，工業用水道の取水，浄水，送・配水等
水質管理センター	水質検査の全体計画及びその実施，調査研究，市町村共同水質検査等

(4) 事業区域図

① 水道用水供給事業区域図





(5) 予算及び決算 (平成 29 年度)

① 収益の収入及び支出

(単位：千円)

事業名		当初予算額	最終予算額	決算額
水道事業会計	収入	19,372,232	19,350,728	19,500,536
	支出	18,615,630	16,967,484	15,893,584
	差引	756,602	2,383,244	3,606,952
工業用水道事業会計	収入	13,539,055	13,541,369	13,607,218
	支出	11,133,261	10,670,362	10,000,420
	差引	2,405,794	2,871,007	3,606,798

② 資本の収入及び支出

(単位：千円)

事業名		当初予算額	最終予算額	決算額
水道事業会計	収入	4,689,614	3,130,895	3,013,904
	支出	12,962,100	12,721,482	10,474,934
	差引	△8,272,486	△9,590,587	△7,461,030
工業用水道事業会計	収入	2,135,077	3,706,566	2,650,769
	支出	8,818,117	11,346,773	9,591,578
	差引	△6,683,040	△7,640,207	△6,940,809

### 3. 公益財団法人茨城県企業公社

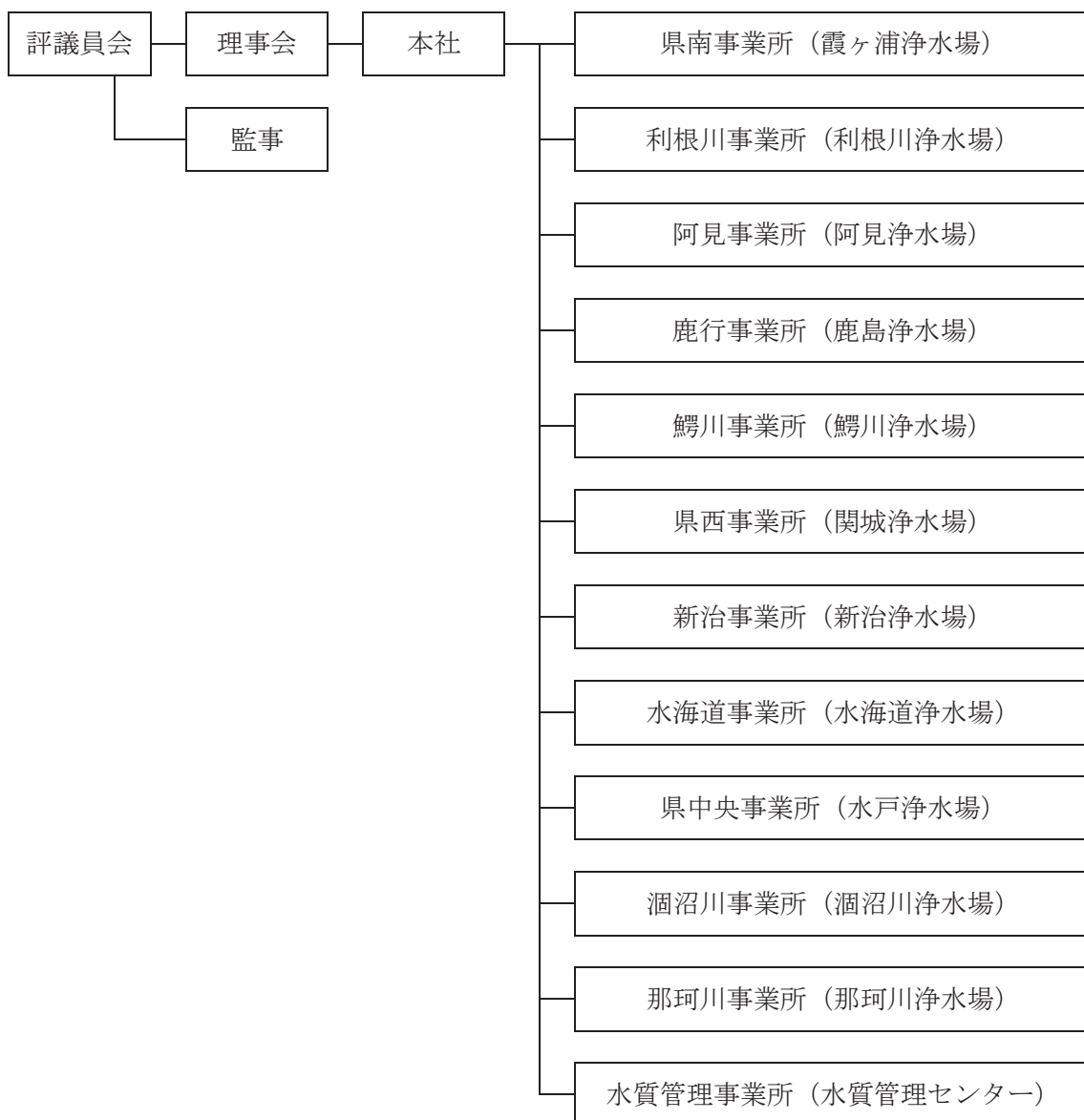
#### (1) 法人概要

##### ① 設立年月日

平成 24 年 4 月 1 日（前身の財団法人茨城県企業公社は平成 2 年 6 月 29 日に設立）

##### ② 組織

茨城県企業局が設置する 11 か所の浄水場及び水質管理センターにおいて運転管理や保守点検業務などに従事するため、各浄水場及び水質管理センターに事業所を設けている。



##### ③ 事業内容

- 1) 浄水場の運転管理及び保守点検業務（機器の定期点検，清掃，軽微な修繕業務）
- 2) 水質検査業務（浄水の水質検査，市町村水道水の共同検査）

- 3) 管路の保守点検業務（管路の巡視，弁の分解整備）
- 4) 水道工事監督補助業務（調査設計等補助，工事監督）
- 5) 水道の普及促進・啓発（水道教室，イベントへの出展）

(2) 決算概要  
(平成 29 年度)

(単位：千円)

区分	金額
経常収益	1,470,408
基本財産運用益	98
事業収益	1,470,117
その他収益	193
経常費用	1,470,327
事業費	1,468,042
管理費	2,285
経常増減額	81
経常外収益	0
経常外費用	0
経常外増減額	0
一般正味財産増減額	81
正味財産期首残高	123,605
正味財産期末残高	123,686
基本財産	40,000



## II 監査対象とした事業一覧

監査対象とした事業は以下のとおりである。

### 1. 知事部局

#### (1) 政策企画部水・土地計画課

事業	第3章で取り上げたもの
水の科学館県関係展示物管理運営事業費	○
「水の科学館（霞ヶ浦ふれあいランド）」を管理している行方市から県所有3展示物の撤去依頼があり，撤去を行った。	
鹿島工業用水道事業貸付金	
一般会計から企業局への長期貸付を行うことにより，工業用水道事業の後年度負担を軽減し，当該事業の円滑な促進を図る。	

#### (2) 県民生活環境部環境対策課

事業	第3章で取り上げたもの
公共用水域・地下水監視観測費	
① 公共用水域 公共用水域における水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握するため，水質の監視を行う。	
② 地下水 有害物質に係る地下水質の汚染状況を把握するため，地下水の監視を行うとともに，有害物質が検出された場合は汚染源特定等のため，汚染井戸周辺地区調査や汚染地区の継続的な監視を行う。	
③ 水浴場水質観測調査 安全で快適な水環境の保全と利用に寄与するため，水浴場の水質調査を行う。	
浄化槽設置助成事業費	
① 浄化槽設置補助 下水道・農業集落排水施設整備等区域以外において，浄化槽の設置費用の一部を助成する。	
② 単独処理浄化槽撤去補助 単独浄化槽を撤去し，合併浄化槽に転換（単独転換）する場合に，撤去費用の一部を助成する。	
③ 配管工事費補助	

単独転換する場合に、配管工事費の一部を助成する（市町村設置型（N P型）導入市町村のみ。）	
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業費	
高度処理型浄化槽（N型及びNP型）の設置に関し、森林湖沼環境税を活用し、個人負担が通常型より少なくなるよう上乘せ補助を行う。	

（３）保健福祉部生活衛生課

事業	第3章で取り上げたもの
水道普及整備促進費	○
水道の普及促進のため、市町村等に対して水道施設の整備の促進を指導するとともに、イベントの開催等により水道の普及啓発を図る。	
生活基盤施設耐震化等交付金	
災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築する。	
水道事業補助金	
県営の水道用水供給事業の経営基盤の強化を図るため、茨城県企業局の水道事業会計への補助を行う。	
水道事業出資金	
県営の水道用水供給事業の経営基盤強化、資本費負担の軽減を図るため、茨城県企業局の水道事業会計へ出資を行う。	
水道事業貸付金	
県営の水道用水供給事業の経営の健全化を図るため、茨城県企業局の水道事業会計へ貸付を行う。	

2. 企業局

事業	第3章で取り上げたもの
水道用水供給事業及び工業用水道事業	○

3. 公益財団法人茨城県企業公社

事業	第3章で取り上げたもの
浄水場運転管理、水道工事監督補助及び水道普及促進・啓発	○

### Ⅲ. 参考資料

#### 1. 茨城県の水道普及率

平成 28 年度

市町村名	行政区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)				普及 率 %
		上水道	簡易水道	その他	計	
水戸市	270,376	268,628	0	52	268,680	99.4
日立市	181,412	179,837	0	0	179,837	99.1
土浦市	139,709	135,358	2,044	272	137,674	98.5
古河市	140,301	137,140	0	0	137,140	97.7
石岡市	74,844	67,530	1,288	262	69,080	92.3
結城市	51,474	51,268	0	0	51,268	99.6
龍ヶ崎市	77,616	61,231	320	0	61,551	79.3
下妻市	42,791	40,001	0	0	40,001	93.5
常総市	60,810	55,403	81	125	55,609	91.4
常陸太田市	51,000	43,490	7,350	0	50,840	99.7
高萩市	28,987	27,856	0	0	27,856	96.1
北茨城市	43,371	38,567	3,057	157	41,781	96.3
笠間市	75,866	67,372	0	0	67,372	88.8
取手市	105,792	100,951	0	0	100,951	95.4
牛久市	84,621	78,055	0	239	78,294	92.5
つくば市	230,926	196,107	16,694	2,283	215,084	93.1
ひたちなか市	155,711	151,775	0	90	151,865	97.5
鹿嶋市	67,577	51,156	0	170	51,326	76.0
潮来市	28,611	27,484	0	130	27,614	96.5
守谷市	65,823	65,022	0	0	65,022	98.8
常陸大宮市	41,637	40,957	0	0	40,957	98.4
那珂市	53,976	53,621	0	205	53,826	99.7
筑西市	103,057	92,181	2,756	244	95,181	92.4
坂東市	53,486	46,366	0	0	46,366	86.7
稲敷市	41,733	29,695	0	0	29,695	71.2
かすみがうら市	41,490	39,374	197	110	39,681	95.6
桜川市	41,561	38,463	0	90	38,553	92.8
神栖市	94,840	87,426	0	973	88,399	93.2
行方市	34,042	32,227	0	0	32,227	94.7

銚田市	47,694	40,305	0	130	40,435	84.8
つくばみらい市	50,167	48,207	0	295	48,502	96.7
小美玉市	50,279	49,040	0	0	49,040	97.5
茨城町	32,389	28,824	0	264	29,088	89.8
大洗町	16,593	16,557	0	0	16,557	99.8
城里町	19,254	19,055	0	0	19,055	99.0
東海村	37,645	37,587	0	0	37,587	99.8
大子町	17,331	8,133	9,051	34	17,218	99.3
美浦村	15,302	14,629	0	0	14,629	95.6
阿見町	47,419	40,798	0	0	40,798	86.0
河内町	8,882	8,822	0	0	8,822	99.3
八千代町	21,815	21,626	0	0	21,626	99.1
五霞町	8,602	8,542	0	0	8,542	99.3
境町	24,326	23,586	0	0	23,586	97.0
利根町	15,927	15,591	0	0	15,591	97.9
合計	2,897,065	2,685,843	42,838	6,125	2,734,806	94.4

### 第3章 包括外部監査の指摘又は意見

#### I 知事部局

##### 1. 政策企画部 水・土地計画課

##### (1) 水の科学館県関係展示物管理運営事業費

##### ① 事業の概要

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額(最終補正後)	8,295 千円	7,584 千円	5,465 千円
決算額	8,265 千円	7,523 千円	5,465 千円

##### 1) 現況・課題

水の科学館を管理している行方市において、水の科学館の今後の方向性等が検討される中で、同市から水の科学館に設置している展示物のうち県所有3展示物の撤去依頼があったことから、平成28年度末で開館当初より同市に委託していた展示物管理運営業務を終了した。

展示物	①	三連水車	木製の大きな三連水車
	②	海水淡水化原理装置	海水を淡水に変える装置
	③	太陽光自動集光伝送装置	太陽光の中で動植物にやさしい可視光だけを集めて伝送する装置

##### (表) 入館者実績

(単位：人)

年度	H15	H20	H22	H23	H24	H25	H26	H27
入館者数	64,311	62,897	58,057	43,507	51,497	47,495	52,370	58,664

##### 2) 事務事業の必要性・ねらい

行方市からの依頼、展示物管理運営業務委託の終了を踏まえ、県所有3展示物の撤去を行う。

##### 3) 事業内容

県所有3展示物の撤去を行う。

#### ② 指摘又は意見

##### 1) 予定価格表の確認徹底について

##### 【意見】

茨城県財務規則第145条により、競争入札を行う場合、契約担当者は予定価格表を作成することが要求される。予定価格表には、「作成日付」のほか「工事番号及び工事名」、「請負

(委託)に付する額」,「予定価格」,「最低制限基本価格」等の項目が記載される。

茨城県財務規則 (予定価格の設定) 第 145 条 契約担当者は、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書その他の書類によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
--

下記工事の予定価格表の作成日付が平成 29 年 6 月 24 日となっていたが、開札日は平成 29 年 6 月 16 日であり、時系列に整合性がない状態が生じていた。

(表) 工事概要

工事名	水の科学館 県所有展示物撤去工事
契約方法	指名競争入札
工事履行場所	行方市玉造甲地内
開札日	平成 29 年 6 月 16 日
予定価格	6,145 千円
落札金額	5,464 千円
予定価格の開示・不開示	開示

その原因は予定価格表の作成日付の記載を間違えるという単純ミスであった。この日付誤りは単純ミスではあるが、当ミスは決められた手順通りに同表が作成されたかについて疑問を生じさせる。この点、日付以外の「予定価格」,「最低制限基本価格」等は確認者による確認の証跡があり、また関連資料との整合性が保たれ、上記工事の予定価格表に問題がないことを確認した。

現状において予定価格表の確認プロセスがあるとの印象を受けたが、ミスが生じており、確認者には確認徹底を求めたい。

## 2. 保健福祉部 生活衛生課

### (1) 水道普及啓発強化事業委託費

#### ① 事業の概要

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額(最終補正後)	552 千円	299 千円	626 千円
決算額	551 千円	299 千円	625 千円

#### 1) 現況・課題

県の水道の普及率は、平成 28 年度で 94.4%であり、全国平均(97.9%)と比べると低位にある。さらに平成 28 年度の水質検査(3,145 件)によると井戸水の約 32%は飲用に適さない(一般細菌や硝酸態窒素等の値が不適合)とされ、公衆衛生の面においても普及率の向上が望まれている。

平成28年度の水道普及率は94.4%と全国平均よりも低い状況であるが、伸び率は毎年着実に伸びており、過去8年間で2.4%の伸びと全国平均の0.4%を上回っている。

(表) 本県水道普及率の推移

	20	21	22	23	24	25	26	27	28
県人口 (千人)	2,963	2,962	2,961	2,946	2,934	2,922	2,911	2,909	2,897
給水人口 (千人)	2,726	2,733	2,740	2,740	2,738	2,734	2,733	2,735	2,735
普及率(%)	92.0	92.3	92.5	93.0	93.3	93.6	93.9	94.0	94.4
全国普及率	97.5	97.5	97.5	97.6	97.7	97.7	97.8	97.9	97.9

(参考：特に水道普及率の低い市町村(県平均以下))

94.4%以下	下妻市93.5% 神栖市93.2% つくば市93.1% 桜川市92.8% 牛久市92.5% 筑西市92.4% 石岡市92.3% 常総市91.4%
80%以上90%未満	茨城町89.8% 笠間市88.8% 坂東市86.7% 阿見町86.0% 鉾田市84.8%
80%未満	龍ヶ崎市79.3% 鹿嶋市76.0% 稲敷市71.2%

#### 2) 事務事業の必要性・ねらい

市町村等水道事業の施設整備の推進及び水道の加入促進活動を実施し、県における水道普及率の向上を図る。

#### 3) 事業内容

○水道週間キャンペーンの開催

水道に関することを多方面から紹介し、県民が水道に対して、理解を深め、関心を持つきっかけをつくりさらに、井戸水の水質実態や水道の仕組み、必要性を訴え、もって水道の普及啓発を図る。

② 指摘又は意見

1) 水道普及啓発強化事業について

【意見】

所管課は、水道水の普及推進を図るため、水道普及啓発強化業務を行っている。その実施については、公益財団法人茨城県企業公社に業務委託（委託料 625 千円）を行っている。当該業務に係る契約書及び仕様書等の関連書類を閲覧したところ、その内容は、国が求める「水道週間」（6月1日から6月7日まで）に焦点をあわせた活動という点以外、企業局が公益財団法人茨城県企業公社に業務委託している水道普及啓発業務（委託料 6,952 千円）中の「市町村等が開催するイベントに参加しての水道普及啓発」（委託料 1,285 千円）と具体的・実質的意味内容は類似のものであった。

（表）事業の比較

	生活衛生課	企業局
実施日	平成 29 年 6 月 3 日, 4 日	平成 29 年 10 月
場所	ショッピングセンター（稲敷市, 龍ヶ崎市）	県内三か所イベント会場（鉾田市, 鹿嶋市, ひたちなか市）
内容	水道相談コーナー設置, 冷水試飲, アンケート, 普及グッズ配布, パネル展示	市町村等が開催するイベントへの参加(冷水試飲, アンケート, 普及グッズ配布)

具体的・実質的内容が同様な活動を所管課と企業局がそれぞれの活動としてとらえ、その活動に係る費用も別々に積算し、公益財団法人茨城県企業公社に業務委託料として支払っている。しかし、イベント会場でのリーフレット配布、アンケート調査（回答者へのグッズ配布を伴う）など活動内容はほぼ同一である。そして、活動実施後の所管課の検査も書面審査にとどまり、経費について領収書との確認を行うなどの実質的検査は行っておらず、経費の正確性、正当性の観点からの検証が行われていない。また、活動によって得たアンケートの集計結果を受けて次回以降の改善案が検討されておらず、活動の成果を十分に生かしているとは言えず適切ではない。

（生活衛生課）

水道普及啓発強化業務積算書（稲敷市・龍ヶ崎市）より

名称	内容	金額（円）
人件費	事前準備・当日・アンケート集計	313,600



旅費	私用車利用等	17,600
消耗品	グッズ（アンケート回答者用，試飲のみ 実施用，子供用），ミネラル水（2L）	159,900
賃貸料	レンタカー（ワンボックス）	40,000
諸経費	クリーニング等	48,000
小計		579,100
消費税		46,328
計		625,428

アンケート内容
住所・性別・年代
試飲してどちらがおいしかったですか
水道をどのように思っていますか
ご家庭では飲み水として何を飲んでいますか
今後、水道水にもっとも期待することは
水道水の水源となる湖や川の水質浄化について 普段関心をお持ちですか
水質浄化のために家庭で普段から心がけている ことはありますか
感想をお聞かせください

（企業局）

市町村等が開催するイベントに参加しての水道普及啓発（鹿嶋まつり・銚田まつり・建設フェスタ）より

名称	内容	金額（円）
人件費	事前準備・当日・アンケート集計	612,846
旅費	私用車利用等	19,834
消耗品	グッズ（アンケート回答者用，試飲 のみ実施用，子供用），ミネラル水 （2L）	374,066
賃貸料	レンタカー（ワンボックス）	98,449
諸経費	クリーニング等	84,812
小計		1,190,007
消費税		95,200
計		1,285,207

具体的・実質的内容が同一の水道普及啓発強化業務については、所管課が単独で行う事業としての意義に疑問を感じる。二つの業務を整理統合し、一つの業務としてとらえ、担当部署を統一するべきである。また、その業務実績についても書面審査にとどまらず実質的検査を行い、経費内容の正確性・正当性を検証するとともに、活動によって得たアンケートの集計結果を受けて次回以降の改善案を検討し、活動の成果を十分に生かすべきである。

## (2) 茨城県水道整備基本構想 21

### ① 概要

「茨城県水道整備基本構想 21」は、県全体の水需給の均衡、水道水質の安全確保、水道の未普及地域の解消など、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにするための指針となるものとして、平成 14 年 3 月に策定されている。

### ② 指摘又は意見

#### 1) 茨城県水道整備基本構想 21 について

##### 【意見】

「茨城県水道整備基本構想 21」は、基準年は平成 11 年度、目標年度は平成 32 年度とされており、現状において改訂はされていない。一方、厚生労働省では、「水道ビジョン」を平成 16 年度に策定（平成 20 年度改訂）し、平成 24 年度には、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、これまでの水道ビジョンを全面的に見直し、50 年、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取組の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」を作成した。新水道ビジョンでは、都道府県のリーダーシップの発揮を求めており、そのため、都道府県が自らの水道ビジョンを策定することとしている。また、平成 27 年度には、総務省及び厚生労働省が「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築」に係る通知を发出し、両省は都道府県が広域連携の調整役となることを求めている。

策定時より 16 年（平成 30 年 3 月時点）が経過し、県の水道事業を巡る環境は大きく変化している。例を挙げれば、東日本大震災における被災を踏まえた災害対策、少子高齢化を伴う人口減少社会、施設の老朽化、需要者の節水意識の高まりや節水型機器の普及に伴う水道水需要の変化への対応など、従前とは異なる現下の課題に直面している。早急に対応しなければならない課題は多いはずである。しかし、策定後 16 年が経過しているにもかかわらず、改訂が行われないことは、現下の課題への対応が明確とはなっておらず適切ではない。

(茨城県水道整備基本構想 21 より)

#### 6. 水道整備の基本方針と水道整備推進方策

本県の水道は、昭和 53 年度「茨城県水道整備基本構想」、平成 3 年度「新茨城県水道整

備基本構想」及び広域的水道整備計画（県南・県西・県中央・鹿行広域圏で策定済み）のもとで、整備が進められてきた。現状における水道整備の状況，近年の水需給の動向，水道法の改正等を踏まえて，新たな基本方針を設定し水道の整備を進めていく必要がある。今後の水道整備の基本方針及び推進方策を示す。

（１）安定した水道水の供給

すべての県民が，いつでも，どこでも水道水の供給を受けられる体制を構築する。

① 水需要の増加に対する供給体制の確立

ア 県南西広域圏では，新たな広域的水道整備計画を策定して，県南と県西の水道用水供給事業を統合した施設整備を推進する。

イ 確保水源の広域的な活用や効率的な施設整備等を行うため，順次広域圏の統合を図る。

ウ 増加する水需要に対応するため，必要に応じて工業用水から水道用水への転用を行い，水資源の効率的な活用に努める。

② 地域の特性を考慮した水道未普及地域の早期解消

ア 鹿行広域圏は，県営水道用水供給事業による整備を引き続き推進し，水道の普及を促進する。

イ 県全域では，広域的な水道の整備に加え，地下水水質の状況を踏まえて自家用井戸水の水道への切り替えを奨励し，水道普及率 100%を目標として整備を行う。

ウ 山間地等水道整備に不利な地域における普及促進を図ることを目的として，公営による小規模な水道施設の整備に対する財政支援を引き続き行う。

③ 渇水・震災等緊急時対策の推進

ア 水道用水供給事業間における緊急時連絡管の整備等を推進する。

イ 石綿セメント管及び老朽施設の更新，基幹施設の耐震化，配水池容量の増強等の施設整備を推進する。

ウ 市町村水道事業体間の緊急時連絡管の整備を推進するとともに，緊急車両及び給水車等の整備を併せて行う。

エ 災害時対応マニュアルを整備するとともに，県と市町村間の緊急連絡体制を確立する。

オ 渇水時における利水関係者相互の水運用の調整を国へ働きかけるとともに，住民への節水に対する啓発を行う。

（２）安全で安心できる良質な水道水の供給

すべての県民に，安全で安心できる良質な水道水を供給する体制を構築する。

① 水質管理体制の強化

ア 安全で安心できる良質な水道水の供給のため，必要に応じて高度浄水処理の導入を図る。

- イ 水質検査の共同化や水質検査計画の策定等により，水質検査体制の強化を図る。
  - ウ 県と流域市町村との連携も含めた水道水源監視体制の強化を図る。
  - エ 県民に対して，水質検査結果等の情報提供体制を確立する。
  - ② 小規模な水道や貯水槽水道の管理体制の強化
    - ア 上水道事業と非公営簡易水道等との統合を図る。
    - イ 貯水槽水道の設置者に対して適正管理の徹底を図る。
    - ウ 受水槽の衛生的管理の不備による水質劣化を防ぎ，良好な水質を維持して供給するため，直結給水の拡大を図る。
  - ③ 水道への加入促進 飲用井戸使用者に対して，水道への加入及び利用の促進を図る。
  - ④ 水道水源の保全 流域市町村及び関係機関と連携し，森林の持つ水源のかん養機能の維持保全，湖沼や河川の水質汚濁防止など水源保全のための啓発に取り組む。
- (3) 給水サービス向上のための経営基盤の強化
- 安全で安心できる良質な水道水を安定して供給できるよう，水道事業体の経営基盤の強化に取り組む。
- ① 水道事業の広域化の推進 県営水道用水供給事業の統合，市町村等水道事業の統合・広域化により，経営基盤の強化を図り，給水サービスの向上，均一化に取り組む。
  - ② 経営の効率化の推進
    - ア 維持管理の効率化のため，管理業務の第三者への委託制度の活用を図る。
    - イ 効率的な施設整備，維持管理及び運営について，P F I 事業の活用を図る。

県は，このような状況を踏まえ，現下から将来へ向けての水道事業を巡る諸課題に適切に対応を図れるよう，現行の茨城県水道整備基本構想 21 を「茨城県水道ビジョン」として，早急に改定すべきである。

## II 企業局

### 1. 本局

#### (1) 本局の概要

##### ① 本局の組織

本局の組織は、総務課、企画経営室、業務課、施設課の3課1室となっている。なお、総務課の中に、経理室を設置している。

本局の業務は、総務課では、組織、予算、決算、経理等に関する業務を、企画経営室では、経営戦略及び地域振興事業に関する業務を、業務課では、水道及び工業用水道に係る経営の基本計画や営業等に関する業務を、施設課では、建設改良工事や浄水場の運転、水質管理に関する業務を実施している。

##### ② 主な業務

#### 1) 総務課

- ア 公営企業の設置に関すること。
- イ 組織及び権限に関すること。
- ウ 職員に関すること。
- エ 条例に関すること。
- オ 予算の原案等の作成に関すること。
- カ 予算の執行に関すること。
- キ 資金の運用計画に関すること。
- ク 決算に関すること。
- ケ 固定資産の取得に関すること。
- コ 固定資産の減価償却及び再評価に関すること。

#### 2) 総務課企画経営室

- ア 経営戦略に関すること。
- イ 重要な政策的事項の企画、調整に関すること。
- ウ 広報及び広聴に関すること。
- エ 土地造成事業に関すること。
- オ 企業誘致に関すること。
- カ 格納庫事業に関すること。
- キ 新規施策調査に関すること。

#### 3) 業務課

- ア 水道及び工業用水道の経営の基本計画に関すること。
- イ 需給契約に関すること。

- ウ 事業計画及び料金の設定に関すること。
- エ 企業債に関すること。
- オ 水道及び工業用水道の営業に関すること。

4) 施設課

- ア 水道及び工業用水道の建設改良工事に関すること。
- イ 土地造成事業の建設工事に関すること。
- ウ 工事の設計、審査、検査及び指導に関すること。
- エ 施設の技術的管理及び修繕の指導監督に関すること。
- オ 水質及び水処理に関すること。
- カ 汚泥処理の管理運営に関すること。
- キ 施設の災害対策に関すること。
- ク 水道無線に関すること。
- ケ 水利権に関すること。
- コ 工事の技術一般に関すること。

③ 決算の状況

1) 茨城県水道事業損益計算書

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
営業収益	15,818	15,886	15,834
営業費用	14,586	13,508	14,281
営業利益	1,232	2,378	1,553
営業外収益	2,637	2,241	2,305
営業外費用	995	893	877
経常利益	2,874	3,726	2,981
特別利益	420	123	83
特別損失	40	126	—
当年度純利益	3,254	3,723	3,064

2) 茨城県水道事業貸借対照表

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
固定資産	264,721	263,875	263,228
流動資産	17,186	18,086	20,663
固定負債	54,238	52,267	50,786

流動負債	6,538	5,783	6,775
繰延収益	83,660	82,495	81,322
資本金	131,421	131,642	135,380
剰余金	6,049	9,772	9,627

### 3) 茨城県工業用水道事業損益計算書

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
営業収益	12,869	11,236	11,134
営業費用	8,919	8,843	9,009
営業利益	3,950	2,393	2,125
営業外収益	1,505	1,496	1,479
営業外費用	578	531	428
経常利益	4,877	3,358	3,176
特別利益	337	1,107	97
特別損失	42	0	1
当年度純利益	5,172	4,465	3,272

### 4) 茨城県工業用水道事業貸借対照表

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
固定資産	167,081	166,412	165,856
流動資産	26,086	28,347	28,703
固定負債	38,201	35,213	33,873
流動負債	15,893	16,843	15,512
繰延収益	39,800	38,963	38,162
資本金	82,498	88,163	93,173
剰余金	16,775	15,575	13,837

#### (2) 指摘又は意見

##### ① 固定資産管理

##### 1) リースか購入かの判定について

##### 【意見】

リース取引は、一般に、リース期間にわたり利息相当額の割り増しを支払うことによって、高額な資産を長期的に使用する権利を取得する取引である。初期投資額が抑えられる一方

で、支払総額では購入するよりも利息相当額が割高となる。

県西水道事務所においてリース契約の意思決定過程の状況を確認するために決裁文書を閲覧したところ、リース契約締結に当たっては、リース契約を採用した場合又は購入取引とした場合のそれぞれの経済性計算結果についての比較は行われておらず、リース契約を採用した理由については、企業局の説明では、安定的な機器メンテナンス役務提供の享受のためであることや費用の平準化が図れるとのことであった。

リース契約締結に当たっては、購入とリースの比較検討を実施し、差額である利息相当額について明示した上で、リース契約を採用することとした理由書を作成することが望ましい。そのため、本局においては、リース契約締結の際の意思決定資料の指針等を作成することが望ましい。

## 2) 本局一括調達の検討及びその文書化について

### 【意見】

全有機体炭素(TOC)分析計は、水の汚れを測定する水質検査機であるが、専門的な機器であるため、機器メーカーはそれほど多くない。したがって、一般競争入札による費用削減効果は期待しにくい物品である。(表) TOC分析計の取得状況のとおり、企業局の浄水場等で使用するすべての機器メーカーは同一であり、機器の種類・機能は概ね類似のものであったが、調達価格にはばらつきがあった。

当該装置のような水道事務所で使用する物品の調達に当たっては、それぞれの水道事務所ごとに契約を行うこととなっているため、契約締結に関する意思決定文書が作成されるのみで、本局で一括調達すべきかどうかの意思決定文書は作成していなかった。

(表) TOC分析計の取得状況 (平成29年度現在)

(単位：千円)

所在	TOC計 台数	契約 相手先	機器 メーカー	リース料総額	契約日
県南水道事務所 (霞ヶ浦浄水場)	1台	O社	S社	7,409	平27.11.2
阿見浄水場	1台	O社	S社	7,671	平29.7.21
利根川浄水場	1台	O社	S社	7,671	平29.7.21
鹿行水道事務所	1台	H社	S社	6,054	平26.10.7
鱒川浄水場	1台	O社	S社	6,048	平27.8.25
県西水道事務所 (関城浄水場)	1台	H社	S社	6,280	平26.4.1
新治浄水場	1台	H社	S社	6,280	平26.4.1
水海道浄水場	1台	H社	S社	6,280	平26.4.1



県中央水道事務所（水戸浄水場）	1台	○社	S社	6,048	平 27.4.1
涸沼川浄水場	1台	○社	S社	6,048	平 27.4.1
水質管理センター	1台	○社	S社	7,068	平 27.8.26

TOC分析計のような複数の浄水場等で共通する物品の調達にあたっては、一括調達による費用削減効果を楽しむために、本局での一括調達を検討の上その意思決定過程を文書化することが望ましい。

### 3) 固定資産台帳の適切な登録について

#### 【指摘】

平成 26 年 7 月 30 日に取得した自動体外式除細動器（AED）の固定資産台帳の登録状況及び現物の状況は、表のとおりとなっていた。

(表) 自動体外式除細動器（AED）の固定資産台帳登録状況

(単位：千円)

事業（会計）	固定資産番号	取得年月日	帳簿原価
(水道事業会計)			
県南広域	01201400007	平 26.7.30	157
鹿行広域	01201400008	同上	69
県西広域	01201400009	同上	157
県中央広域	01201400010	同上	105
(工業用水道事業会計)			
那珂川	01201400011	平 26.7.30	105
鹿島第 1・2 期	01201400012	同上	69
鹿島第 3 期	01201400013	同上	69
県西広域	01201400014	同上	157
県南広域	01201400015	同上	157
県中央広域	02201400016	同上	52
同上	02201400017	同上	52
11 台分 合計			1,155

※ 固定資産台帳上、保管場所の記載はないため、下表「自動体外式除細動器（AED）の現物の状況」とは必ずしも対応していない。例えば、県中央広域水道用水供給事業では、県中央水道事務所、涸沼川浄水場の 2 か所を有し、それぞれ 1 台ずつ保管されているが、固定資産台帳では、水道事業会計の県中央広域事業では表のとおり 1 つのみとなっている。

(表) 自動体外式除細動器 (A E D) の現物の状況

No	保管場所	保管台数
1	県南水道事務所	1 台
2	利根川浄水場	1 台
3	阿見浄水場	1 台
4	鹿行水道事務所	1 台
5	鱒川浄水場	1 台
6	県西水道事務所	1 台
7	新治浄水場	1 台
8	水海道浄水場	1 台
9	県中央水道事務所	1 台
10	潤沼川浄水場	1 台
11	那珂川浄水場	1 台

(「A E D設置場所等一覧」より)

11 台の資産について、それぞれ帳簿原価が異なることから根拠を調査したところ、固定資産ごとの帳簿原価を当時どのように算定したか確認できなかった。

固定資産ごとの帳簿原価に差異が生じることとなっており、1 台あたりの帳簿原価は適切とはいえない。さらに、固定資産台帳において保管場所の記載がなく、「A E D設置場所等一覧」においても固定資産番号の記載がないことから、台帳と現物との対応関係が不明確となっている。したがって、交換や除却処理をする場合において、適切な会計処理が困難となる。

今後は、固定資産については、取得時において帳簿原価の算定根拠を文書化するとともに、現物との対応関係が分かるよう固定資産台帳に保管場所の記載をすべきである。

## ② 契約事務

### 1) 双方代理について

#### 【指摘】

企業局と公益財団法人茨城県企業公社との間で締結された「企業局水道普及啓発業務委託契約書」(平成 29 年 4 月 28 日)を閲覧したところ、委託者として記名された企業局長と受託者として記名された公益財団法人茨城県企業公社理事長が同一人であった。

この点、当該契約において同一人が双方の代表として契約を締結する場合、受託者の利益を図る結果、委託者の利益を損なう危険があるという理由で、契約はいわゆる「双方代理」として無権代理行為(民法第 108 条類推適用)となり、当該契約は無効となるとの見解もある(判例・通説)。

企業局は公益財団法人茨城県企業公社との間では、委託者と受託者が同一人となる契約は締結すべきではない。契約が無効である場合、有効なものとするには追認する必要がある。

## 2) 第三者への業務再委託について

### 【指摘】

企業局は、水道普及啓発業務を公益財団法人茨城県企業公社に委託している。その「企業局水道普及啓発業務委託契約書」には第10条において、「業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ企業局の承諾を得たときはこの限りではない。」として、再委託等の制限条項が置かれている。

委託契約の受託者である公益財団法人茨城県企業公社は、水道水ペットボトル3万本及び啓発リーフレット1万7千部の作成に関し、第三者へ再委託を行っていることから、あらかじめ企業局はその再委託について承諾を与える必要がある。その点を企業局に質問したところ、契約書第6条に基づき提出された業務実施計画書において第三者への再委託を含めて承認しているほか、再委託先を含めた事前協議を行っていることから事実上、企業局による承諾を与えているとの回答を得た。しかし、契約の承認に係る関連書類においては、一部項目に「委託料」との文言は記載されているものの、再委託先名などの具体的内容を伴う記載はなく、書類からはその事実を確認できなかった。

契約書条項において、委託契約の受託者が第三者へ再委託する場合にあらかじめ企業局の承諾を得ることとした趣旨は、委託業務の目的遂行の可否、効率性の観点から再委託の可否について判断する機会を企業局に留保したことにある。さらに、金額的重要性（業務委託料に占める再委託に係る費用の割合を算出すると55%程度となる。）を考慮すると、再委託の承諾は契約における重要な事項であるといえる。したがって、再委託が行われる場合には、決裁を経る段階でその承諾の有無、理由、具体的内容を意思決定の過程も含め明確にしておく必要がある。しかし、契約の承認に係る書類からは再委託を承諾した事実が確認できないため適切ではない。

企業局は、受託者が第三者へ再委託する場合には、その手続きが契約書条項に基づき適正に行われていることを明確に示すため、必ず、再委託に関する具体的情報の事前の通知を受け、決裁を経る段階から承諾の有無、理由、具体的内容を書面により記録し、保管すべきである。

## 3) 「いばらきのおいしい水」のPRについて

### 【意見】

企業局は、安全でおいしい茨城県水道水の給水促進を図るべく、水道水ペットボトルの作成を委託している（「鹿行の水」1万本・「いばらきのおいしい水」2万本）。この水道水ペットボトルの作成には345万円（1本あたり115円）を要しており、各種イベント会場などにおいて配布し、もって水道の普及活動を行うこととしている。

水道水ペットボトルは、水道利用者及び水道使用量の増加に寄与するためというその作成目的に照らし、特に、水道普及率が県内において比較的低い県西地区（県平均 94.4%、県西地区筑西市 92.4%、坂東市 86.7%）において優先的に配布されるべきであると考えられるが、県西水道事務所においては、近年、水道水ペットボトルを使用しての水道普及活動は行われていないということである。この点に関し質問したところ、県西水道事務所を通じてではないものの、県西地区の一部地域において水道水ペットボトル配布実績はあり、またペットボトルを使用して普及活動を行っている鹿行地区の銚田市においては、水道普及率がペットボトル配布開始後 10 年間で 23.0 ポイント上昇したほか、県平均でも 2.7 ポイント上昇するなど一定の効果があつたものと考えられるとの回答を得た。

水道水ペットボトルについては、その使用に関し、各水道事務所との連携が図られておらず、総計で 3 万本作成されてはいるものの、実際の配布については、その期待する効果を必ずしも得られていない可能性がある。

水道水ペットボトルは、水道利用者及び水道使用量の増加に最大限寄与するよう各水道事務所との連携を図りながら、費用対効果を十分考慮して配布されるべきである。また、その効果について十分に検討を加え、次年度以降の水道普及活動に生かしていくべきである。

### ③ その他諸経費・消耗品管理

#### 1) 納入品の在庫管理について

##### 【意見】

水道水ペットボトルについては、委託先よりその完成品（3 万本）の納入を受けて、企業局において在庫管理を行っている。その在庫については、提供依頼者からの要望に応じ、ペットボトルを保管する水道事務所に対して、その使用本数を連絡するとともに、その都度、企画経営室において受け払い簿へ記載することによって在庫本数を管理しているとのことである。

しかし、受け払い簿をみると、摘要欄に「在庫確認による調整」という記載で、一括の払出が行われていることが判明した。その内容について質問したところ、実際の在庫確認を行った結果、受け払い簿の本数に比して、実際の在庫本数が少ないため実際の在庫本数と合致するよう受け払い簿にその差額を「在庫確認による調整」という理由で払出記帳を行ったものであり、その内容に関しては、提供依頼者からの要望に応じ配布したものであるが、受け払い簿への記帳を失念したため、詳細は不明との返答を得た。

水道水ペットボトルは、水道の普及活動に資するため、平成 29 年度は 1 本あたり 115 円で作成している。在庫確認による調整本数(1,368 本・総作成本数の 4.5%)からみて 157,320 円分の配布詳細が不明なことになる。企業局は、委託先を通じて作成した水道水ペットボトルについては、その作成目的である水道の普及活動において最大の効果が得られるよう配布する責任がある。しかし、配布先不明分が 1,368 本にも及んでいる事態からして、水道水ペットボトルの受け払いの管理が適切に行われず、水道普及活動において有意義に使用さ

れていない可能性がある。

水道水ペットボトルが水道普及活動において有意義に使用されるべく、その受け払い簿については保管する水道事務所が作成し、企業局は、在庫の実物確認によって、その正確性を確かめ、水道事務所と連携を図りながら在庫本数の厳正な管理を行うべきである。

## 2) 旅行命令について

### 【意見】

企業局は、「企業職員の旅費に関する規程」に基づき、職員の旅行命令に基づいた出張については、旅費として旅行雑費を支給している。ただし、在勤公署から片道2キロメートル未満の旅行及びおおむね1時間未満の定例的な業務に係る旅行については、旅行雑費を支給しないことが規定されている。

(表) 一般職に係る旅行雑費支給基準

一日につき				
公共交通機関を利用する旅行			公共交通機関を利用しない旅行	
県外	県内	同一地域内	同一地域外	同一地域内
2,200円	200円	100円	200円	100円

旅行雑費の支給を伴う出張に関する書類を閲覧したところ、同一の用務での出張であるにもかかわらず、旅行雑費の支給の有無がまちまちになっていることが判明した。この点を質問したところ、その支給がない職員は旅行命令を受けずに出張したものであるが、その理由は、主に、旅行命令を受けることを失念したことよるとの返答を得た。また、旅行雑費の支給要件中、ただし書きにいう「定例的な業務」の概念が不明確なことから、各人の判断に任せる要素が多く、同一の用務での出張であるにもかかわらず、各人により旅行命令の取得に差が生じているとのことであった。そこで、平成29年9月と平成30年3月の公用車の出張について確認したところ、事前命令を受けていない出張が26件確認された。

旅行命令の失念や旅行雑費支給要件に関する判断の違いから旅行雑費の支給に差がつくことは適切ではないため、出張については、「定例的な業務」について、具体的例示を明確にするなど、その支給要件への該当の有無の判断が各人でまちまちとならないようにするとともに、旅行命令を失念することがない体制を構築すべきである。

## 3) 自動車使用申込票について

### 【意見】

企業局の職員が出張する場合、出張に先立ってその日時、行先、用務等を申請し、許可を得たうえで出張し、必要に応じて出張の復命を行うこととなっている(企業局職員服務規程第38条第1項)。その交通手段として公用車を使用する場合は、運転日時、氏名、用件、行先、走行距離数などを自動車使用申込票へ記録することとなっている。

出張記録と自動車使用申込票とを突合したところ、出張の交通手段として公用車が使用されたと推定される日に公用車の自動車使用申込票上、記録のない事例が見つかった。この点を確認したところ、自動車使用申込票の記録漏れ、企業局所有の公用車以外に同乗した事例、あるいは公用車がすべて使用中であることから自家用車を使用した事例があるとのことであった。

(表) 自動車使用申込票の状況

	自動車使用申込票で確認できない件数
企業局本局	14
県南水道事務所	7
鹿行水道事務所	8
県西水道事務所	2
県中央水道事務所	5
合計	36

(平成 29 年 9 月及び平成 30 年 3 月自動車使用申込票より)

自動車使用申込票への記録漏れは、正確な記録が行われていないという点で問題がある。また、自家用車を使用した場合には、自家用車使用の許可を得ていないという点で適切ではない。

出張時の交通手段について公用車を使用した場合の正確な運転記録の記載、公用車に替えて自家用車を使用した場合の申請手続き漏れ防止を担保するため、出張の命令権者は、出張の終了時において、交通手段、自動車使用申込票の記録、自家用車使用承認申請の有無を確認すべきである。

#### ④ 決算処理

##### 1) 貸倒引当金について

###### 【意見】

企業局では、貸倒引当金の算定に際して、茨城県企業局会計規程第 24 条に関する細則に基づき、以下のように算定することになっている。

茨城県企業局会計規程第 24 条に関する細則

##### 第 1 章 貸倒引当金

(計上時期)

第 1 条 茨城県企業局会計規程(平成 23 年茨城県企業管理規程第 3 号。以下「会計規程」という。)第 24 条第 1 項第 1 号に定める貸倒引当金は、毎年度末に当該年度の末日における金銭債権(納期限を経過したものに限る。以下同じ。)に係る貸倒引当金を計上するものとする。

(計上額)



第2条 前条に定める貸倒引当金は、年度末の金銭債権を次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ当該右欄に掲げる基準で計上する。

区分		基準
名称	定義	
一般債権	納期限から1年を経過していない債権又は貸倒懸念債権、破産更生債権等以外の債権	債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた額
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性が高い債務者に対する債権	個々の債権金額から担保処分見込額を差し引いた額の2分の1
破産更生債権	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	個々の債権金額から担保処分見込額を差し引いた額

第3条 第1条に定める貸倒引当金は、金銭債権が不納欠損となることが明らかになった場合には、当該貸倒引当金を当該不納欠損額に充当する。

しかし、企業局においては、平成28年度及び平成29年度において、貸倒損失が発生しているにも関わらず、貸倒実績率の算定をしておらず、結果として、一般債権に対する貸倒引当金が計上されていなかった。

工業用水道事業から発生する債権に係る、過去3年間の貸倒実績、貸倒実績率及び平成29年度において計上すべきであった、貸倒引当金の額は以下のとおりであった。

(表) 貸倒引当金の算定

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
債権残高	2,177,396,227	2,149,296,169	1,741,728,115	1,782,204,310
貸倒実績	0	0	742,200	6,115,625
貸倒実績率	—	0.000%	0.034%	0.351%
貸倒引当金	—	—	—	2,281,221

- ・平成27年度債権残高の貸倒実績率：0.000%
- ・平成28年度債権残高の貸倒実績率：742,200÷2,149,296,169＝0.034%
- ・平成29年度債権残高の貸倒実績率：6,115,625÷1,741,728,115＝0.351%

過去3年間の貸倒実績率： $(0.000\% + 0.034\% + 0.351\%) \div 3 = 0.128\%$

貸倒引当金計上額： $1,782,204,310 \times 0.128\% = 2,281,221$

- ※1 貸倒実績率の算定に際して、債権の全体又は同類の債権毎に貸倒実績率を算出する方法があるが、上記では、同類の債権毎（水道事業から生じる債権と工業用水道事業から生じる債権）に分けて貸倒実績率を算定している。
- ※2 工業用水道事業から生じる債権の回収期間は1年以内であるとの前提で貸倒実績率を算定している。

毎期、貸倒実績率を算出した上で、貸倒引当金を計上すべきか検討する必要がある。

## 2) 建設仮勘定振替時の確認手続について

### 【意見】

建設仮勘定の固定資産への振替の手続フローは以下のとおりとなっている。

- ア 経理室から入手した「建設仮勘定精算表」に記載されている建設仮勘定が完成・稼働しているかについて、本局施設課担当者が各水道事務所担当者にヒアリング等を行い「建設仮勘定精算表」に稼働開始年度ないし未稼働であればその旨を記入するなどし、経理室に回付している。
- イ 経理室では、施設課が記入した稼働開始年度を元に稼働開始年度の翌年度に建設仮勘定から本勘定である固定資産の各勘定科目への振替を行う際に、決裁をとっている。

アの手続きにおいて、「建設仮勘定精算表」を経理室に渡す前に各水道事務所長及び本局施設課上長の確認はなされていない。「建設仮勘定精算表」に記載された稼働開始時期をもとに減価償却が開始されているため、当該資料に記載された稼働開始時期は会計上非常に重要な意味を持っている。しかしながら、各水道事務所・本局施設課の担当者しか目を通しておらず施設課上長の確認がなされていない現状では、記載に誤りがあった場合発見されにくく、減価償却の計算に影響を与える可能性がある。「建設仮勘定精算表」に記載される完成時期あるいは稼働開始時期について、各水道事務所長及び本局施設課上長による確認を必要とすべきである。

また、「建設仮勘定精算表」を経理室への報告のタイミングにおいて、振替資産の稼働状況を確認するため、各水道事務所長及び本局施設課上長の確認を必要とすることが望ましい。

この稼働状況については、稼働開始のタイミングを明らかにする「稼働報告書」のような書類を作成し、稼働開始についての承認・確認・報告についてのプロセスを明確にすることで、「建設仮勘定精算表」に記載される稼働開始時期の基礎資料とすることにより、減価償却の開始時期も客観性を高めることができるため、その作成をすることが望ましい。



## 2. 県南水道事務所

### (1) 県南水道事務所の概要

#### ① 管内の概況

管内は都心部から 30～70 k m 圏内にあり J R 常磐線や常磐自動車道，国道 6 号等で結節され，交通利便性に優れていることから，首都圏の外延化に伴って都市化が進んできた地域である。

また，国等の研究教育機関をはじめ約 300 にも及ぶ民間の研究機関・企業等が立地し，約 2 万人の研究者を有する我が国最大の研究開発拠点である筑波研究学園都市がある一方，筑波山や霞ヶ浦に代表される豊かな自然環境に恵まれ，歴史的・文化的資産が保全・継承されている地域でもある。

さらに，つくばエクスプレスの開業や，平成 27 年 3 月に常磐線の品川駅乗り入れが開始されるなど交通ネットワークの整備が着実に進展するなか，平成 29 年 2 月には，圏央道の境古河 I C～つくば中央 I C 間が開通し，これにより東名，中央，関越，東北，常磐，東関東道が圏央道で結ばれることになるなど，ますます大きな発展の可能性を有する地域となっている。

当事務所は，県南広域水道用水供給事業及び県南西広域工業用水道事業（県南広域工業用水道事業と県西広域工業用水道事業とが平成 28 年度に統合）の建設工事と料金の徴収及び浄水場管理運営を実施している。特に，浄水場の管理運営では，水道法に基づく良質で安全な水の安定供給を図るため，水質管理や維持管理に重点をおくとともに，水処理技術の向上に努めている。

管内では，土浦市に当事務所（霞ヶ浦浄水場），取手市に利根川浄水場，阿見町に阿見浄水場の 3 か所の浄水場があり，霞ヶ浦浄水場と阿見浄水場は霞ヶ浦を，利根川浄水場は利根川を水源としている。

#### ② 県南広域水道用水供給事業

##### 1) 沿革

本事業は土浦市，阿見町の水道用水を確保するために昭和 32 年に発足した霞ヶ浦水道組合（一部事務組合）の用水供給事業を継承して今日に至っているものであり，現在，県南地域の 11 市町村に 1 日最大約 30 万 6 千立方メートルの水道用水を供給している。

##### 2) 事業概要

区分	給水対象 市町村等	1 日最大給 水量 (m <sup>3</sup> )	計画給 水人口 (人)	給水 開始	建設期間 (改築期 間)
全体	4 市 2 町 1 村 1 企 業団	306, 075 (306, 075)	661, 500	—	昭和 32～ 平成 31 年

			(11 市町村)				度 (平成 16 年～31 年度)
霞 ヶ 浦 給 水 系	創設事業	霞 ヶ 浦 浄 水 場	土浦市・阿見町 1 市 1 町	8,460 (8,460)	47,000	昭和 35 年 12 月	昭和 32～ 34 年度 (平成 16 年～31 年 度)
	第 1 次拡 張事業	場	土浦市・阿見町・茨 城県南水道企業団 (龍ヶ崎市, 取手 市, 牛久市, 利根 町) 1 市 1 町 1 企業団	47,215 (47,215)	175,700	昭和 42 年 4 月	昭和 39～ 59 年度 (平成 16 年～31 年 度)
	第 2 次拡 張事業		つくば市 1 市	100,000 (100,000)	100,000	昭和 48 年 10 月	昭和 46～ 60 年度 (平成 16 年～31 年 度)
	第 3 次拡 張事業	阿 見 浄 水 場	土浦市・稲敷市・阿 見町・河内町・美浦 村 2 市 2 町 1 村	50,400 (50,400)	115,800	昭和 58 年 4 月	昭和 54～ 平成 31 年 度
利 根 川 給 水 系	第 3 次拡 張事業	利 根 川 浄 水 場	茨城県南水道企業 団 (龍ヶ崎市, 取手 市, 牛久市, 利根 町)・守谷市 1 市 1 企業団	100,000 (100,000)	223,000	昭和 57 年 4 月	昭和 54～ 平成 12 年 度

(注) 1 ( ) は計画。「建設期間」の ( ) は改築期間。

(注) 2 「給水対象市町村等」は平成 29 年 4 月現在の給水済市町村等。

(注) 3 「1 日最大給水量」は平成 29 年 4 月現在の施設能力。

### ③ 県南西広域工業用水道事業

#### 1) 沿革

県西地域において、土浦市外 19 市町村（当時）に立地する企業に工業用水を供給するため、県西広域工業用水道事業として、昭和 55 年度に建設を開始した。昭和 63 年 4 月に新治給水系で給水を開始し、平成 5 年 7 月には取手給水系、平成 5 年 9 月には水海道給水系（1 / 2）、平成 8 年 4 月には関城給水系、平成 15 年 10 月には水海道給水系（全量）の給水を開始した。

また、県南地域においては、龍ヶ崎市外 15 市町村（当時）に立地する企業に工業用水を供給するため、県南広域工業用水道事業として、昭和 60 年度に建設を開始した。平成 9 年 7 月には守谷ルート（阿見給水系）、平成 11 年 12 月には龍ヶ崎ルート（阿見給水系）の給水を開始した。

平成 28 年 4 月に両事業を統合し（県南西広域工業用水道事業）、水融通を行うため、水海道給水系と阿見給水系を結ぶ連絡管を整備している。

#### 2) 事業概要

区分	給水区域	給水先	1 日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	給水開始	建設期間	
全体	16 市町 (21 市町村)	147 社 160 事業所	125,000 (165,000)	—	昭和 55 ～平成 31 年度	
内 訳	新治給水系	土浦市・つくば市・かすみがうら市 3 市 (3 市)	29 社 31 事業所	12,500 (12,500)	昭和 63 年 4 月	昭和 55 ～平成 9 年度
	関城給水系	結城市・下妻市 (旧千代川村を除く)・筑西市 (旧協和町を除く)・古河市 (旧古河市を除く)・桜川市 (旧岩瀬町, 旧大和村を除く) 4 市 (5 市)	12 社 13 事業所	10,700 (10,700)	平成 8 年 4 月	昭和 62 ～平成 31 年度
	阿見・水海道給水系	常総市・つくば市・守谷市・坂東市 (旧猿島町を除く)・古河市 (旧古河市を除く)・つくばみらい市・境町・龍ヶ崎市・取手市・牛久市・阿見町・	107 社 115 事業所	81,800 (121,800)	平成 5 年 9 月	昭和 55 ～平成 31 年度

		土浦市・稲敷市・利根町・ 河内町・美浦村 11 市町 (16 市町村)				
	取手給 水系	取手市 1 市 (1 市)	1 社 1 事業 所	20,000 (20,000)	平成 5 年 7 月	—

(注) 1 ( ) は計画。

(注) 2 「給水区域」の\_\_\_は平成 31 年度以降の給水予定区域。

(注) 3 「給水先」は平成 29 年 4 月現在の給水契約事業所。

(注) 4 「1 日最大給水量」は平成 29 年 4 月現在の施設能力。

(2) 指摘又は意見

① 固定資産管理

1) 固定資産の実査について

【指摘】

県南水道事務所においては、定期的に固定資産台帳と現物を照合する、いわゆる固定資産実査を実施していない。

資産の移管や処分処理漏れが生じた場合に適時に発見することができず、帳簿残高の適切性が確保できない。

茨城県企業局会計規程第 154 条に基づき、一定時点における帳簿残高の適切性の確保の観点から、定期的に固定資産の現物確認を実施すべきである。

茨城県企業局会計規程

(調査記録及び事故報告)

第 154 条 総務課長及び出先機関の長は、常にその所掌に係る固定資産を定期に又は随時に調査を行い、その状況について記録しなければならない。

2) 実証実験プラントの会計処理について

【意見】

県南水道事務所においては、平成 26 年 12 月から新たな浄水処理手法の実験プラントを建設し、実証実験を行っている。当該実験は、外部有識者を加えた実証実験評価委員会において、「従来の浄水処理手法よりも安定的・効率的な浄水処理手法」との評価を受けており、平成 30 年 3 月に厚生労働省からの事業認可を取得し、現在は、i) 実運転に向けたオゾン促進酸化処理による運転指標の確立、ii) 生物活性炭(BAC)の種類(石炭系とヤシ殻系)の違いによる経済性や使用期間等の調査及びiii) 溶解性有機物の更なる低減に向けた運転の確立のため、実験を継続している状況である。

当該実証実験のために取得した実証実験プラントは、平成 28 年 3 月 31 日に、機械及び装置として貸借対照表に計上された上で、耐用年数 16 年の定額法により、減価償却を行っ

ている。

当該実証実験に係る貸借対照表計上額は、「新研究、新技術の採用等のために特殊の研究を行った場合の費用」として、試験研究費に該当し、発生時に費用として処理すべきであったと考えられる。

平成 30 年 3 月 31 日現在における実証実験プラントの帳簿原価、減価償却累計額、帳簿価額は以下のとおりである。

(表) 実証実験プラント

(平成 30 年 3 月 31 日時点)

(単位：千円)

帳簿原価	減価償却累計額	帳簿価額
328,824	36,697	292,127

今後は、新研究、新技術の採用等のために特殊の研究を行う施設の取得費用は、資産に計上せず試験研究費として費用計上すべきである。

### 3) 研究開発費に係る規程等整備について

#### 【意見】

平成 26 年度の地方公営企業会計制度の見直しにおいて、研究開発費の取り扱いについて、従来、繰延資産として計上し、償却計算を行う処理が認められていたが、繰延資産を計上せず、発生時に全額費用処理することとなった。しかし、茨城県企業局において研究開発費の処理方法に関する規程がない。

研究開発費は、水道事業の性質から発生頻度は高くはないものの、一旦発生した場合、金額が多額となることが多く影響が大きいため、研究開発費に係る規程等を整備し、各担当者に周知徹底する必要がある。

### 4) 遊休資産に係る会計処理について

#### 【意見】

生物処理施設内の生物酸化槽（生物酸化槽はA、B、C、Dの4グループから構成され、各グループはそれぞれ4槽からなっており、合計で16槽）は、平成23年の東日本大震災において、コンクリート打継ぎ部より、漏水が発生したが、震災対応で漏水復旧及びハニコムチューブ補修工事を行い、復旧した。しかし、平成28年1月にAグループの補修部から再度漏水したことを確認した結果、休止している。さらに、平成28年10月にはCグループの補修部から、わずかであるが漏水を確認し、水処理上A、Cグループのうちそれぞれ1槽を休止しても支障ないと判断し、現在は使用していない状況である。

使用が休止しているA、Cグループのそれぞれ1槽については、今後使用する予定は当面ないが、今後の修繕計画では維持修繕費用縮減を目的として、漏水している2槽のハニコム

チューブを他の修繕対象槽に移設利用している。全量移設が完了すれば、土木躯体の漏水補修費が大幅に削減できる。このように、水処理上は使用していないが、今後も槽内装置を有効に利用していきながら、企業局として生物処理施設の将来の運用方針を見定めていく予定である。

使用が休止しているA、Cグループのそれぞれ1槽については、使用が休止されており、かつ、使用する予定は当面ないため、遊休状態にあり、遊休資産となり、固定資産の減損の兆候の検討に際しては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱う必要がある。

なお、遊休資産であっても、現在の遊休状態が、資産をほとんど利用しなくなってから間もない場合であって、将来の用途を定めるために必要と考えられる期間にある場合には、減損の兆候には該当しないが、平成28年1月及び10月から遊休状態になっているため、平成30年3月時点においては、「間もない期間」には該当しないと考えられ、減損の兆候があるとして、減損損失の認識の判定、金額の測定等を行う必要があった。

上述のとおり、生物酸化槽はA、B、C、Dの4グループから構成されており、各グループはそれぞれ4槽からなっている（A、B、C、D合計で16槽）。このうち減損対象は、A、Cグループのそれぞれ1槽の合計2槽であり、生物酸化槽の帳簿価額の2/16を減損処理の簿価とすべきであった。

生物酸化槽A～Dグループ合計16槽の帳簿原価、減価償却累計額、帳簿価額及び減損対象帳簿価額は以下のとおりである。

(表) 生物酸化槽全体の帳簿価額

(単位：千円)

固定資産番号	帳簿原価	減価償却累計額	帳簿価額
1198500085	320,989	166,400	154,589
1198500098	542,686	281,328	261,358
1198500099	530,588	275,057	255,531
1198500104	326,995	169,514	157,481
生物酸化槽合計	1,721,258	892,299	828,959

使用が休止しているA、Cグループのそれぞれ1槽（合計2槽）について計上すべき、減損損失額は概ね以下の金額となっている。

(表) 減損対象の帳簿価額試算

項目	計算	備考
生物酸化槽全体（千円）	828,959	A
全体（槽）	16	B
うち遊休（槽）	2	C
減損対象帳簿価額（千円）	103,619	$A \times C \div B$

使用が休止しているA, Cグループのそれぞれ1槽について、企業局として生物処理施設の将来の運用方針を再度検討した上で、将来の運用方針が決定しないのであれば、遊休資産としてグルーピングを行い、減損処理を実施する、又は除却等の処理を実施する必要がある。

#### 5) 減損の兆候の検討について

##### 【意見】

固定資産グループを各事業としており、各事業において、損益が継続してマイナスとなっていないため、固定資産の減損会計上、減損の兆候がないものとしている。

また、各資産グループから生じる損益が継続してマイナスにもなっていないため、固定資産の減損会計に係る減損会計処理規程が整備されておらず、固定資産減損会計の適用についての証跡が残されていない状況である。

固定資産のグルーピングを考慮するに際して、遊休資産（地方公営企業の活動にほとんど使用されていない状態にある資産）であって将来の使用が見込まれていない資産について、独立した資産グループとして減損の兆候の検討等を行う必要があるが、遊休資産を独立した資産グループとしてグルーピングしておらず、減損損失の計上漏れが発生している。

また、減損会計適用時に固定資産の兆候の把握においては以下の事項を検討する必要があるが、検討を実施している証跡等が残っておらず、減損損失に漏れが生じる可能性がある。

- ・ 固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスとなる見込みであること
- ・ 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産グループの回収可能性を著しく低下される変化が生じたか、あるいは生じる見込みであること
- ・ 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること
- ・ 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

固定資産減損処理規程等を作成することにより、当遊休資産についても適時に把握して、減損の検討を実施すると共に、各資産グループについて減損の兆候についての検討資料を残す必要がある。

#### ② たな卸資産管理

##### 1) 粉末活性炭在庫の活用について

##### 【意見】

県南水道事務所では、粉末活性炭を在庫として保有している。粉末活性炭は、水源である



霞ヶ浦においてプランクトンが大量に発生し原水にかび臭等が発生した際に、必要に応じその臭い成分を除去するために使用される。そのため、粉末活性炭は、原水の味や臭いに問題がある場合の限られた期間に臨時の手段として用いられる。

同事務所は粉末活性炭 12,600kg を在庫倉庫に保管する。しかし、近年、粉末活性炭を使用しなければならない状況がなく、平成 23 年度以降使用されていない。

(表) 粉末活性炭の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在庫金額(千円)	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646
在庫量 (kg)	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600

粉末活性炭は劣化しにくく平成 23 年以前に購入したのも使用できるとのことであるが、古いものは運用上問題がないか検査する必要がある、追加的なコストや手間がかかる点で望ましいものではない。この点、同事務所でも問題意識を持っており、保有在庫の一部について、下表のように、粉末活性炭を利用する利根川浄水場のものと交換する対策を取っている。

(表) 粉末活性炭交換履歴

交換作業日	交換量 (kg) ※	未交換量 (kg)	在庫量 (kg)
平成 29 年 10 月 6 日	360	12,240	12,600
平成 30 年 4 月 20 日	360	11,880	12,600
平成 30 年 4 月 24 日	360	11,520	12,600
平成 30 年 5 月 2 日	360	11,160	12,600
平成 30 年 6 月 19 日	360	10,800	12,600
平成 30 年 8 月 20 日	360	10,440	12,600
平成 30 年 11 月 16 日	360	10,080	12,600
計	2,520	—	—

※霞ヶ浦浄水場と利根川浄水場の粉末活性炭を交換

しかし、検査コストや手間等の制約により十分に実施できているとは言えず、古いものがそのまま残っているものが多い現状がある。また、同事務所内で現在建設を予定している新しい高度浄水処理施設が稼働すると、かび臭はほぼ出なくなると想定しており、粉末活性炭の在庫自体がいらなくなる。そのため、近々に粉末活性炭を使用する事象が生じない限り、保有する粉末活性炭を今後どのように活用していくか課題がある。

現在建設を予定している新しい高度浄水処理施設は 2023 年頃に完成が見込まれており、その稼働が迫ってきている。保有する粉末活性炭をどのように活用していくのが最善か、企業局本局とも協議し、検討して頂きたい。



③ 契約事務

1) 積算方法の合理性について

【意見】

県南水道事務所では、汚泥処理用真空脱水機のろ過助剤として使用する珪藻土の購入のため、随意契約により下記の契約を締結した。

(表) 契約概要

契約名	単価契約書
契約方法	随意契約
契約相手方	A株式会社
品名・品質	珪藻土（ラヂオライトPC-1）
単価	金 139 円（1kg 当たり）に 100 分の 108 を乗じて得た額
契約期間	平成 30 年 1 月 19 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
納入場所	茨城県企業局県南水道事務所

上記契約のため、同事務所では最終補正予算編成時の積算として、珪藻土使用量を見込み、その使用量に予定単価を乗じた積算を行った。なお、珪藻土使用量（見込）は過去の珪藻土利用からの見積りによるものであり（下記詳述）、予定単価は前年度の購入単価を使用した。

(表) 積算金額の算定

	最終補正予算編成時の積算	
珪藻土使用量（見込）	86,900kg	A
予定単価	135 円/kg	B
積算金額	11,731,500 円	$C = A \times B$

同事務所が作成した最終補正予算編成時の積算表（56 ページ表参照）を閲覧し、珪藻土使用量（見込）の算出方法を確認すると、珪藻土見込使用量は1月から3月まで各月毎に見込使用量を算定し、それを合計する形で行っていた。ここでは、各月の見込使用量は過去3年間の同月の使用比率（珪藻土使用量（kg）÷固形分量（kg））の最大値を利用して算出されている。積算表の抜粋である下記表の使用比率を見ると、年度・各月によってばらつきが多く、最大の同比率を利用した積算の見込使用量は多すぎると考えられ、合理的な見積りとは言い難い。また、積算結果は最終補正予算要求額の根拠資料となるものであり、結果として、多めの最終補正予算の要求が行われたと考えられる。この点について担当者に確認すると、下記回答を得た。

「汚泥処理に使用する珪藻土は、浄水処理の過程で発生する汚泥を濃縮後に水分を減量するための中間処理施設の真空脱水機運転時に使用する。中間処理施設は機械式脱水だけで、長時間型加圧脱水機2台と真空脱水機12台により運用している。霞ヶ浦浄水場では処理効率及び運転費用の安価な長時間型加圧脱水機を常用機として使用しており、汚泥量の

増加又は処理効率の低下時など長時間型加圧脱水機で処理できない場合のピークカットとして真空脱水機を運転している。

平成 26 年度からの資料では、予算要求数量に対して実績が大きく下回っており、予算要求が過大となっているが、それ以前にさかのぼれば平成 23 年度までは、予算要求数量に対して実績が大きく上回ることもある事がわかる。乖離が大きくなった平成 25 年度からの要因として考えられるのは、改築 1 期（沈殿池）の供用開始が大きいと思われる。改築により高速凝集沈殿池から横流式傾斜板沈殿池に変更となった事から濃縮汚泥の濃度が高くなり、脱水効率も改善し、長時間型加圧脱水機での処理量が増加したものと思われる。しかし、平成 29 年度のように真空脱水機の運転が多くなることも考慮しなければならず、予算要求の段階では予算不足の事態にならないように多めに設定している。また、予算要求に対して恣意的に増減することは控えるべきで、過去の実績等を考慮し現在の予算要求の形となってきた。

また、最終補正の段階でも冬期の凝集不良や脱水効率など真空脱水機の運転時間等は予測しがたく、やはり予算不足を招くことのないように多めに要求することとなる。」

確かに、珪藻土使用量を正確に予測することは難しく、また、安定的な水供給のために予算を十分に取っておきたいことは理解できる。しかし、珪藻土使用量をどのように見込むかで予算措置に影響を与えることから、その見積りは入手可能なすべての情報に基づき合理的に行うべきであり、本件の積算方法は検討の余地があると考ええる。また、もし仮に予算不足となった場合、安定的な水供給のために必要な措置として別途予算を要求すべきであろう。

見込使用量等の見積り項目がある場合、どのような仮定を置くかで結果が異なるものとなり、結果として、予算要求額が違ってくる。そのため、合理的な仮定を設定し、それに基づき積算を行うことが重要であると考ええる。今後においては、設定した仮定が合理的であるか十分に検討した上で、積算を行うことを検討して頂きたい。

(表) 積算表

		年度	1月	2月	3月	計
固形分量 (kg)		H26年度(実績)	96,604	81,259	69,512	—
		H27年度(実績)	73,842	101,365	70,919	—
		H28年度(実績)	90,582	71,968	95,115	—
		① H29年度(見込)注1	92,141	98,811	97,645	—
珪藻土	使用 比率 注2	H26年度(実績)	0.280	0.388	0.104	—
		H27年度(実績)	0.061	0.299	0.233	—
		H28年度(実績)	0.000	0.000	0.158	—
		② H29年度(見込)注3	0.280	0.388	0.233	—
	使用量 (kg)	H26年度(実績)	27,000	31,500	7,200	—
		H27年度(実績)	4,500	30,300	16,500	—
		H28年度(実績)	0	0	15,000	—
		③ H29年度(見込)	25,800	38,340	22,760	86,900
	金額 (千円)	H26年度(実績)	3,456	4,032	921	—
		H27年度(実績)	576	3,878	2,227	—
		H28年度(実績)	0	0	2,025	—
		④ H29年度(見込)	3,483	5,175	3,072	11,731

(消耗品費(珪藻土)積算表より一部抜粋)

注1 「汚泥ケーキ搬出費積算表」より

注2 使用比率=珪藻土使用量(kg)÷固形分量(kg)

注3 過去3年間の使用比率最大値を使用

③ H29年度使用量(見込)=①H29年度固形分量(見込)×②H29年度使用比率(見込)

④ H29年度金額(見込)=③H29年度使用量(見込)×135円(見積単価)

## 2) 代理決裁について

## 【指摘】

県南水道事務所において決裁書類を閲覧したところ、職務権限規程第9条によれば所長決裁が必要となるべき案件について、下位順位者の代理決裁とされている事例が多く見受けられた。この点、代理決裁が多い理由を質問したところ、「代理決裁は、100万円未満の定例的な収入や支出について行っている。ただし、支出については工事や業務委託等で起工時に所長決裁を受けているものは、100万円未満であっても所長決裁としている。」との返答を得た。

(表) 代理決裁に関する規定

茨城県企業局職務権限規程

(所長への共通委任事項)

第9条 所長への事務委任については、別表第9のとおりとする。

(代決の順序)

第16条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁区分に応じ、第1順位者が代決し、第1順位者も不在のときは、第2順位者が代決し、第2順位者も不在のときは、第3順位者が代決する。

決裁区分		第1順位者	第2順位者	第3順位者
・・・				
出先機関等	事務所	所長	次長	総務課長
・・・				

(代決の制限)

第17条 前条の代決は、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁権者の指示を受けたものに限る。

(後閲)

第18条 代決した事務については、すみやかに当該事務の決裁権者の後閲を受けるものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

別表第9 所長への共通委任事項 (第9条)

29 前項に掲げるもののほか1件の予定金額500万円未満の経費(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する自動車の購入を除く。)、動力費、材料費及び事務所等の維持管理に係る予算の執行

職務権限規程によれば、代理決裁は「急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁権者の指示を受けたものに限る」(第17条)としている。

決裁権者が決裁を行うべきところ、定例的な支出について一定金額(100万円)を基準とした代理決裁は、第17条にいう「あらかじめ決裁権者の指示を受けたもの」に該当せず、代理決裁の範囲に含まれないと考える。なぜなら、代理決裁は、本来であれば決裁権者による決裁が求められるところ、不在などのやむを得ない事情に鑑みて、やむを得ず代理決裁をあらかじめ指定したものに限って認めているのであり、不在などのやむを得ない事情がない場合にまでも代理決裁を認めたものではないからである。また、一律に代理決裁を認めれば職務権限規程により、決裁権者を規定する意義がない。したがって、一定金額を基準として、本来の決裁権者に代わるものによる決裁は代理決裁の範囲を超えており、職務権限規程によらない事務所独自の基準による決裁が行われたというべきである。

代理決裁を行う場合は規程で認められた範囲で行われるべきである。

### 3. 鹿行水道事務所

#### (1) 鹿行事務所の概要

##### ① 管内の概況

##### 1) 鹿行広域水道用水供給事業

平成 29 年度の給水状況は、次のとおり。

給水先	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，銚田市
年間給水量	20,839,419 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	57,094 m <sup>3</sup>
年度末給水人口	238,740 人

##### 2) 鹿島工業用水道事業（1・2期及び3期）

平成 29 年度の給水状況は、次のとおり。

給水先	鹿嶋市，神栖市の企業等 72 事業所
年間給水量	177,521,140 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	486,359 m <sup>3</sup>

##### ② 鹿行広域水道用水供給事業

##### 1) 沿革

本事業は、鹿島臨海工業地帯の開発に伴う人口増加に対応するため、昭和 41 年度に末端まで給水を行う水道事業として開始されたものである。

昭和 57 年 4 月からは、末端給水部門を移管し水道用水供給事業となり、また、平成 4 年度から鹿行地域 5 市を供給対象とし、施設の建設を進め平成 15 年 6 月からは全市に供給を開始しているところである。

現在、鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市に 1 日最大供給量 10 万 8 千立方メートルの施設能力で水道用水を供給している。

##### 2) 事業概要

区分		給水対象市町村等	1 日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	計画給水人口 (人)	給水開始	建設期間
全体		5 市 (5 市)	108,000 (108,000)	293,680	—	昭和 41～平成 31 年度
鹿島給水系	鹿島浄水場	鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市	78,000 (78,000)	—	昭和 43 年 8 月	昭和 41～平成 31 年度

		5市				
鰐川 給水 系	鰐川浄 水場	神栖市 1市	30,000 (30,000)	—	昭和57年 7月	昭和48～平 成31年度

(注) 1 ( ) は計画。

(注) 2 「給水対象市町村等」は平成29年4月現在の給水済市町村等。

(注) 3 「1日最大給水量」は平成29年4月現在の施設能力。

### ③ 鹿島工業用水道事業

#### 1) 沿革

##### <第1・2期事業>

鹿嶋市及び神栖市に立地する企業に工業用水を供給するため、第1期事業として、昭和41年度から給水能力210,000 m<sup>3</sup>/日の施設建設を開始、昭和44年2月に一部給水を開始し、昭和46年度に施設が完成した。

また、第2期事業については、昭和44年度から給水能力600,000 m<sup>3</sup>/日の施設建設を開始、昭和47年11月に一部給水を開始し、昭和52年度に施設が完成した。

施設の老朽化に伴い、平成10年度から平成20年度にかけて第1次改築事業を実施し、平成24年度から第2次改築事業を実施している。

##### <第3期事業>

神栖市に立地する企業に工業用水を供給するため、当初給水能力535,000 m<sup>3</sup>/日で計画され、昭和47年度に施設建設を開始したが、昭和53年3月に300,000 m<sup>3</sup>/日に計画を変更し、平成6年4月に給水能力75,000 m<sup>3</sup>/日で一部給水を開始した。また、平成15年2月に計画水量を150,000 m<sup>3</sup>/日に変更した。

施設の老朽化に伴い、平成20年度から平成27年度にかけて改築事業を実施した。

#### 2) 事業概要

区分			給水区域	給水先	1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	給水開始	建設期間 (改築期間)
全体			2市 (2市)	64社 72事業所	885,000 (960,000)	—	昭和41～平成 6年度 (平成24～33 年度)
内 訳	第 1 期 事	鹿 島 浄 水	鹿嶋市・ 神栖市 2市 (2市)	27社 29事業所	210,000 (210,000)	昭和44年2 月	昭和41～46年 度 (平成24～33 年度)

業	場					
第2期事業	鹿島浄水場	鹿嶋市・神栖市 2市(2市)	35社37事業所	600,000 (600,000)	昭和47年11月	昭和44～52年度 (平成24～33年度)
第3期事業	鱒川浄水場	神栖市 1市(1市)	33社35事業所	75,000 (150,000)	平成6年4月	昭和47～平成6年度

(注) 1 ( ) は計画。「建設期間」の ( ) は改築期間。

(注) 2 「給水先」は平成29年4月現在の給水契約事業所。

(注) 3 「1日最大給水量」は平成29年4月現在の施設能力。

(2) 指摘又は意見

① 固定資産管理

1) 固定資産の実査について

【指摘】

鹿行水道事務所においては、定期的に固定資産台帳と現物を照合する、いわゆる固定資産実査を実施していない。

資産の移管や処分の処理漏れが生じた場合に適時に発見することができず、帳簿残高の適切性が確保できない。

茨城県企業局会計規程第154条に基づき、一定時点における帳簿残高の適切性の確保の観点から、定期的に固定資産の現物確認を実施すべきである。

茨城県企業局会計規程

(調査記録及び事故報告)

第154条 総務課長及び出先機関の長は、常にその所掌に係る固定資産を定期に又は随時に調査を行い、その状況について記録しなければならない。

2) 固定資産及び少額備品現物への管理番号の表示及び管理について

【指摘】

1) の固定資産実査の実施など資産管理の前提として、備品管理標識の貼付が必要となる。また、少額備品についても資産管理の前提として、会計規程第141条に基づく備品管理標識の現物資産への貼付が必要となる。



(表) 工具、器具及び備品に関する規定

茨城県企業局会計規程運用解釈
第 141 条 (標識) 関係
2 この規定は第 143 条第 1 号に規定する工具、器具及び備品の管理において準用する。
茨城県企業局会計規程
(標識)
第 141 条 備品には、備品管理標識を貼付し、備品であることを表示しなければならない。・・・
(固定資産の範囲)
第 143 条 固定資産の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの定義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 有形固定資産
キ 工具、器具及び備品 (耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が 10 万円以上のものに限る。)

(表) 少額備品に関する定め

茨城県企業局会計規程
(たな卸資産以外の物品の分類)
第 139 条 たな卸資産以外の物品は、その適正な供用及び処分を図るため、その目的に従い、次の各号に掲げる種別に分類するものとし、分類の基準は当該各号に定めるところによる。
(1) 備品 その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもの。ただし、次に掲げるものは、原則として消耗品とする。
ア 取得価額が 5 万円未満のもの
イ ガラス製品、陶磁器等破損しやすいもの
ウ 記念品、ほう賞品その他これに類するもの
エ 機械又は器具の修理用又は補充用の部品
・・・
(たな卸資産以外の物品の管理)
第 140 条
2 物品出納員は、たな卸資産以外の物品を出納したときは、備品については備品管理簿に、消耗品については物品受払簿に必要な事項を記録しなければならない。
・・・
(標識)
第 141 条 備品には、備品管理標識を貼付し、備品であることを表示しなければならない。

い。ただし、性質形状等により標識を付することが困難なもの又は不適当なものは、適宜の方法によりこれに代える。

(別記 様式)

様式第 47 号

備 品 管 理 簿

取得 年月 日	品名	規格・ 品質	受入先	中 No.	小 No.	整理No.	取得価格		保管場 所	備考
							税込 み	税抜 き		

しかしながら、現物の状況を視察した結果、以下のような問題点が検出された。

(表) 少額備品の備品管理標識貼付状況

区分	視察した状況	問題点
備品管理標識	水質検査室に保管している予備用の「タイトレット」(整理 No. 133) に備品管理標識の貼付がなかった。	現物の特定が困難である。
整理 No. の付番	平成 29 年度取得の「タイトレット」2 台分について、それぞれ同一の整理 No が付番されていた。	備品管理標識が貼ってあったとしても、個別対応が困難となる。

また、備品管理簿の記載と現物の状況を確認した結果、以下のような問題点が検出された。

(表) 備品管理簿のうち現物のなかった少額備品

区分	視察した状況	問題点
不用品の処分 処理漏れ	備品管理簿に記載のある「テレビ(平成 7.12.14 取得, 整理 No. 2)」について現物がなかった。処分済みである可能性が高いという説明であった。	備品管理標識を貼っていないことに起因する処分漏れである可能性がある。また、備品管理簿が更新されていない。

定期的に不用品の処分処理漏れがないよう確認するとともに、茨城県企業局会計規程及

び茨城県企業局会計規程運用解釈に従って備品管理標識を現物に貼付し適切に管理する必要がある。

### 3) 遊休資産について

#### 【指摘】

下記の固定資産が、長期間使用されておらず、かつ使用見込のないものとなっており、いわゆる遊休資産に該当するものとなっている。

(表) 鹿島第1・2期工業用水道事業 加圧浮上槽 (※1)

(単位:千円)

貸借対照表科目	資産番号	登録年月日	資産名称	帳簿原価	H30年3月末帳簿価額
建物	02197300114	昭和49年3月31日	加圧浮上槽上屋	5,740	1,047
構築物	02197300060 他計2件	昭和49年3月31日他	加圧浮上槽他	135,600	44,802
機械及び装置	02197500046 他計5件	昭和51年3月31日他	加圧浮上槽機械設備他	236,090	12,430
設備計				377,430	58,281

(表) 鹿行広域水道用水供給事業 除藻池 (※2)

(単位:千円)

貸借対照表科目	資産番号	登録年月日	資産名称	帳簿原価	H30年3月末帳簿価額
構築物	01197100140 他計2件	昭和47年3月31日他	除藻池	6,804	1,993
設備計				6,804	1,993

(表) 鹿島第1・2期工業用水道事業 除藻池 (※2)

(単位:千円)

貸借対照表科目	資産番号	登録年月日	資産名称	帳簿原価	H30年3月末帳簿価額
構築物	02196800053 他計3件	昭和44年3月31日他	除藻池	85,966	23,858
設備計				85,966	23,858

(表) 鹿行広域水道用水供給事業 洗浄水槽 (※3)

(単位:千円)

貸借対照表科目	資産番号	登録年月日	資産名称	帳簿原価	H30年3月末帳簿価額
構築物	01196900064	昭和45年3月31日	洗浄水槽	18,092	3,615
設備計				18,092	3,615

#### ※1 加圧浮上槽

主に昭和49年から昭和51年に取得した浄水処理をした後に発生する汚水を汚泥と水とに分離する排水処理施設の一部である加圧浮上槽であるが、平成15年に取得・稼働した脱水機棟・濃縮槽は当該加圧浮上槽の処理能力分をも賄えることから、平成15年から使用していない。

#### ※2 除藻池

取水した原水の藻類を除去するための設備である。水質の変化により藻類を浮かせて取る方式から沈めてとる方式へと藻類の除去の方法が変化したため10年ほど使用実績がない。現在は、水路として使用しているだけで本来の除藻池としての利用は行っていない。

#### ※3 洗浄水槽

洗浄水槽は、ろ過処理を継続すると懸濁物質によりろ過池が閉塞してしまうため定期的に洗浄を行う施設であり、上水ろ過池1系と洗浄水槽を当初セットで使用していたが、その後新設急速ろ過池2系を設置することが決まり、1系と2系の両方で使用できる新設高架水槽が平成15年に新しく設置されてからは使用されていない。

上記の資産についてはいずれも、使用されなくなってから長期の年数が経過しているが用途廃止報告書は提出されておらず、通常の固定資産として減価償却が行われている。

加圧浮上槽については、現在使用している脱水機棟・濃縮槽が不具合等で動かなくなった時には使用する可能性があるとのことだが、平成15年以降稼働した事実はない。

除藻池については、水路として使用しているとのことだが、本来の取得目的に沿った形の使用とは言い難く、洗浄水槽について使用見込はないとのことである。

そのため、下記茨城県企業局会計規程第157条第1項但書(2)アに該当し、固定資産用途廃止報告書を提出する必要があった。

茨城県企業局会計規程

(固定資産の用途廃止)

第157条 総務課長及び出先機関の長は、その所掌する固定資産のうち、著しく損傷を受けていること、その他の理由によりその用途に使用することができなくなったもの

又は使用する必要がなくなったものが生じた場合には、用途を廃止すべきかどうかを決定することができる。ただし、次の各号に掲げるものは、直ちに固定資産用途廃止報告書により、管理者に報告しなければならない。

- (1) 帳簿価額が 500 万円を超えるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
  - ア 減価償却が完了していないもの
  - イ 車両運搬具又は船舶
  - ウ 土地等減価償却を行わないもの

使用できなくなった資産や使用する必要のなくなった資産については適時に固定資産用途廃止報告書を作成し報告することが必要である。また、会計上も本来の用途での使用は行っていないため通常の減価償却を行う前提を欠いており、遊休資産として減損処理を行うか、当該施設を使用しないのであれば除却処理する必要がある。

#### 4) 固定資産台帳の適時な更新について

##### 【意見】

固定資産台帳は、企業局本局に保管されているものが正で、各水道事務所にはその写しが保管されている。

各水道事務所で固定資産用途廃止報告書が提出された場合、本局で摘要欄に「一部除却」や「処分」等廃止報告書に基づいた処分結果が記載された固定資産台帳を新たに印刷して、従前の記載前のものを更新している。この新たに印刷された固定資産台帳は、対象資産を保有している水道事務所にも送付され、本局と同様に更新することになっている。

平成 29 年度及び平成 28 年度に用途廃止のあった固定資産について固定資産台帳の更新状況を確認したところ、往査日現在（平成 30 年 11 月）、平成 29 年度用途廃止 2 件、平成 28 年度用途廃止 3 件の資産について用途廃止の事実が反映される前の台帳となっており、更新がされていなかった。

(表) 平成 29 年度用途廃止について台帳の更新がされていなかったもの

(単位：千円)

固定資産番号	資産の名称	帳簿価額	台帳作成年月	処分年月
01200100030	水中スカムスキーマー ポンプ	16	平成 26 年 9 月	平成 30 年 2 月
01200300268	流量計室電気機械設備	41,045	平成 29 年 12 月	平成 30 年 3 月

(表) 平成 28 年度用途廃止について台帳の更新がされていなかったもの

(単位：千円)

固定資産番号	資産の名称	帳簿価額	台帳作成年月	処分年月
01198200288	照明設備	1,910	平成 26 年 8 月	平成 29 年 3 月
01200300268	流量計室電気機械設備	4,799	平成 29 年 12 月	平成 29 年 3 月
01199700090	小型貨物車	965	平成 28 年 8 月	平成 28 年 8 月

企業局会計規程第 144 条第 2 項には、固定資産台帳を整備しなければならない旨定められている。

茨城県企業局会計規程

(固定資産等管理事務の統括)

第 144 条 総務課長は、固定資産の効率的運用を図るため、常に現状を明らかにし、必要な調整をしなければならない。

2 総務課長は固定資産を管理するため、固定資産台帳を整備しなければならない。

3 総務課長は、借り受けている資産があるときは、借受資産台帳に記帳し、整理しなければならない。ただし、固定資産台帳に記帳しているものについては、この限りでない。

更新すべき台帳は、本局から水道事務所に送付されており、水道事務所で台帳の更新を失念してしまったものである。台帳は本局にあるものが正であり、水道事務所にあるものは写しという位置付けであるが、各水道事務所に固定資産台帳が本局から配布されているのは、固定資産を実際に使用・管理するのは水道事務所であることから、現場での管理の便宜のためであると考えられる。そのため、水道事務所でも固定資産台帳を適切に整備する必要がある。

本局から送付される固定資産台帳に適切に更新を行う必要がある。

## ② たな卸資産管理

### 1) 棚卸資産報告の確認印について

#### 【指摘】

茨城県企業局会計規程第 134 条に基づき年 2 回の実地たな卸を行っており、その実施状況を把握するために棚卸資産報告（平成 30 年 3 月 たな卸資産払出報告書及び平成 30 年 3 月 31 日 たな卸表）に関する伺書を開覧したところ、水道用薬品等管理の所管である浄水課の確認印は押印されていたが、緊急用備蓄資材管理の所管である施設課に係る担当及び上席者の確認印が残されていなかった。鹿行水道事務所事務分担表において、緊急用備蓄資材の管理に関する事務については、施設課において分担することとなっており、当該分担表と書類作成部署が不整合となっている。

責任遂行の明確化を図る観点から、事務分担と文書の証跡との整合性を図る必要がある。

すなわち、緊急用備蓄資材に関する棚卸資産報告にあつては、棚卸を担当し、資料を作成した施設課において、担当及び上席者の確認印を押印する必要がある。

③ 消耗品管理

1) 郵便切手の管理について

【意見】

茨城県企業局会計規程及び茨城県企業局会計規程運用解釈において、郵便切手等の証書類の管理については、「物品受払簿（様式第 46 号）」を使用することを規定している。しかしながら、郵便切手について、定められた様式（「物品受払簿（様式第 46 号）」）とは異なる様式を使用しており、また、ほとんどの払出の摘要欄が空欄となっており使用目的の記載がなかった。

（表）物品受払簿に関する定め

茨城県企業局会計規程											
（たな卸資産以外の物品の管理）											
第 140 条 本局の課長及び出先機関の長は、契約担当者がたな卸資産以外の物品を購入した場合において検査が終了したときは、直ちに所属の物品出納員に物品の引渡しをしなければならない。											
2 物品出納員は、たな卸資産以外の物品を出納したときは、備品については備品管理簿に、消耗品については物品受払簿に必要な事項を記録しなければならない。ただし証書類を除く消耗品については、物品受払簿への記録を省略することができる。											
（別記 様式）											
様式第 46 号											
物 品 受 払 簿											
品 名											
年	月	日	規 格	品 質	受入先又は払出先	摘 要	単 価	受	払	残	
										使 用	在 庫

郵便切手については、定められた様式（「物品受払簿（様式第 46 号）」）を使用して適切に管理することが必要である。なお、証書類は金品に類する価値があることから、特に使用目的については適切に記録することが望ましく、そのために宛先あるいは具体的使用内容を

記載することが考えられる。



#### 4. 県西水道事務所

##### (1) 県西水道事務所の概要

###### ① 管内の概況

当事務所の位置する県西地域は、筑波山や加波山、菅生沼などの自然環境に恵まれ、利根川、鬼怒川、小貝川の流域に広がる肥沃で広大な平坦地からなっており、白菜栽培などの農業が盛んである。また、首都から40～80km圏内にあるため企業立地が進んでおり、古河名崎工業団地（古河市）をはじめとする工業団地が形成され、筑西市、常総市、つくば市、古河市などに分散点在している。さらに、平成29年2月に首都圏中央連絡自動車道の県内区間全線が開通し、新たな企業立地が期待されているところである。

管内では、筑西市に当水道事務所（関城浄水場）、土浦市に新治浄水場、常総市に水海道浄水場と3つの浄水場がある。関城、新治浄水場では霞ヶ浦用水から、水海道浄水場では利根川、鬼怒川、小貝川から取水している。

###### ② 県西広域水道用水供給事業

###### 1) 沿革

本事業は、県西地域を中心とした13市町を対象に、良質で安定的な生活用水を供給するため、1日最大給水量8万立方メートルの供給施設を昭和55年度から平成31年度までを建設期間として事業を進めている。昭和63年度から一部の地域に水道用水の供給を開始し、平成7年7月からは給水対象の全市町村に供給している。

###### 2) 事業概要

区分			給水対象 市町村等	1日最大給 水量 (m <sup>3</sup> )	計画給水人 口 (人)	給水開始	建設期間
全体			11市2町 (13市町)	80,000 (80,000)	570,211	—	昭和55～ 平成31年 度
内 訳	新治 給水 系	新治 浄水 場	土浦市・かす みがうら市・ 石岡市 3市	8,000 (8,000)	62,401	昭和63年 4月	昭和55～ 63年度
	関城 給水 系	関城 浄水 場	常総市・筑西 市・結城市・ 下妻市・桜川 市・八千代町 5市1町	37,400 (37,400)	277,977	平成6年 11月	昭和58～ 平成31年 度
	水海	水海	常総市・坂東	34,600	229,833	平成7年	昭和55～

	道給水系	道浄水場	市・古河市 ・つくばみらい市・境町 4市1町	(34,600)		7月	平成18年度
--	------	------	------------------------------	----------	--	----	--------

(注) 1 ( ) は計画。

(注) 1 「給水対象市町村等」は平成29年4月現在の給水済市町村等。

(注) 2 「1日最大給水量」は平成29年4月現在の施設能力。

### ③ 県南西広域工業用水道事業

沿革及び事業概要は県南水道事務所の概要を参照。

#### (2) 指摘又は意見

##### ① 固定資産管理

###### 1) 固定資産の実査について

###### 【指摘】

定期的に固定資産台帳と現物を照合する、いわゆる固定資産実査を実施していない。

資産の移管や処分処理漏れが生じた場合に適時に発見することができず、帳簿残高の適切性が確保できない。

茨城県企業局会計規程第154条に基づき、一定時点における帳簿残高の適切性の確保の観点から、定期的に固定資産の現物確認を実施すべきである。

茨城県企業局会計規程

(調査記録及び事故報告)

第154条 総務課長及び出先機関の長は、常にその所掌に係る固定資産を定期的に又は随時に調査を行い、その状況について記録しなければならない。

###### 2) 固定資産及び少額備品現物への管理番号の表示について

###### 【指摘】

1) の固定資産実査の実施など資産管理の前提として、備品管理標識の貼付が必要となるが、県西水道事務所では、貼付を行っていないものがあつた。

現物に対して備品管理標識の貼付がない場合、現物の特定が困難となり、固定資産管理が不十分となる。

茨城県企業局会計規程及び茨城県企業局会計規程運用解釈に従って備品管理標識を現物に貼付する必要がある。

(表) 工具、器具及び備品に関する規定

茨城県企業局会計規程運用解釈

第141条 (標識) 関係

2 この規定は第 143 条第 1 号に規定する工具、器具及び備品の管理において準用する。

茨城県企業局会計規程

(標識)

第 141 条 備品には、備品管理標識を貼付し、備品であることを表示しなければならない。・・・

(固定資産の範囲)

第 143 条 固定資産の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有形固定資産

キ 工具、器具及び備品（耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が 10 万円以上のものに限る。）

(表) 少額備品に関する規定

茨城県企業局会計規程

(たな卸資産以外の物品の分類)

第 139 条 たな卸資産以外の物品は、その適正な共用及び処分を図るため、その目的に従い、次の各号に掲げる種別に分類するものとし、分類の基準は当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもの。ただし、次に掲げるものは、原則として消耗品とする。

ア 取得原価が 5 万円未満のもの

・・・

(たな卸資産以外の物品の管理)

第 140 条

2 物品出納員は、たな卸資産以外の物品を出納したときは、備品については備品管理簿に・・・記録しなければならない。

(標識)

第 141 条 備品には、備品管理標識を貼付し、備品であることを表示しなければならない。・・・

3) リース資産台帳の保管及びリース資産の管理について

【指摘】

リース資産台帳の整備状況を確認するため、リース資産台帳を閲覧しようとしたところ監査時において保存されていないことが判明した。県西水道事務所による説明では、当該台帳については、紛失した可能性があるとのことであった。

県西水道事務所においてリース資産の管理を行う必要があることから、リース会計事務取扱要領第 19 条第 3 項に基づき、リース資産台帳の整理徹底が必要である。

<p>リース会計事務取扱要領 (台帳の作成)</p> <p>第 19 条 総務課長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該リース取引がファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引のいずれに該当するかを判定し、ファイナンス・リース取引に該当するリース取引(重要性が乏しいと認められる場合を除く。)は会計規程第 152 条に基づき「固定資産台帳(リース資産)」(様式第 49 号(その 2))を作成しなければならない。・・・</p> <p>3 総務課長は、第 1 項及び第 2 項に規定する台帳を作成した場合は、当該台帳の写しを出先機関の長に送付しなければならない。</p>
--

また、定期的にリース資産現物についてリース台帳との照合を実施し現物管理する必要がある。

#### 4) 遊休資産について

##### 【指摘】

関城浄水場では南椎尾調整池(つくし湖)を經由して取水しているが、両者の地盤の高低差が十分あることから、現在はポンプを使用しない自然流下によって取水している。しかしながら、同浄水場の整備段階においてはポンプ方式を採用する見通しで原水ポンプ設備を取得したものの 3 年程度で使用を停止している。

(表) 原水ポンプ使用状況

		原水ポンプ使用状況
H 6. 11	取水開始	使用開始
H 9. 10	自然流下による取水	使用停止
以降現在まで		停止中

(表) 休止設備が含まれる固定資産

(単位：千円)

固定資産番号	名称	項	帳簿原価	帳簿価額 平 30. 3. 31 現在
01199400160	原水ポンプ機械設備	機械及び装置	54, 847	2, 742
01199400166	接合井及び原水ポンプ井	構築物	134, 481	84, 373

平成 24 年 1 月に改正された地方公営企業法施行規則では、遊休設備については正味売却価額まで簿価を切り下げる減損会計が求められているものの何ら検討を行っていない。こ

これは、企業局本局において決算ごとの定期的な遊休設備の調査を実施していない、又は、各水道事務所から遊休設備の発生を本局に報告する事務の流れが存在しないことが原因であると考えられる。

(表) 減損会計に関する基準

地方公営企業法施行規則

(資産の評価)

第八条

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

遊休状態になり、将来の用途が定まっていない固定資産については、減損損失を計上することとなる。

したがって、減損損失を計上するか、又は除却を実施すべきかを検討する必要がある。

5) 備品管理簿の不備について

【意見】

総務課が備品管理簿を作成し、少額備品の管理を実施している。なお、同管理簿では、「取得年月日」、「品名」、「規格・品質」、「受入先」、「分類No」、「整理No」、「取得価格」及び「保管場所」の各項目が設定され、少額備品毎に記載する。

しかしながら、現状の備品管理簿では「保管場所」が空欄となっており、これを見ただけではどこで保管されているか明らかでないものが多数あった。資産管理の観点からは「保管場所」を明確にしておく必要があり、同管理簿の記載の徹底を行うべきである。

6) 少額備品実査の未実施について

【意見】

定期的に備品管理簿と現物を照合する、いわゆる実査を実施していない。定期的に現物を確認することは資産管理プロセスとして重要であり、実査の未実施は資産管理の観点から問題がある。定期的に少額備品の現物確認を実施すべきである。

7) 巡視日報の記載徹底について

【意見】

水道事務所は施設・設備管理のために毎日巡視日報を作成している。なお、巡視日報は、下記分類毎に対象施設・設備に対するチェック項目を設け、点検者がチェック項目を点検し、

異常の有無を確認することにより作成される。

(表) 巡視対象の施設・設備

	巡視日報 1	巡視日報 2	巡視日報 3	巡視日報 4
分類	上水	薬注・計器	工水・排水・排泥	脱水
対象施設・設備	流量計室 急速ろ過池 活性炭他 浄水池	管理本館・薬注 設備 水質発信機室	工水設備 排水施設 排泥施設	脱水機設備

点検者は作成した巡視日報を事業所長，浄水課員，浄水課長に回付し，自らが実施した事項及び施設・設備の状況に関する情報共有を図っている。

県西水道事務所において巡視日報を閲覧したところ，巡視日報のチェック項目の一部について，「異常の有無」が記載されていない項目が存在した。巡視日報でチェック項目の記載がない場合，施設・設備管理のために必要な点検がなされているか明らかとならない点で管理上の問題がある。巡視日報の記載の徹底が必要である。

## ② 契約事務

### 1) リースか購入かの判定について

#### 【意見】

リース取引は，一般に，リース期間にわたり利息相当額の割り増しを支払うことによって，高額な資産を長期的に使用する権利を取得する取引である。初期投資額が抑えられる一方で，支払総額では購入するよりも利息相当額が割高となる。

リース契約の意思決定過程の状況を確認するために決裁文書を閲覧したところ，リース契約締結に当たっては，リース契約を採用した場合又は購入取引とした場合のそれぞれの経済性計算結果についての比較は行われておらず，リース契約を採用した理由については，水道事務所の説明では，安定的な機器メンテナンス役務提供の享受のためであることや費用の平準化が図れるとのことであった。

リース契約締結に当たっては，購入とリースの比較検討を実施し，差額である利息相当額について明示した上で，リース契約を採用することとした理由書を作成することが望ましい。

参考に，平成30年度で入手したそれぞれの見積書を比較すると以下のとおりとなる。なお，リース見積書では，利息相当額が明示されていないため，差額が利息相当額であるかどうかは明確ではないが，機器代金等の内訳が明示されていたため，内訳ごとに月額料金をリース期間である5年分を乗じて求めている。

(表) T O C 計機器に係る比較表

(金額は税抜, 千円)

	購入見積書	リース見積書
業者	M社	O社
見積日付	平成 30 年 9 月 27 日	平成 30 年 10 月 25 日
条件	浄水場ごとに 1 台ずつのため, 3 台分。保守回数は, 年 1 回として 4 回分。	
総額	26, 393	31, 500
(内訳) 全有機体炭素 (T O C) 計 機器代金	21, 293	25, 560
据付調整費	1, 800	2, 100
保守費用	3, 300	3, 840
年数	耐用年数 : 5 年	リース期間 : 5 年

## 2) 決裁権者について

## 【指摘】

平成 29 年度支出票兼振替伝票を閲覧したところ, 決裁者印の欄において本来であれば平成 29 年度における決裁権者である所長が決裁すべきところ, 平成 30 年度の決裁権者である所長が決裁していた事例 (起票年月日は平成 30 年 3 月 31 日, 摘要は 3 月分賃金及び通勤手当, 振替日付印は平成 30 年 3 月 31 日) を検出した。この点, 水道事務所に質問したところ, この時期は年度が切り替わることに加え, 多数の支払伝票の処理が集中していたことから伝票回付の際に誤ってしまったとのことであった。

本来の決裁権者ではない者が決裁していることから, 決裁に正当性は認められず, 決裁の目的である行為は必要な決裁を経ることなしに行われた無権限行為であると言わざるを得ない。また, 決裁権がないにもかかわらず決裁印を押す行為もその決裁内容の確認を怠っており, その目的行為の可否を問うという決裁本来の機能が果たされていないという点で問題である。

決裁においては, 正当な決裁権者が決裁を行うべきである。また, 決裁の目的は目的行為の可否を問うものであるからその内容を確認することが必要である。

## 3) 口頭による部分引渡しの指示について

## 【指摘】

本配水管布設工事積算業務は, 常総市大生郷町外に係る耐震化 (地震に強い水道管) を目的とした配水管の布設工事にかかる費用の積算業務を内容としたもので, 工事別に各 5 回に分けて設計書を成果物として納品するものである。



(表) 建設コンサルタント業務委託契約の概要

業務番号	水海工水県単 第 29-87-413-0-051 号
業務名	配水管布設（耐震化）工事積算業務委託
期間	平成 29 年 6 月 15 日から平成 30 年 2 月 28 日まで
成果物の納品 （平 30. 2. 26 受領の物件検査 調書より）	第 1 回納品：平成 29 年 7 月 18 日 第 2 回納品：平成 29 年 7 月 25 日 第 3 回納品：平成 29 年 8 月 18 日 第 4 回納品：平成 29 年 8 月 28 日 第 5 回納品：平成 30 年 2 月 26 日

成果物の納入が複数回にわたって行われており、これは建設コンサルタント業務委託契約書第 36 条に規定する部分引渡しに該当することとなるが、水道事務所の説明では、部分引渡しは発注者である県西水道事務所の指示によって行われているものの、部分引き渡し指示書などの文書の交付はなく、口頭によっているとの説明であった。建設コンサルタント業務委託契約書においても、指示等は書面により行うこととされており、当該条項に従った事務処理が行われていない。

(表) 契約書における書面交付の条項

建設コンサルタント業務委託契約書 (指示等及び協議の書面主義) 第 2 条 この契約に定める指示、請求、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（次項において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
--

成果物の期日を明確にするためや納期管理の実効性向上のためなどの観点から、文書をもって部分引渡しの指示を行うべきである。

### ③ 消耗品管理

#### 1) 郵便切手類出納簿について

##### 【意見】

郵便切手類については、茨城県企業局会計規程において以下のように規定されている。

茨城県企業局会計規程 (たな卸資産以外の物品の管理)
-------------------------------



第 140 条

2 物品出納員は、たな卸資産以外の物品を出納したときは、備品については備品管理簿に、消耗品については物品受払簿に必要な事項を記録しなければならない。ただし証紙類を除く消耗品については、物品受払簿への記録を省略することができる。

水道事務所では上記の規定に基づき、下記方法で総務課が郵便切手類の管理を行っている。

- ・ 切手の金額毎に郵便切手類出納簿を作成する。
- ・ 郵便切手を購入後、郵便切手類出納簿の「受入数」欄に購入枚数を記載するとともに、「摘要」欄に購入と記載する。
- ・ 郵便切手使用者の申請を受け、郵便切手類出納簿の「年月日」、「払出数」、「残枚数」及び「摘要」欄を記載後、申請者に郵便切手を渡すとともに、同出納簿の「受領印」欄に申請者の押印を受領する。
- ・ 総務課管理者は、月末に月毎の郵便切手類出納簿の「受入数」、「払出数」、「残枚数」及び「摘要」を確認するとともに、同出納簿の「残枚数」と実枚数が一致していることを確認する。

総務課管理者は「郵便切手類出納簿」により毎月郵便切手の使用状況の確認を行っているが、当該様式は会計規程第 140 条第 2 項に定められた様式とは異なるため、様式第 46 号に定める「物品受払簿」による管理を行う必要がある。なお、証紙類は金品に類する価値があることから、特に使用目的については適切に記録することが望ましく、そのために宛先あるいは具体的使用内容を記載することが考えられる。

## 5. 県中央水道事務所

### (1) 県中央水道事務所の概要

#### ① 管内の概況

当事務所は県のほぼ中央に位置し、那珂川を望む標高約 33m の那珂台地に立地しており、7 市 2 町 1 村（東：ひたちなか市、西：笠間市、南：かすみがうら市、北：常陸大宮市）1 企業団を所管している。

管内の概況は、水戸市を中心として、J R 常磐線や常磐自動車道、北関東自動車道などの交通体系を背景に産業と人口の集積が図られており、特に、ひたちなか市には製造関係の企業が立地し、臨海部のひたちなか地区では港湾機能を活用した開発が進められているほか、東海村や那珂市には日本原子力研究開発機構などの原子力関連施設が集積している。

#### ② 県中央広域水道用水供給事業

##### 1) 沿革

本事業は、県中央地域を中心とした 11 市町村を対象に、安定した水源を確保し、水質的に安全な生活用水を供給するため、1 日最大給水量 24 万立方メートルの計画で、昭和 60 年度から事業を進めており、平成 3 年度から一部の地域に水道用水の供給を開始し、平成 10 年 5 月からは給水対象の全市町村に供給している。

##### 2) 事業概要

区分			給水対象市町村	1 日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	計画給水人口 (人)	給水開始	建設期間
全体			7 市 2 町 1 村 1 企業団 (11 市町村)	78,000 (240,000)	931,300	—	昭和 60～ 平成 31 年 度
内 訳	水 戸 給 水 系	水 戸 浄 水 場	水戸市・笠間市・ひたちなか市・常陸大宮市・那珂市・かすみがうら市・小美玉市・茨城町・大洗町・東海村・湖北水道企業団 (石岡市・小美玉市) 7 市 2 町 1 村 1 企業団	54,000 (216,000)	852,100	平成 7 年 7 月	昭和 60～ 平成 31 年 度
	笠 間 給 水	潤 沼 川 浄	笠間市 1 市	24,000 (24,000)	79,200	平成 4 年 1 月	昭和 60～ 平成 31 年 度

	系	水場					
--	---	----	--	--	--	--	--

(注) 1 ( ) は計画。

(注) 2 「給水対象市町村等」は平成 29 年 4 月現在の給水済市町村等。

(注) 3 「1 日最大給水量」は平成 29 年 4 月現在の施設能力。

### ③ 那珂川工業用水道事業

#### 1) 沿革

ひたちなか市及び那珂市(旧那珂町)に立地する企業に工業用水を供給するため、昭和 37 年度に建設を開始、昭和 41 年 10 月から一部給水を開始し、昭和 50 年度に施設が完成した。

また、那珂西部工業団地(那珂市)に立地する企業に工業用水を供給するため、平成 3 年度から整備を開始、平成 7 年度に整備が完了した。

施設の老朽化に伴い平成 8 年度から平成 14 年度までに第 1 期改築事業を実施し、平成 24 年度から第 2 期改築事業を実施している。

#### 2) 事業概要

区分	給水区域	給水先	1 日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	給水開始	建設期間 (改築期間)
全体 (那珂川浄水場)	ひたちなか市・那珂市 (旧那珂町) 2 市 (2 市)	6 社 9 事業所	76,680 (76,680)	昭和 41 年 10 月	昭和 37～平成 7 年度 (平成 24～33 年度)

(注) 1 ( ) は計画。「建設期間」の ( ) は改築期間。

(注) 2 「給水先」は平成 29 年 4 月現在の給水契約事業所。

(注) 3 「1 日最大給水量」は平成 29 年 4 月現在の施設能力。

### ④ 県央広域工業用水道事業

#### 1) 沿革

ひたちなか市外 7 町村(当時)に立地する企業に工業用水を供給するため、平成 7 年度に建設を開始、平成 13 年 10 月にひたちなか市と東海村へ、平成 14 年 4 月に常陸大宮市(旧大宮町)へ一部給水を開始した。

現在は水需要の動向等を踏まえ整備を進めている。

## 2) 事業概要

区分	給水区域	給水先	1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	給水開始	建設期間
全体 (那珂川浄水場)	ひたちなか市・常陸大宮市 (旧大宮町)・東海村・水戸市 (旧内原町)・那珂市・笠間市 (旧岩間町)・茨城町 3市村(7市町村)	12社 14事業所	46,000 (62,000)	平成13年 10月	平成7～ 平成31 年度

(注) 1 ( ) は計画。

(注) 2 「給水区域」の\_\_\_は平成31年度以降の給水予定区域。

(注) 3 「給水先」は平成29年4月現在の給水契約事業所。

(注) 4 「1日最大給水量」は平成29年4月現在の施設能力。

### (2) 指摘又は意見

#### ① 固定資産管理

##### 1) 固定資産の実査について

###### 【指摘】

定期的に固定資産台帳と現物を照合する、いわゆる固定資産実査を実施していない。

資産の移管や処分処理漏れが生じた場合や、後述の資産台帳の不備の事例について適時に発見することができず、帳簿残高の適切性が確保できない。

茨城県企業局会計規程第154条に基づき、一定時点における帳簿残高の適切性の確保の観点から、定期的に固定資産の現物確認を実施すべきである。

茨城県企業局会計規程

(調査記録及び事故報告)

第154条 総務課長及び出先機関の長は、常にその所掌に係る固定資産を定期的に又は随時に調査を行い、その状況について記録しなければならない。

##### 2) 固定資産及び少額備品現物への管理番号の表示について

###### 【指摘】

1) の固定資産実査の実施など資産管理の前提として、備品管理標識の貼付が必要となるが、県中央水道事務所では、以下の表のとおり、固定資産や少額備品への標識表示していないものがあつた。

(表) 備品管理標識のなかった固定資産及び少額備品 (監査人が視察したもの)

(単位:千円)

固定資産番号	資産名称	項	目	節	購入	帳簿原価
0120150 0220	テーブルトップ遠心機一式	工具器具及び備品	時計, 試験機器及び測定機器	時計, 試験機器及び測定機器	平 27. 8. 24	437
0120160 0184	車載型無線機	〃	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	平 29. 3. 17	290
0120150 0018	車載型無線機	〃	〃	〃	平 27. 8. 31	290
0120130 0371	車載型無線機	〃	〃	〃	平 25. 10. 31	280
0120140 0221	車載型無線機	〃	〃	〃	平 26. 10. 1	280
0220140 0016	自動体外式除細動器 (A E D)	工具器具及び備品	医療機器	医療機器	平 26. 7. 30	52
※	カラーレーザープリンター購入	営業費用	総係費	備消耗品費	平 30. 3. 23	85

※ 備品管理簿への記載漏れのため発番なし。

現物に対して備品管理標識の貼付がない場合、現物の特定が困難となり、固定資産管理が不十分となる。

茨城県企業局会計規程及び茨城県企業局会計規程運用解釈に従って備品管理標識を現物に貼付する必要がある。

(表) 工具, 器具及び備品に関する規定

茨城県企業局会計規程運用解釈 第 141 条 (標識) 関係 2 この規定は第 143 条第 1 号に規定する工具, 器具及び備品の管理において準用する。  茨城県企業局会計規程 (標識)
---

第 141 条 備品には、備品管理標識を貼付し、備品であることを表示しなければならない。・・・

(固定資産の範囲)

第 143 条 固定資産の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有形固定資産

キ 工具、器具及び備品（耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が 10 万円以上のものに限る。）

(表) 少額備品に関する規定

茨城県企業局会計規程

(たな卸資産以外の物品の分類)

第 139 条 たな卸資産以外の物品は、その適正な供用及び処分を図るため、その目的に従い、次の各号に掲げる種別に分類するものとし、分類の基準は当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもの。ただし、次に掲げるものは、原則として消耗品とする。

ア 取得原価が 5 万円未満のもの

・・・

(たな卸資産以外の物品の管理)

第 140 条

2 物品出納員は、たな卸資産以外の物品を出納したときは、備品については備品管理簿に・・・記録しなければならない。

(標識)

第 141 条 備品には、備品管理標識を貼付し、備品であることを表示しなければならない。・・・

3) 備品管理簿の記載漏れについて

【指摘】

茨城県企業局会計規程第 140 条第 2 項において、取得価額が 5 万円を超える少額備品については備品管理簿を作成することが定められており、その異動を記録することとなっている。資産管理の前提として、当該備品管理簿の適切な記録が必要である。

備品管理簿を閲覧したところ、平成 28 年度以降の備品管理簿の記録がなかったが、平成 29 年度支出一覧の通査から、以下の備品管理台帳に記載すべきであると考えられる物品が発見された。

(表) 少額備品に該当する物品 (監査人が特定したサンプル)

(単位: 千円)

資産内容	購入	帳簿原価
カラーレーザープリンター 1台	平 30. 3. 23	85

平成 28 年度以降の取得備品について把握した上で、茨城県企業局会計規程第 140 条第 2 項に基づき備品管理を行う必要がある。

#### 4) リース資産台帳の保管及びリース資産の管理について

##### 【指摘】

リース資産台帳の整備状況を確認するため、リース資産台帳を閲覧しようとしたところ以下のサンプルについて監査時において保存されていないことが判明した。県中央水道事務所による説明では、当該台帳については紛失した可能性が高いとのことであった。

(表) 保存されていなかったリース資産台帳

(単位: 千円)

リース資産番号	資産名称	項	目	節	契約日	帳簿原価
2015001	TOC 計 (全有機炭素計) 機器	工具器具 及び備品	時計, 試験機器 及び測定機器	時計, 試験機器 及び測定機器	平 27. 4. 1	6, 531

県中央水道事務所においてリース資産の管理を行うために、リース会計事務取扱要領第 19 条第 3 項に基づき、リース資産台帳の整理徹底が必要である。

##### リース会計事務取扱要領

###### (台帳の作成)

第 19 条 総務課長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該リース取引がファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引のいずれに該当するかを判定し、ファイナンス・リース取引に該当するリース取引 (重要性が乏しいと認められる場合を除く。) は会計規程第 152 条に基づき「固定資産台帳 (リース資産)」(様式第 49 号 (その 2)) を作成しなければならない。・・・

3 総務課長は、第 1 項及び第 2 項に規定する台帳を作成した場合は、当該台帳の写しを出先機関の長に送付しなければならない。

また、定期的にリース資産現物についてリース台帳との照合を実施し現物管理する必要がある。

② 契約事務

1) 都度の作業完了報告の受領について

【意見】

県中央水道事務所では、施設内の植栽管理について業務委託を実施している。具体的には、水戸浄水場敷地における芝刈りや草地刈込み等に関する業務を委託しており、その実施頻度は年3回程度となっている。ただし、書面での完了報告は年度末の年1回となっており、都度の完了報告を受けるといった仕様とはなっていない。

(表) 植栽管理業務委託の概要

名称	植栽維持管理業務委託
金額	3,348 千円
概要	<p>(1) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木管理 刈込み, 植込み地除草</li> <li>・ 草地管理 草地刈込み</li> <li>・ 芝地管理 芝生地刈込み</li> <li>・ 枝葉, 刈草処分</li> </ul> <p>(2) エリア 水戸浄水場</p> <p>(3) 委託期間 平成29年6月23日から平成30年2月28日まで</p> <p>(4) 実施頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芝刈 (芝地) 場内3回/年 (7月, 9月, 11月)</li> <li>・ 草地除草 場内2回/年</li> </ul>
業務完了報告	業務完了報告は委託期間終了後に行う。なお、刈込み等作業の完了の都度では当水道事務所が定めた監督員が立会検査を行うこととなっているが、立会検査実施の記録を入手又は作成していない。

都度の業務完了時における立会検査の記録がないことから、適時の実施状況把握やその検証が困難となっている。

委託契約上、年3回程度の作業完了時に立会いを実施することとなっているが、受託者による作業完了責任遂行の書類として、また、すべての作業箇所に立ち会うことができない可能性を考慮すれば、業務完了の都度、受託者からの完了報告について文書をもって受領する仕様とすることが望ましい。



③ 消耗品管理

1) 郵便切手の浄水場間譲渡について

【指摘】

郵便切手については、各水道事務所において管轄する浄水場の必要枚数・金額をとりまとめ、決裁を経て購入している。購入後は各浄水場に郵便切手現物を手交し、それぞれが郵便切手類出納簿に記入、分別管理しているとのことである。

県中央水道事務所において、郵便切手の購入に係る証憑を閲覧したところ、決裁における郵便切手購入額と郵便切手類出納簿の受入枚数が一致すべきところ、その受入枚数が異なる事例（那珂川浄水場 平成 29 年 12 月 27 日）を検出した。この点を質問したところ、「現場の対応としては、物品出納員確認のもと県中央水道事務所で管理していた 120 円切手 20 枚分の管理を那珂川浄水場に引渡（譲渡）をしたものである。なお、当初の郵便切手購入時における使用枚数の見積もりが適切でなかった結果からこのような払出しが生じたものであり問題であったと認識している。」との返答を得た。

(表) 郵便切手類出納簿の状況

(那珂川浄水場郵便切手類出納簿より)					
					品目 (120 円)
年月日	受	払	残	受領印	摘要
29. 12. 27	20 枚			印 ※	県中央事務所より受取
※ 押印者 2 名					
(水戸浄水場郵便切手類出納簿より)					
					品目 (120 円)
年月日	受	払	残	受領印	摘要
29. 12. 27		20 枚		印 ※	那珂川浄水場へ
※ 押印者 1 名					

郵便切手は、購入の決裁、購入後における事務所長の検査を経て、物品出納員への引渡し（茨城県企業局会計規程第 140 条）、物品受払簿への記録が行われることから、その過程において各浄水場の購入明細の確認を経て、それぞれの分別管理に至っているものである。しかし、その後において、担当者間で郵便切手の譲渡が行われたことは、金銭と同一視すべき郵便切手に関し、その購入から保管へと至るまでの一連の手続きにおいて、決裁、検査、物品出納員による管理という厳正な取り扱いを規定した趣旨に照らし適切ではない。

郵便切手の浄水場間譲渡が生じないように、決裁時に必要枚数を適切に見積るべきである。また、浄水場間の貸借が行われないようにすべきである。

## 2) 郵便切手類出納簿について

### 【意見】

郵便切手の受払については、茨城県企業局会計規程に従い「様式第 46 号 物品受払簿」により整理する必要がある。しかし、郵便切手の受払を管理するために「郵便切手類出納簿」を備え付け、受払の都度、記載を行っている。その出納簿を閲覧したところ、切手払出時の記載について摘要欄に「書類」とのみ記載されている事例を検出した。

郵便切手類出納簿への記載事例					
					品目 (120 円)
年月日	受	払	残	受領印	摘要
30. 1. 26	枚	4 枚	52 枚	印	書類
30. 1. 31		6	46	印	書類

郵便切手類出納簿は、現金とその取り扱いを同視すべき郵便切手の管理を厳正に行うためにその整備・保管が求められているものである。その主な役割は、受払・在庫管理に加え、使用目的の明確化である。その使用目的の明確化という機能を有効に働かせるためには、摘要欄における「書類」の記載だけではならず、宛先あるいはその具体的名称を記載することが必要である。しかし、宛先あるいは摘要欄において具体的内容の記載がされていないことから、使用目的が明確でないという点で問題である。

郵便切手の受払については、茨城県企業局会計規程に従い「様式第 46 号 物品受払簿」を使用し、宛先あるいは郵便物の具体的名称を整然と記載すべきである。

## 6. 水質管理センター

### (1) 水質管理センターの概要

#### ① 水質管理センターの概要

水質管理センターは、企業局の県南，鹿行，県西，県中央の各広域水道用水供給事業及び那珂川，鹿島，県南西広域，県央広域の各工業用水道事業の水質管理に関し，水道法及び工業用水道事業法に基づき，供給水（水道水，工業用水）の水質検査，浄水場の水処理に係る水質検査，水源である霞ヶ浦，北浦，鰯川，利根川，鬼怒川，那珂川，澗沼川，小貝川の水質調査を実施している。また，水道事務所・浄水場に対する水質管理に係る支援や水処理に係る調査・研究も行っている。

なお，平成10年度からは原水から末端までの一貫した水質管理や水質検査の迅速化を目的として，県南広域の市町村と水道水の共同検査を実施している。

#### ② 水質検査体制

水質検査の種類	試験機関	検査内容
1 定期水質検査		
(1) 取水原水水質検査	水質管理センター，各浄水場	水質基準項目，農薬，かび臭を主に全項目を検査
(2) 水処理工程水質検査	水質管理センター，各浄水場	かび臭やトリハロメタン等を検査
(3) 浄水水質検査	水質管理センター	水質基準項目，水質管理目標設定項目及び要検討項目等を検査
(4) 配水池水質検査	水質管理センター	水質基準項目を中心に検査
2 日常水質検査	各浄水場	色度，濁度及び残留塩素をはじめ，pH値，塩化物イオン等，水質管理上必要とされる項目を検査

検査計画：水質基準に関する省令（H16. 4. 1 施行，H27. 4. 1 一部改正）に基づき年間の水質検査計画を策定。

検査結果の公表：水質基準項目については，検査結果を企業局のホームページで翌月に公表。その他の検査項目は，年1回水質年報として公表。

### (2) 指摘又は意見

#### ① 固定資産管理

##### 1) 固定資産の実査について

#### 【指摘】

水質管理センターにおいては，定期的に固定資産台帳と現物を照合する，いわゆる固定資

産実査を実施していない。

資産の移管処理や処分処理の処理漏れが生じた場合に適時に発見することができず、帳簿残高の適切性が確保できない。

茨城県企業局会計規程第 154 条に基づき、一定時点における帳簿残高の適切性の確保の観点から、定期的に固定資産の現物確認を実施すべきである。

茨城県企業局会計規程 (調査記録及び事故報告) 第 154 条 総務課長及び出先機関の長は、常にその所掌に係る固定資産を定期的に又は随時に調査を行い、その状況について記録しなければならない。
---

## 2) 固定資産台帳の登録方法について

### 【意見】

1つの固定資産について、事業毎に複数の固定資産番号を用いて固定資産台帳に登録している固定資産が存在した。

(表) 固定資産台帳の登録状況

(単位：円)

課所	事業	資産名称	取得価額	固定資産番号	台帳登録額
水質管理センター	県南広域	鍵付冷凍冷蔵庫	379,500	01201700057	100,568
	鹿行広域			01201700058	102,275
	県西広域			01201700059	102,692
	県中央広域			01201700060	73,965
水質管理センター	県南広域	検体冷蔵庫	470,500	01201700061	124,682
	鹿行広域			01201700062	126,800
	県西広域			01201700063	127,318
	県中央広域			01201700064	91,700
水質管理センター	県南広域	PH計	300,000	01201700065	79,500
	鹿行広域			01201700066	80,850
	県西広域			01201700067	81,180
	県中央広域			01201700068	58,470

通常、固定資産台帳においては、1つの固定資産について、1つの固定資産番号として登録すべきである。1つの固定資産に複数の固定資産番号で管理した場合、固定資産と現物の照合作業を実施する場合において、固定資産の照合リスト(ロケーションリスト)を作成することが困難となるという問題が生じる恐れがある。

減価償却費の各事業への配分上、事業毎に台帳管理したい場合においても、固定資産番号は1つの固定資産で1つとして、枝番等を使用して管理すべきである。

但し、現状の固定資産システムでは枝番管理の機能はなく、機能改修には一定の金額が必要となるため、固定資産システムの改修時に、枝番管理機能を要件定義の要望等を含めた上で、対応していくことが望ましい。

## ② 契約事務

### 1) 再リース契約時のリース料金について

#### 【意見】

水質管理センターでは、一部の分析装置等をリースにて調達している。リース契約締結時においては、一般競争入札により業者を決定している。しかし、当初のリース期間の満了後も当該リース資産の使用を継続する場合（再リース）においては、随意契約とし、入札等を行わず、再リース契約を締結している。

通常、再リース契約においては、当初のリース契約において、リース対象機器の代金は支払っているため、再リース価額は、業者にもよるが、当初リース契約の10分の1から12分の1となるのが一般的であるが、一部業者からの再リース価額が割高になっている可能性がある。

(表) 原契約料金と再リース料の比較

整理番号	リース会社	リース物件名	原契約料金	再リース料金
〇-4	〇社	ガスクロマトグラフ質量分析計	133,770 円/月	81,000 円/月
〇-5	〇社	ゲルマニウム半導体検出器一波高分析システム	271,635 円/月	130,680 円/月
〇-6	〇社	ゲルマニウム半導体検出器一波高分析システム	286,215 円/月	130,680 円/月
〇-7	〇社	シアン分析器	63,525 円/月	65,340 円/月

再リース契約時において、再リース価額が当初リース契約の10分の1から12分の1以上となるような場合には、当該理由を確認の上、再度再リースを締結すべきか否かを検討すべきである。

## ③ 消耗品管理

### 1) 薬品管理システムへの登録について

#### 【指摘】

水質管理センターは、試薬品の棚卸しを年に1回行っている。下記は、平成29年度試薬類棚卸（平成30年3月1日～2日実施）の実施結果の抜粋である。

1) 棚卸中、現物は既に処分されているもののシステム上は存在している試薬品（所在
--

不明試薬類) が多数見られましたので、試薬類使用者におかれましては、現物廃棄時のシステム処理を徹底していただきますようお願いいたします。

2) システム上の保管場所と実際の保管場所が異なる試薬類が多数見られましたので、試薬類使用者におかれましては、保管場所変更時のシステム登録を徹底していただきますようお願いいたします。

(平成 29 年度試薬類棚卸の実施結果について (お知らせ))

この 2 つの検出事項が生じた原因は、薬品管理システムへの登録が徹底されていないことによる。同センターでは、試薬類使用者が薬品管理システムへの現物廃棄登録を行うことになっているが、棚卸結果から見るに、タイムリーに登録が行われず放置される傾向にあると考えられる。タイムリーに薬品管理システムに登録が行われていないことは、試薬類のステータスがどのようになっているか明らかにならず、試薬類の管理が適切に行われているとは言い難い。また、タイムリーに登録が行われていない薬品管理システムから一覧をアウトプットし実地棚卸する場合には、単にシステム上の登録を「実際にあるもの」に置き換える情報を得るに過ぎず、「あるべきもの」と「実際にあるもの」を比較し、なくなっているものがないか把握する実地棚卸の趣旨を達成することはできず、この点、試薬類の管理が適切とは言えない。

薬品管理システムへの登録は、試薬類管理の根幹をなすものであるが適時・適切な登録が行われてはじめて機能するものである。そのため、登録を担当する試薬類使用者への啓蒙をはじめ、適時・適切なシステム登録を担保できるように管理者のチェックプロセスを設ける等の対策を講じるべきである。

### Ⅲ 公益財団法人茨城県企業公社

#### (1) 公益財団法人茨城県企業公社の概要

##### ① 事業概要

茨城県企業局が実施する水道用水供給事業及び工業用水道事業は、県民の暮らしや産業活動を支え、その施設は必要不可欠なライフラインとなっている。

公益財団法人茨城県企業公社は茨城県企業局と一体となり、浄水場の運転管理業務や管路の保守点検業務を担い、水道用水をそれぞれの市町村が所有する配水場へ、また工業用水をそれぞれの企業へと供給している。

##### 1) 浄水場の運転管理及び保守点検業務

茨城県企業局の 11 浄水場において、24 時間体制で業務を行っている。25 年以上の経験と実績を活かし、たしかな技術で安心・安全な水づくりに貢献している。

##### 2) 水質検査業務

浄水場が取水している水や水道水として送り出す水の水質検査を、茨城県企業局水質管理センターと一体となって実施している。更には、一部の浄水場において次亜塩素・凝集剤等を適正に注入するための水質管理を行っている。

茨城県企業局水質管理センターは、水質検査の信頼性保証システムの一つである「水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）」の認定を取得している。公益財団法人茨城県企業公社職員は、検査担当者として登録される等、水道法に基づく水質検査を高い信頼性をもって行っている。

##### 3) 管路の保守点検業務

茨城県企業局が有している 1,300 kmを超える管路の巡視点検や、管路に設置されている弁類約 6,800 個の清掃及び分解整備をしている。

##### 4) 水道工事監督補助業務

茨城県企業局が推進している「管路更新（耐震化）事業」を、より迅速かつ的確に進められるよう、茨城県企業局が行う監督業務や、関係機関との協議等の補助を、各水道事務所において実施している。

##### 5) 水道の普及促進・啓発

水道に関する情報を親しみやすい形で提供し、水道に対する理解と関心を得るために活動している。

茨城県の水道普及率は、公益財団法人茨城県企業公社設立時点である平成 2 年度末の 79.1%から 26 年を経た平成 28 年度末で 94.4%に上昇した。しかし、全国平均の 97.9%と比較すると依然低い状態である。

公益財団法人茨城県企業公社では、「安全な水、安心して飲める水、安定して送られる水」といった水道の役割について、県民の理解と関心を深めるため、茨城県（保健福祉部・企業局）、各市町村と連携し、水道普及促進・啓発活動を行っている。



② 決算状況

1) 貸借対照表 (要約)

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
流動資産	114,423	106,052	126,485
固定資産	379,901	451,744	513,896
流動負債	106,513	103,060	126,465
固定負債	263,839	331,131	390,230
指定正味財産	30,000	30,000	30,000
一般正味財産	93,971	93,604	93,685

2) 正味財産増減計算書 (要約)

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般正味財産増減			
経常収益	1,392,751	1,431,217	1,470,407
経常費用	1,393,672	1,431,584	1,470,327
当期経常増減額	△921	△367	80
当期一般正味財産増減額	△921	△367	80
指定正味財産増減額			
当期指定正味財産増減額	—	—	—

(2) 指摘又は意見

① 経営全般

1) 監査報告書への監事署名について

【指摘】

平成 29 年度における業務の執行状況及び会計の状況についての監査報告書を閲覧したところ、監事は 2 名選任されているが、監査報告書への署名押印は 1 名のみであることが判明した。この点を質問したところ、監事による監査は本社で行われているが、署名押印していない監事はやむを得ない事情により出席できなかったため、署名押印がされていないということであった。

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成しなければならない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条 1 項、第 124 条、第 199 条、同施行規則第 16 条、第 36 条、第 64 条）。しかし、監査報告書において署名押印がされていなければ、監査の実施の有無、結果が明らかとならず、理事会において監事の意見を踏まえた上での承認ができ



ないという点で問題がある。また、理事長に提出された監査報告書も監事の署名押印がなければ、その報告書が真正なものであるかどうかについても疑念が残る。

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する義務があるのであるから、その監査結果についての監査報告書に署名押印すべきである。

## 2) 経営計画の推進について

### 【意見】

公益財団法人茨城県企業公社では、第4次中期経営計画（平成27年度～31年度）が策定されており、その計画に基づき、事業運営が図られているところである。その計画書第5章計画の推進では、「進行管理においては、PDCAサイクルで進行管理を行う」とし、(1) 進行状況の把握・評価、(2) 調整及び改善策の検討、(3) 計画の見直し検討があげられている。この点、具体的にどのような進行管理が行われているのか質問したところ、計画の一部である職員の年齢構成の是正、技術力の強化、進行管理結果の公表に関する項目については進行管理されているものの、全般的な進行管理はされていないとの返答を得た。

(表) 第4次中期経営計画（抜粋）

第4次中期経営計画（平成27年度～31年度）

第4章 事業展開の方向

1 事業経営方針

- (1) 公益目的事業（水道及び工業用水道）の充実と積極的な推進
- (2) 経営の効率化と組織体制の強化
- (3) 労働安全衛生の徹底
- (4) 危機管理体制の強化
- (5) 経営基盤の強化
- (6) 新規事業の展開
- (7) コンプライアンスの徹底と県民へのPR

第5章 計画の推進

1 進行管理

本書においても、前経営計画に沿って毎年度事業計画を立て、実施し、課題等抽出しながら事業計画の見直しにつなげてきたことは記載のとおりである。この中期経営計画を推進するにあたって、進行管理においては、PDCAサイクルで進行管理を行う。

(1) 進行状況の把握・評価

各項目の実施状況を把握し、評価を行う。

(2) 調整及び改善策の検討

進行管理を行うにあたり、支障が出た場合又は予測していなかった事態などが発生し

た場合、調整を行い改善策の検討を行う。

### (3) 計画の見直し検討

社会情勢の大きな変化や、企業公社と一体的管理体制をとっている県企業局の要請があった場合など、必要に応じて計画の見直しを行う。

経営計画では、事業方針として7項目が列挙され、具体的取組を行うこととなっている。しかし、その進行管理は一部にとどまり、定性的評価は行われておらず、不十分なものである。中期経営計画が第4次として策定されてはいるものの、計画書にいうPDCAサイクルによる進行管理が十分に行われていないことから、計画の推進が効果的に図られていない可能性があり適切ではない。

計画の推進を効果的に図るべく、具体的取組を行うとしている項目について、数値目標に関する事項のみではなく、定性的事項も加え、全般的にPDCAサイクルで進行管理を行うべきである。

## ② 情報管理

### 1) 個人情報保護規程の整備・運用について

#### 【意見】

公益財団法人茨城県企業公社では、業務運営の過程において、必要に応じて個人情報を取得している。例えば、管路保守点検業務における交通警備誘導業務を外部業者に業務委託している場合、当日作業現場において委託業務に従事する人物について、本人確認する必要性があるため、事前に業務委託先会社から業務に従事予定の従業員の住所、氏名、顔写真等の個人情報の提供を受け、本人確認のための資料としている。

個人情報を取得している場合、個人情報保護法に基づいた取り扱いが求められる。そこで、個人情報の取り扱いに関するルールを確認するための規程の有無を質問したところ、個人情報の重要性は認識し、その取扱いには十分な注意を払っているものの、関連する規程は定めていないとの返答を得た。

個人情報は言うまでもなく、その取扱いには細心の留意を図るべきであり、組織として法の趣旨を踏まえた一定のルールが必要である。しかし、規程が定められていなければ、個人情報の取り扱いは、その取り扱い者により区々となり、また、情報漏えいリスクに適切に対処できないという点において問題がある。

個人情報の管理を徹底すべく、法の趣旨を踏まえ、個人情報保護に関する規程を早急に整備・運用すべきである。

③ 人件費管理

1) 事業所における「時間外勤務伺」等について

【指摘】

平成 29 年 8 月分「時間外勤務伺」、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」を閲覧したところ、勤務内容や時間外勤務時間が手書き記入ではなく、パソコン入力となっており、日々の命令権者印等に押印がなされていたため理由を聞いたところ、事業所においては翌月初に資料を作成し、一度に押印しているとのことであった。なお、承認はその都度口頭で行っているとの説明であった。

(表)「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の記載状況

平成 29 年 8 月分							
命令権者印	直接監督責任者印	勤務月日	勤務の内容	職名 ○○		職員名 ○○	
				勤務時間	時間外勤務		勤務者印
印	印	8/1	○○	○時～○時	○時間	○時間	印
印	印	8/2	○○	○時～○時	○時間	○時間	印
印	印	8/10	○○	○時～○時	○時間	○時間	印
印	印	8/17	○○	○時～○時	○時間	○時間	印

記載状況は実際の様式を簡略記載した。

勤務月日、勤務の内容、勤務時間、時間外勤務についてパソコン入力となっており、印のすべての個所は押印されていた。

時間外勤務は都度承認する必要がある、その証拠も都度残す必要がある。そのために例えば、「時間外勤務伺」、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」は手書きで記入を行い、承認の上証拠を残すことが考えられる。

2) 起案文書に関する文書管理について

【意見】

平成 29 年 3 月 31 日決裁の「嘱託職員の給与及び臨時職員の賃金改定について（伺い）」についての起案文書を閲覧したところ、起案番号の記載はなかったため、文書管理について質問したところ、当該起案文書については文書番号簿の対象外となっているため、文書番号簿には載せていないとのことであった。このような人件費に関する起案文書は公益財団法人茨城県企業公社文書取扱規程に定める文書のうち「内部的なもの」に該当することから、

文書番号簿（様式第9号）記載の対象外となるとのことであった。

（表）文書取扱規程 原議書の登録

公益財団法人茨城県企業公社文書取扱規程

（原議書の登録）

第20条 原議書は、次の各号に定めるところにより登録しなければならない。

（1）諸規程は、令達文書番号簿（様式第8号）に登録する。

（2）一般文書は、次に掲げるもの以外のものを文書番号簿（様式第9号）に登録する。

ア 事務連絡及び内部的なもの

イ 郵便はがき（重要なものを除く。）及び電報によるもの

ウ その他内容が軽易なもの

起案書による決裁は、組織において実行された意思決定過程の文書でありそれを適切に整理保存することが望ましく、また、後に監事などの第三者によって監査・調査することを容易にすることから、一覧表化することが望ましいと考えられる。

内部的なものであっても人件費に関する文書のように財務的影響がある起案文書についても重要文書として位置づけ、文書番号簿（様式第9号）の対象とすることが考えられる。

（表）文書番号簿（様式第9号）

様式第9号（第20条第2号）

文 書 番 号 簿

月 日	登録番号	件 名	あて先	差出者
・				
・				
・				

### 3) 適切な退職給付引当金の計上について

#### 【指摘】

平成29年度決算における退職給付引当金の計算を確認したところ、公益法人会計基準等に照らして適切でない計算が行われていた。

会計基準等においては、退職給付債務は期末要支給額により算定することとされているが、平成24年度公益法人への移行に伴って計算した期末要支給額の予測額をもって算定しており、平成29年度末時点における期末要支給額によって算定を行っていなかった。また、公益法人への移行時点における期末要支給額との差額について、各年度における退職金支払額の多寡に応じた金額を退職給付費用の科目で計上する会計処理を行っているが、こうした処理は会計基準に準拠した処理ではない。

(表) 関連する会計基準等

「公益法人会計基準」の運用指針 平成 20 年 4 月（平成 21 年 10 月改正）内閣府公益認定等委員会

5. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり，退職給付の対象となる職員数が 300 人未満の公益法人のほか，職員数が 300 人以上であっても，年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては，退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

附則 公益法人会計基準を適用する際の経過措置

3. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱について

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については，平成 20 年 12 月 1 日以後開始する最初の事業年度から 12 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。なお，既に退職給付会計の導入が行われている公益法人においては，従前の費用処理方法により引き続き行うものとする。

退職給付に関する会計処理について，公益法人会計基準等に基づいた会計処理となっていない。今後は，公益法人会計基準等に基づき会計処理する必要がある。

(表) 平成 29 年度末における決算書への影響

(単位：千円)

	法人の処理	会計基準等に基づく 処理	差額
期末要支給額	444,857	※1 441,893	2,964
未引当額	54,626	※2 55,290	664
貸借対照表残高	390,230	386,602	3,628

※1 法人作成の期末要支給額算出資料より。

※2 平成 24 年度不足額を 8 年の定額法により算出した未引当残額。

4) 事業共通費按分計算について

【指摘】

本社人件費の事業別按分計算について，本社部門各人の事業別従事割合に基づき按分計算を行い配賦しているとのことであったが，計算を確認したところ，同一の共通費について 100%を超える割合で計算されているものがあつた。(表) 本社人件費に係る事業別配賦割合の現状に示したとおりである。各事業に従事した割合によって共通費を按分する考え方で

あることから、それぞれの割合の合計は100%となるのが通常である。

この原因としては、同一の配賦基準であるにもかかわらず、複数の資料によって計算が行われており、それぞれの整合性を図っていないことが考えられる。

(表) 本社人件費に係る事業別配賦割合の現状

共通費の内容	給料	手当等
浄水場運転管理等 ※1	99.64%	99.64%
水道工事監督補助 ※1	0.36%	0.36%
水道普及促進・啓発 ※2	0.32%	0.32%
管理 ※3	0.03%	—
合計	100.35%	100.32%

※1 「平成29年度 管理費の配賦基準」より。

※2 「平成29年度 広報費配賦」より。

※3 「平成29年度 法人会計」より。

事業別按分計算が適正に行われない場合、事業別損益管理が適切に行うことができず、また、事業収益に係る事業実績報告書の金額が適当ではないこととなる。

(表) 事業費及び管理費への影響額

(単位：千円)

	給料	手当等	合計
共通費の額 ※3	39,732	20,288	60,020
浄水場運転管理等	※1 138	※2 64	202
水道工事監督補助	—	—	—
水道普及促進・啓発	—	—	—
管理	※1 △138	※2 △64	△202

※1 39,732千円×(99.64%-(99.64%÷100.35%))

※2 20,288千円×(99.64%-(99.64%÷100.32%))

※3 法人は個人別に共通費の計算を行っているが、ここでは概算影響額算出のため簡便的に「平成29年度 管理費の配賦基準」に基づく給料及び手当等を共通費の額としている。

従事割合について再検討するとともに、配賦計算に係る資料作成を配賦基準ごとに作成する必要がある。



#### ④ 契約事務

##### 1) 第三者への業務再委託について

###### 【指摘】

公益財団法人茨城県企業公社は、水道普及啓発業務を随意契約によって企業局から受託している。その委託契約書には第10条において、「業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ企業局の承諾を得たときはこの限りではない。」として、再委託等の制限条項が置かれている。委託契約の受託者である公益財団法人茨城県企業公社は、「いばらきのおいしい水」及び啓発リーフレットの作成に関し、第三者へ委託を行っていることから、あらかじめ企業局からその再委託について承諾を得る必要がある。その点を質問したところ、契約書第6条に基づき提出した業務実施計画書において第三者への再委託を含めて承認されているほか、再委託先を含めた事前協議を行っていることから事実上、企業局の承諾を得ているとの回答を得たが、契約の承認に係る関連書類において、その事実は確認できなかった。

契約書条項において、委託契約の受託者が第三者へ再委託する場合にあらかじめ企業局の承諾を得ることとした趣旨は、委託業務の目的遂行の可否、効率性の観点から再委託の可否について判断する機会を企業局に留保したことにあると考える。さらに、金額的重要性（業務委託料に占める再委託に係る費用の割合を算出すると55%程度となる。）を考慮すると、再委託の承諾は契約における重要な事項であるといえる。したがって、再委託が行われた場合には、その承諾の有無、理由、具体的内容を意思決定の過程も含め明確にしておく必要がある。

公益財団法人茨城県企業公社は、本受託業務に関し、第三者へ再委託する場合には、その手続きが契約書条項に基づき適正に行われていることを明確に示すため、必ず、再委託に関する具体的情報の事前の通知を行い、その承諾の有無、理由、具体的内容を書面により記録し、保管すべきである。

#### ⑤ その他諸経費管理

##### 1) 事業所の予算管理について

###### 【意見】

事業所における経費支出については、四半期ごとに経理担当部門から前渡金の交付を受け、その中から支出している。経費の内容に応じ、その交付を受ける時点でその支出可能性及びその具体的金額が未確定なもの、例えば備用品費などは一定額の交付を受けたうえで、原則としてその金額の範囲内で支出している。その場合、交付を受けた金額の範囲内であれば、経費として支出でき、年度を通じて前渡金に余剰が生じた場合にのみ返却されることとなっている。この点に関連し、事業所ごとの予算管理の有無について質問したところ、本社においては事業所ごとの予算管理は行っていないとの返答を得た。

(表) 事業所別経費実績

(単位：円)

事業所	福利厚生費	備用品費	会議費	通信運搬費	手数料他	合計
県南	261,739	171,889	24,236	3,765	55,320	516,949
利根川	106,032	109,075	9,217	5,715	46,500	276,539
阿見	150,144	184,122	18,576	3,069	52,900	408,811
鹿行	273,848	158,939	23,496	11,489	68,971	536,743
鰯川	105,245	116,461	12,125	120	4,536	238,487
県西	206,448	126,269	24,000	13,391	48,100	418,208
新治	124,861	125,669	23,832	7,899	58,715	340,976
水海道	212,676	124,915	19,350	7,905	52,700	417,546
県中央	321,355	172,040	18,000	7,082	97,680	616,157
湊沼川	195,550	141,799	22,497	3,300	52,700	415,846
那珂川	93,017	84,321	16,720	3,300	9,000	206,358
水質管理	167,065	123,419	11,896	6,602	0	308,982
合計	2,217,980	1,638,918	223,945	73,637	547,122	4,701,602

(平成29年度前渡金支出一覧表より)

(表) 一人当たり前渡金支出金額

事業所	前渡金支出金額 (円) (A)	人数 (人) (B)	一人当たり前渡金支出金額 (円) (C) = (A) / (B)
県南	516,949	19	27,207
利根川	276,539	17	16,267
阿見	408,811	15	27,254
鹿行	536,743	27	19,879
鰯川	238,487	13	18,345
県西	418,208	19	22,010
新治	340,976	16	21,311
水海道	417,546	18	23,197
県中央	616,157	20	30,807
湊沼川	415,846	16	25,990
那珂川	206,358	7	29,479
水質管理	308,982	21	14,713
合計	4,701,602	208	22,603



上記表によれば、一人当たり前渡金支出金額が最大額の県中央事業所と最小額の水質管理事業所の差は  $30,807 - 14,713 = 16,094$  円と 2 倍近くの差があることから、人数などに応じた交付が行われていないことがうかがえる。

事業所ごとの予算管理が行われていないことから、交付を受けた前渡金の範囲内という一定の制約の中での支出は任意であり、経費の抑制を図るという点で適切ではない。

法人を巡る経営環境は、水道法の改正による民間業者の参入可能性など、大きく変化している。仮に民間業者との間で業務受託に関し、技術以外の点でその優劣を判断するとすれば、その財務体質であり、いっそうの経費抑制が求められるであろうことは想像にかたくない。経費抑制のためには、事業所ごとの予算管理を行い、経費節減に努めるべきである。

## ⑥ 出納管理

### 1) 債券の未収利息の計上について

#### 【指摘】

現在、下記の債券を保有しているが、その受取利息の計上は、すべての銘柄で現金主義によっており未収利息分を計上していない。

(表) 未収利息の試算

計上科目	銘柄名	額面 (百万円)	利率	利払日	未収期間	未収金額 (円)
(基本財産) 投資 有価証券	A 公債	40	0.21%	5月, 11月	4か月	28,000
(特定資産) 退職 給付引当資産	B 公債	20	0.318 %	1月, 7月	2か月	10,600
(その他固定資 産) 投資有価証券	C 公債	9	0.39%	6月, 12月	3か月	8,775
(その他固定資 産) 投資有価証券	D 公債	8	0.35%	1月, 7月	2か月	4,666
(その他固定資 産) 投資有価証券	E 公債	13	0.42%	6月, 12月	3か月	13,650
合計						65,691

利息の計上は原則として発生主義によって計上すべきであるが、現状は現金主義によっているため最終の利払い日から決算日までの期間で発生している利息について本来計上すべき期間に計上されていなかった。

今後は、最終の利払い日から決算日までの期間について発生している利息について未収となっている金額を計上する必要がある。

## 2) 現金出納簿等の確認方法について

### 【意見】

事業所における小口資金として、各事業所の預金口座に本社から資金を振り込んでいる。この小口資金については、毎月经費の支出内容について「経費支出報告（前渡金）」を各事業所から報告を受けている。この「経費支出報告（前渡金）」には、各事業所長の確認印が押印されており、領収書や通帳のコピー等の証拠書類を添付することになっている。

証拠資料として添付されるものの中に、現金と預金の合計での出納簿があるが、それぞれの内訳が記載されていない。預金の残高は通帳のコピーが添付されているため把握できるが、現金の残高は明示されておらず、添付されている通帳のコピーの金額を出納簿の金額から差し引かなければ求められない。また、当該出納簿には作成者印が押印されていないため、作成責任者が不明確となっている。

また、「経費支出報告（前渡金）」は各事業所が本社に報告するための書類であるが、本社で確認した証跡がない。

出納簿については、現金と預金とを分けて記載した方が記入、確認しやすいと思われる。また、月末の残高について出納簿作成者の担当印の押印をするように各事業所で統一した方が望ましい。

さらに、各事業所から送付された「経費支出報告（前渡金）」の本社での確認作業時に本社の担当者が確認印を押印し、証跡を残すことを検討すべきである。

第4章 過去の包括外部監査報告書の指摘に対する措置状況

I 平成15年度包括外部監査報告書

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	措置の確認
1. 水道用水供給事業及び工業用水事業について		
(1) 資産の維持管理、処分の適法性及び事務の効率性を主な視点とした指摘事項		
① 工業用水道事業の建設仮勘定の残高について		
<p>1) 完成した資産(施設利用権)を未稼働率により建設仮勘定としているが、固定資産に計上し減価償却を計上すべきである。</p> <p>2) 完成した資産の未稼働分に係る支払利息は、完成し使用開始しているものであるから建設仮勘定に計上すべきでない。</p> <p>3) 維持管理費は、資産性がなく建設仮勘定に計上すべきではない。</p> <p>4) 建設仮勘定の適切な残高は、299億70百万円から204億60百万円を差し引いた95億09百万円であり、平成14年度までに、57億96百万円の費用計上が漏れていた。</p>	<p>(平成16年6月の対応状況) 1)～4) 未稼働部分に係る施設利用権・支払利息・維持管理費については、総務省と協議を進めるとともに、他県の状況や一般会計との調整を踏まえた上で検討を進めて行く。</p> <p>(平成19年7月の対応状況) 1)～4) 建設仮勘定の残高のうち、未活用分(未活用水源に係る施設利用権、支払利息及び維持管理費)については、建設仮勘定から流動資産に振り替えた。また、未稼働分(使用していない施設利用権及び支払利息)については、総務省でも認められた措置であることから、資産計上や費用化はしないこととした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
② 水道用水供給事業の建設仮勘定の残高について		
<p>1) 高度浄水処理実証プラントは、建設当時に繰延資産及び固定資産として計上すべきであり、建設仮勘定に計上していたのは不適切である。</p>	<p>(平成16年6月の対応状況) 1) 高度浄水処理実証プラントの建設工事費用については、平成15年度に資産計上した。また、実験調査委託費については、平成16年度に建設仮勘定から除却し費用計上した。</p>	<p>1) 措置状況を確認した。</p>

2) 緒川ダムは、事業廃止が決定した年度で除却すべきであった。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 緒川ダム中止に伴う事業負担金については、平成 15 年度末で除却した。	2) 措置状況を確認した。
3) 建設仮勘定の適切な残高は、749 億 74 百万円から 12 億 64 百万円を差し引いた 737 億 09 百万円であり、平成 14 年度までに 2 億 38 百万円の費用の計上が漏れていた。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 3) 費用計上漏れについては、資産計上することにより減価償却する。 (平成 17 年 7 月の対応状況) 3) 平成 16 年度に費用計上した。	3) 措置状況を確認した。
③ 借入金の借換等及び建設利息の計上方法について		
1) 今後も積極的に借入金の借換及び繰上償還を行うべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 公庫債の借換基準の緩和及び政府債の借換制度の創設について引き続き国に要望していく。	1) 措置状況を確認した。
2) 建設利息の計上方法が適切ではない。建設中の工事とそれに係る借入金を特定管理するなどの方法を検討すべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 建設利息の計上方法について、他県の状況等情報収集に努め、より効果的な管理方法を検討していく。 (平成 19 年 7 月の対応状況) 2) 今後新たに計上する建設利息については、特定管理とすることとした。	2) 措置状況を確認した。
④ 水道用水供給事業の水源の転用について		
1) 霞ヶ浦導水事業の利水量の削減を図り工業用水の上水への転用をしたが、更に早期に削減していれば負担軽減がより大きかったと思われる。今回の転用後も残っている未活用工業用水を有効活用出来るように早期に対策を実施すべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 鹿島 3 期の転用後の未活用工水については、「県南西広域的水道整備計画」等の策定により、将来の水需要が明確となった時点で、知事部局と協議していく。また、県南工水の 40 千 m <sup>3</sup> /日については、県南地域の産業活用に必要	1) 措置状況を確認した。

	な水源であり，引き続き活用方策について検討していく。	
2) 削減した水量に対応する負担金 100 億 02 百万円を施設利用権に振り替えたのは誤った処理であった。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 平成 15 年度末に施設利用権から建設仮勘定に振替を行った。	2) 措置状況を確認した。
⑤ 固定資産の管理と減価償却費について		
1) 減価償却費について，法令改正の際に耐用年数の変更を適正に実施しなかったこと等により耐用年数の適用誤りが多数あり，適正な固定資産管理がなされているとは言えない。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 平成 16 年度中に固定資産台帳の見直しを行う。 (平成 17 年 7 月の対応状況) 1) 平成 16 年度に固定資産台帳の見直しを行った。	1) 措置状況を確認した。
2) 固定資産管理事務については，正確かつ効率よく実施できるように電算システムをより効果的に活用し，固定資産台帳の記載内容等についても，改善することが必要である。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 現在の財務システムの修正にあわせて，固定資産台帳の修正を行う。 (平成 18 年 6 月の対応状況) 2) 平成 18 年度に，より効率的な固定資産システムに改善し，併せて固定資産台帳の記載内容等も改善することとした。	2) 措置状況を確認した。
⑥ 債権の管理について		
1) 新規契約の際に給水先企業の決算状況の把握など債権管理を徹底し，新たな不良債権発生の防止に努めるべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 新規契約にあたっては，企業の経営状況の把握に努める。	1) 措置状況を確認した。

2) 不良債権については、時効の中断措置などによる積極的な回収策を講じるべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 滞納企業に対しては督促方法等を検討し、分割納付を活用するなど、企業に対し積極的に交渉を進め、債権回収に努めている。	2) 措置状況を確認した。
⑦ 資本的支出と修繕費の区分について		
資本的支出と修繕費の区分は実務上非常に煩雑であるため、事務の効率性及び統一的な処理の観点から、「修繕費支弁基準」など一定の基準を早急に作成すべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 平成 16 年度に修繕費支弁基準を作成する。 (平成 17 年 7 月の対応状況) 平成 16 年度に修繕費支弁基準を作成した。	措置状況を確認した。
⑧ コンピューターソフトの取得時の会計処理について		
ソフトウェアは取得時に費用処理せず、「無形固定資産」として資産計上すべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 今後取得するソフトウェアは、資産に計上するように企業局会計規程の改正を行った。	措置状況を確認した。
(2) 適正な経営成績の表示, 正確な原価計算と料金設定, 利用者への十分な情報開示を主な視点とした指摘事項		
① 修繕引当金について		
1) 引当金計上基準がなく, 大規模修繕に備える引当金なのか, 修繕費の平準化のための引当なのか, 具体的な目的が不明である。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 平成 16 年度中に基準を作成し, 引当の目的を明確にする。 (平成 17 年 7 月の対応状況) 1) 修繕引当金取扱要領を定め, 引当の目的を明確にした。	1) 措置状況を確認した。
2) 水道用水供給事業, 工業用水道事業ともに経営成績の良い事業に多く引当ており, 各事業の経営成績が正しく表示されていない。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 平成 16 年度中に基準を作成し, 基準に沿った引当を行う。 (平成 17 年 7 月の対応状況) 2) 各事業とも, 修繕引当金取扱要領に基づく引当を行う	2) 措置状況を確認した。

	こととした。	
② 本局所属職員の給与費の配賦と退職給付引当金について		
1) 本局所属職員の給与費の各事業への配賦基準が曖昧である。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 平成 16 年度中に給与の配賦基準の見直しを行う。 (平成 17 年 7 月の対応状況) 1) 給与費の配賦基準の見直しを行った。	1) 措置状況を確認した。
2) 各事業の退職給付引当金の引当率に大きな格差があり、財政状態が正しく表示されていない。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 平成 16 年度中に引当基準の見直しを行う。また、引当不足額の積み増しも併せて検討する。 (平成 17 年 7 月の対応状況) 2) 退職給付引当金の見直しを行った。 また、新基準に基づく引当不足額の積み増し計画を立てた。	2) 措置状況を確認した。
③ 一般会計からの繰出金について		
繰出金基準に基づく補助金の受入れについては、受入団体に適切な情報開示がなされるべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 今後は、関係受入団体に対して、積極的な情報開示に努める。	措置状況を確認した。
④ 水道用水供給事業のみなし償却について		
1) みなし償却を一部の水道事業にのみ適用していることが、企業局が運営する 4 つの水道事業間の経営内容の比較を困難なものとしている。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 今後、取得する資産については、みなし償却を行うことで統一した。	1) 措置状況を確認した。
2) みなし償却を採用した場合は、その旨を財務諸表に注記することが適切である。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 今後、財務諸表の作成については、みなし償却の実施年度などの注記をする。	2) 措置状況を確認した。
⑤ 収支予測について		
県南水道事業では、料金算定の	(平成 16 年 6 月の対応状況)	措置状況を確認



ための重要な基礎資料である収支予測と実績とが大きく乖離していた。	今後も、需要予測や経費等を十分精査し、適正な収支予測作成に努める。	した。
⑥ 比較可能な財務諸表の作成について		
1) 会計基準の不統一により、統合が検討されている県南水道事業と県西水道の経営比較が困難となっている。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 今後、各事業の会計基準を精査し、統一が図れるように検討を進めていく。 (平成 18 年 6 月の対応状況) 1) 将来の県南水道と県西水道との統合を見据えて、平成 18 年度から両事業間の会計基準の統一を順次図ることとした。	1) 措置状況を確認した。
2) 水道用水供給事業の統合をするためには、現在 4 事業間で統一されていない会計処理基準を統一する等、比較可能な財務諸表を作成する必要がある。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 今後、各事業の会計基準を精査し、統一が図れるように検討を進めていく。 (平成 18 年 6 月の対応状況) 2) 将来の水道用水供給事業の統合を見据えて、平成 18 年度から 4 事業間の会計基準の統一を順次図ることとした。	2) 措置状況を確認した。
⑦ アロケーションについて		
1) アロケーションの適用について一部適切でないものがある。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) アロケーションの適用を統一するように処置した。	1) 措置状況を確認した。
2) アロケーションについて明確な基準を作成し、それを周知徹底すべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 費用の配分については、より明確で適切なアロケーション基準を作成し、統一的な適用を図る。 (平成 17 年 7 月の対応状況) 2) 費用の配分については、工種毎に適切なアロケーシ	2) 措置状況を確認した。



	ン基準を作成し、統一的な適用を図った。	
⑧ 特定収入がある場合の消費税の会計処理について		
消費税に関する会計処理に一貫性がなかった。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 平成 15 年度中に修正を行った。	措置状況を確認した。
⑨ 配水管移設補償金と移設工事費の取扱いについて		
受益者以外の第三者から受け入れた補償金による移設工事費は、料金計算に反映しないように処理すべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 今後、各県の取り扱い方法などを参考にして、料金計算に影響させない方向で検討していく。	措置状況を確認した。
⑩ 棚卸資産について		
1) 棚卸資産の一部に計上漏れがあった。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) 平成 15 年度中に処理した。	1) 措置状況を確認した。
2) 実地棚卸は、決算整理上重要な作業であることを認識、マニュアルを作成する等の対策をし、適切な棚卸ができるようにすべきである。	(平成 16 年 6 月の対応状況) 2) 各水道事務所の取り扱い方法について調査し、統一した取り扱いマニュアルを作成し指導した。	2) 措置状況を確認した。
(3) 契約事務の適法性、経済効率性を主な視点とした指摘事項		
① 企業局における入札制度の運用について		
1) 建設工事の入札において、落札率が 100%の工事が過去 5 年間で 48 件、平均落札率も 97.8%と極めて高い状況であり、また同種工事の入札においては落札業者に偏りがあるものがある。 2) 管理業務委託において同じ業者が連続して同じ業務を受注しているもの及び材料の入札において落札率が 37.4%と極端に低いものもあり、入札制度が有効に機能していない。 3) 競争入札制度が有効に機能する措置を速やかに講ずるべきで	(平成 16 年 6 月の対応状況) 1) ~ 3) 現在、「茨城県建設工事入札・契約制度検討委員会」において、段階的に入札制度の改革を進めており、その方針を踏まえたうえで、入札が有効に機能するように努める。 管理委託業務については、競争力を発揮させるために、適切な業者選定に努める。	1) ~ 3) 措置状況を確認した。

ある。		
② 財団法人茨城県企業公社への運転管理業務等の委託について		
<p>1) 浄水場等の運転管理業務等の委託は、財団法人茨城県企業公社との随意契約に固執せず、民間委託の導入について積極的に検討すべきである。</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応状況)</p> <p>1) 水道法改正 (平成 14 年 4 月施行) を受けて民間に業務委託した自治体は一部の小規模事業者に限られ、茨城県のような大規模かつ高度浄水処理を実施している事業者においては民間委託を行ったケースはなく、効率性や安全性等の課題を判断する材料がないので、当面は、財団法人茨城県企業公社との委託契約を継続したい。今後の長期的な課題として、他県の動向等を見極めながら、民間委託の可能性について検討する。</p> <p>(平成 18 年 6 月の対応状況)</p> <p>1) 平成 17 年度に設置した「浄水場運転管理業務委託のあり方に関する検討委員会」において、民間委託について調査・検討を行っていくこととした。</p>	<p>1) 措置状況を確認した。</p>

<p>2) 管路保守管理業務委託については、競争原理を働かせるため民間委託の導入を検討すべきである。</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応状況)</p> <p>2) 鹿行水道事務所管路の安全な保守管理を担保するためには、大口経の上工水管が複雑に埋設されている等、当該管路の特殊性を熟知している企業公社に委託することが適切である。</p> <p>従って、当面は従来どおり企業公社に委託することとするが、今後民間委託の可能性についても検討することとする。</p> <p>(平成 18 年 6 月の対応状況)</p> <p>2) 平成 19 年度から競争原理を働かせた契約方法に変更することとした。</p>	<p>2) 措置状況を確認した。</p>
<p>③ 植栽管理業務委託について</p>		
<p>1) 植栽管理については、環境整備はなされるべきではあるが、必要以上の環境美化は不要である。</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応状況)</p> <p>1) 平成 15 年度から芝生等の管理を 3 回に統一した。</p>	<p>1) 措置状況を確認した。</p>
<p>2) 固定化した地元業者優先の入札制度は取り止め、より広域的に参加機会が与えられることによって、公正な競争が促進され、透明性を確保できるように、また、県民が納得できる価格で委託できるように請負業者の選定の仕方を改善すべきである。</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応状況)</p> <p>2) 平成 16 年度契約分から指名業者の入れ替えや指名業者の数を増やすなど、業者選定について指導した。</p>	<p>2) 措置状況を確認した。</p>
<p>3) 企業局全体として樹木区分の仕方・作業内容と剪定単価の共通基準を作成し、無駄のない剪定計画を立てるべきである。</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応状況)</p> <p>3) 樹木管理については、樹木記録簿を整備し、樹木の区分や剪定方法を指導した。</p>	<p>3) 措置状況を確認した。</p>

<p>4) 企業局全体として花壇の設置・管理基準を設けるべきであり、花壇の施工回数の減少化を検討すべきである。</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応状況) 4) 平成 16 年度から花壇については、新たな設置はせず、花壇の管理委託は行わないこととした。</p>	<p>4) 措置状況を確認した。</p>
<p>5) 日常管理方式採用の必要性はないと考えられるので、廃止すべきである。</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応状況) 5) 日常管理方式については、平成 16 年度から廃止した。</p>	<p>5) 措置状況を確認した。</p>
<p>6) 業務完了報告書は、上期・下期等実施のつど提出するように企業局全体として統一すると同時に、出来形数量表の添付を義務づけるべきである。</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応状況) 6) 平成 16 年度から契約書内容の統一を図り、履行確認の際、出来形数量表を添付することとした。</p>	<p>6) 業務完了報告書について、業務完了の都度入手していない委託業務があった。詳細については、包括外部監査の指摘又は意見において記載している。</p>
<p>2. 総括指摘事項</p>		
<p>① 需要予測と現状との乖離を克服し、今後の自主的経営の確立にむけて</p>		
<p>1) 結果的に甘い需要予測になった経験を生かした今後の経営管理 需要予測が結果的に甘かったことについて十分な検討を行い、今後の管理運営に生かすべきである。</p> <p>2) 有収水量の販路拡大努力と組織の効率化、管理運営のあり方全般に関する意識改革 今後、企業局としては、独立採算を原則とする自主的経営の確立を目指し、各年度ごとに利益を確保していくことが至上命題となるが、そのためには、上水道・工業用水ともに、有収水</p>	<p>(平成 16 年 6 月の対応方針) 1) 次期事業計画の策定に当たっては、今後経営管理に資する観点から、計画水量と実需要水量が乖離しないように知事部局と充分協議する。 2) 中期経営計画に基づき、引き続き計画的かつ効率的な事業執行による健全経営に努める。 また、全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議や工業用水道事業研究大会等全国規模での研修会への参加や、職場研修、目標チャレンジ、県民サービス向上運動</p>	<p>1) 措置状況を確認した。 2) 措置状況を確認した。</p>

<p>量の販路拡大に努めるとともに資本費・維持管理費をはじめとする諸経費の一層の削減に向けて、企業局全体として組織の効率化と、一部民間委託等を含む管理運営のあり方全般に関する意識改革を行うことが必要である。</p>	<p>等庁内での様々な活動を通じて企業職員としての意識改革を図る。</p> <p>(平成 17 年 7 月の対応状況)</p> <p>平成 16 年度末に策定した中期経営計画において、経営環境の変化に対応した事業の推進を基本目標に掲げ、水需要の動向に基づく事業の推進及び知事部局との協議を行動計画に位置付けた。</p>	
---	---	--

## 第5章 監査の指摘又は意見項目別一覧

### I 知事部局

No	項目	タイトル	結論
(政策企画部水・土地計画課)			
1	水の科学館県関係展示物 管理運営事業費	予定価格表の確認徹底について	意見
(保健福祉部生活衛生課)			
2	水道普及啓発強化事業委 託費	水道普及啓発強化事業について	意見
3	茨城県水道整備基本構想 21	茨城県水道整備基本構想 21 について	意見

### II 企業局

No	項目	タイトル	結論
(本局)			
1	固定資産管理	リースか購入かの判定について	意見
2		本局一括調達の検討及びその文書化について	意見
3		固定資産台帳の適切な登録について	指摘
4	契約事務	双方代理について	指摘
5		第三者への業務再委託について	指摘
6		「いばらきのおいしい水」のPRについて	意見
7	その他諸経費・消耗品管 理	納入品の在庫管理について	意見
8		旅行命令について	意見
9		自動車使用申込票について	意見
10	決算処理	貸倒引当金について	意見
11		建設仮勘定振替時の確認手続について	意見
(県南水道事務所)			
12	固定資産管理	固定資産の実査について	指摘
13		実証実験プラントの会計処理について	意見
14		研究開発費に係る規程等整備について	意見
15		遊休資産に係る会計処理について	意見
16		減損の兆候の検討について	意見
17	たな卸資産管理	粉末活性炭在庫の活用について	意見
18	契約事務	積算方法の合理性について	意見
19		代理決裁について	指摘

(鹿行水道事務所)			
20	固定資産管理	固定資産の実査について	指摘
21		固定資産及び少額備品現物への管理番号の表示及び管理について	指摘
22		遊休資産について	指摘
23		固定資産台帳の適時な更新について	意見
24	たな卸資産管理	棚卸資産報告の確認印について	指摘
25	消耗品管理	郵便切手の管理について	意見
(県西水道事務所)			
26	固定資産管理	固定資産の実査について	指摘
27		固定資産及び少額備品現物への管理番号の表示について	指摘
28		リース資産台帳の保管及びリース資産の管理について	指摘
29		遊休資産について	指摘
30		備品管理簿の不備について	意見
31		少額備品実査の未実施について	意見
32		巡視日報の記載徹底について	意見
33	契約事務	リースか購入かの判定について	意見
34		決裁権者について	指摘
35		口頭による部分引渡しの指示について	指摘
36	消耗品管理	郵便切手類出納簿について	意見
(県中央水道事務所)			
37	固定資産管理	固定資産の実査について	指摘
38		固定資産及び少額備品現物への管理番号の表示について	指摘
39		備品管理簿の記載漏れについて	指摘
40		リース資産台帳の保管及びリース資産の管理について	指摘
41	契約事務	都度の作業完了報告の受領について	意見
42	消耗品管理	郵便切手の浄水場間譲渡について	指摘
43		郵便切手類出納簿について	意見
(水質管理センター)			
44	固定資産管理	固定資産の実査について	指摘
45		固定資産台帳の登録方法について	意見

46	契約事務	再リース契約時のリース料金について	意見
47	消耗品管理	薬品管理システムへの登録について	指摘

### Ⅲ 公益財団法人茨城県企業公社

No	項目	タイトル	結論
1	経営全般	監査報告書への監事署名について	指摘
2		経営計画の推進について	意見
3	情報管理	個人情報保護規程の整備・運用について	意見
4	人件費管理	事業所における「時間外勤務伺」等について	指摘
5		起案文書に関する文書管理について	意見
6		適切な退職給付引当金の計上について	指摘
7		事業共通費按分計算について	指摘
8	契約事務	第三者への業務再委託について	指摘
9	その他諸経費管理	事業所の予算管理について	意見
10	出納管理	債券の未収利息の計上について	指摘
11		現金出納簿等の確認方法について	意見